

小型船舶に係る規制等の状況調査

報 告 書

平成26年3月

日本小型船舶検査機構

目 次

I. はじめに	1
1. 調査目的.....	1
2. 調査概要.....	1
II. 本 編	2
0. 報告書について	2
0-1 まとめ方について	2
0-2 調査結果一覧表.....	3
1. 法律・国際条約等による航行規制	5
1-1 航行に関する規則（全国編）	6
(1) 船舶安全法	6
(2) 小型船舶操縦者法.....	6
(3) 海上衝突予防法	6
1-2 航行に関する規制（地域編）	8
(1) 港則法	8
(2) 海上交通安全法	11
(3) 河川法	12
1-3 環境保護による規制.....	13
(1) 自然公園法	13
1-4 国際条約等による規制	14
(1) 海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）	14
(2) 日米安全保障条約等	18
2. 都道府県（または市町村）条例による航行規制.....	19
(1) 水上安全に関する条例.....	20
(2) 環境保全に関する条例.....	22
(3) 迷惑防止に関する条例.....	23
(4) ローカルルール	25
3. 活動に関する規制等	27
3-1 釣りに関する規制	28
(1) 漁業調整規則（遊漁・海面利用のルール・マナー）	28
3-2 放置等禁止に関する規制.....	32
(1) 法律による規制	32
(2) 条例による規制	35
(3) 暫定係留施設の整備	36

4. その他.....	37
4-1 公共マリーナに関する情報.....	37
(1) アンケート調査の概要.....	37
(2) 調査項目.....	37
(3) 回収状況.....	37
(4) 調査結果.....	37
4-2 小型船舶の保険に関する情報.....	42
(1) 保険の主な補償内容.....	42
(2) 保険の種類.....	42
4-3 国土情報ウェブマッピングシステム.....	43
5. 自治体等へのアンケート調査.....	45
5-1 自治体アンケート調査.....	45
(1) アンケート調査の目的.....	45
(2) アンケート調査の概要.....	45
(3) 回収状況.....	45
(4) 調査結果.....	45
5-2 一般社団法人日本マリン事業協会賛助会員アンケート調査.....	54
(1) アンケート調査の目的.....	54
(2) アンケート調査の概要.....	54
(3) 回収状況.....	55
(4) 調査結果.....	55

参考資料

I. はじめに

1. 調査目的

本事業では、日本全国の海域及び内水面（河川、湖沼）において、総トン数 20 トン未満の小型船舶（以下「小型船舶」という。）に対する利用規制等の状況を調査し、とりまとめ、小型船舶の円滑な利用に資すること、また、日本小型船舶検査機構の広報その他の業務に関する企画・検討のための基礎資料として活用することを目的とする。

2. 調査概要

小型船舶の水域利用については、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）でのハード面での規制や自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）でのソフト面での規制のほか、地方自治体が定めた条例においても同様に規制されている。しかし、そのような規制は、これまで取りまとめられたものがないのが現状である。

また、これら規制と同様に、小型船舶に係るマリーナの受入条件や船舶保険の種類等の情報に関しても取りまとめられたものがない。

このため、小型船舶に対する規制として

- ① 条約及び法律に基づく航行に関する規制
- ② 都道府県（市町村）条例による航行規制
- ③ 活動に関する規制

についてとりまとめるとともに、小型船舶の利用を取り巻くものとして

- ① 公共マリーナに関する情報
- ② 小型船舶にかかる保険に関する情報

についても取りまとめることとした。

なお、調査にあたっては、一般社団法人日本マリン事業協会へ業務委託を行い実施した。

Ⅱ．本編

0．報告書について

0-1 まとめ方について

本報告書は、「船舶安全法」、「船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号。以下「小型船舶操縦者法」という。）」及び「海上衝突予防法（昭和 52 年法律第 62 号）」を小型船舶の航行に係る基本的な法律とし、これ以外の法律及び条例等による小型船舶の航行に係る規則を規制として整理した。また、併せて、条例化されていないものの、特定の地位を対象としたルール（以下「ローカルルール」という。）及び放置艇対策に係る規制も参考として整理した。

まとめ方として、都道府県別等にどのような規制があるかを分り易くするため、縦軸に都道府県を取り、横軸に規制の法令等を取った調査結果一覧表を冒頭に掲載し、法令等の規制の概要及び対象地区、対象条例名称等を本文に記した。

規制及び対象地区等の詳細は膨大な量になるため、資料編にある一部を除き、本報告書には掲載していない。必要に応じ法令等の名称、管理者（策定者）等のキーワードより調べて頂きたい。

規制の法令等は、既存資料、インターネット、自治体及びマリン関係者等へのアンケート・ヒアリング等により収集したもので、行政的な統計資料でないことから、必ずしも全てを網羅しているわけではない。例えば湖・河川については条例を制定しなくても、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に基づき、河川管理者が当該水域及び通航方法を指定し公示（公報掲載や看板設置など）することで規制が可能になるため（港湾・漁港区域における放置等禁止区域の指定も同様）、広域的な影響力が小さい場合等の規制法令・事例は、収集できていないものと想定される。

0-2 調査結果一覧表

表-0.1 都道府県別航行規制等一覧

規制項目等		航行規制										活動規制			
		法律・国際条約等						都道府県条例等				釣	放置禁止等		
		港則法	海上交通安全法	河川法	自然公園法	SOLAS条約等	日米安全保障条約等	水上安全条例	環境保全条例	迷惑防止条例	ローカルルール(参考)	漁業調整規則	法律	条例	暫定係留(参考)
本文頁	8	11	12	13	14	18	20	22	23	25	28	32	35	36	
1	北海道	○			○	○		○	○	○	○	○	○		
2	青森県	○			○	○	○				○	○	○		
3	岩手県	○				○		○		○		○			
4	宮城県	○		○		○				○		○	○		
5	秋田県	○				○				○	○	○	○		
6	山形県	○		○		○						○	○		
7	福島県	○				○		○			○	○	○		○
8	茨城県	○				○		○				○	○		○
9	栃木県				○			○					○		
10	群馬県			○					○	○	○				
11	埼玉県			○						○	○			○	
12	千葉県	○	○			○				○	○	○	○	○	
13	東京都	○		○		○		○			○	○		○	
14	神奈川県	○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	
15	新潟県	○		○		○				○		○	○		
16	富山県	○				○				○		○	○		
17	石川県	○				○				○		○	○		
18	福井県	○				○		○		○		○	○		
19	山梨県				○			○	○	○					
20	長野県									○					
21	岐阜県			○						○	○				
22	静岡県	○				○		○		○		○	○	○	○
23	愛知県	○	○			○				○		○	○		
24	三重県	○	○			○		○		○		○			
25	滋賀県							○	○	○	○	○	○	○	

規制項目等	航行規制											活動規制			
	法律・国際条約等						都道府県条例等					釣	放置禁止等		
	港則法	海上交通安全法	河川法	自然公園法	SOLAS条約等	日米安全保障条約等	水上安全条例	環境保全条例	迷惑防止条例	ローカルルール(参考)	漁業調整規則	法律	条例	暫定保留(参考)	
本文頁	8	11	12	13	14	18	20	22	23	25	28	32	35	36	
26	京都府	○				○	○					○	○		
27	大阪府	○				○				○	○	○	○		
28	兵庫県	○	○			○		○	○	○		○	○	○	
29	奈良県														
30	和歌山県	○				○		○			○	○	○	○	
31	鳥取県	○				○				○		○	○		
32	島根県	○				○			○	○		○	○		
33	岡山県	○	○			○				○	○	○			
34	広島県	○	○			○	○			○		○	○	○	
35	山口県	○				○	○	○				○			
36	徳島県	○				○				○		○	○		
37	香川県	○	○			○				○		○	○		○
38	愛媛県	○	○			○				○		○			
39	高知県	○				○				○		○	○		○
40	福岡県	○				○				○	○	○			
41	佐賀県	○				○				○		○	○		○
42	長崎県	○				○	○	○				○	○		○
43	熊本県	○				○				○		○			
44	大分県	○			○	○				○		○			
45	宮崎県	○			○	○		○				○	○		○
46	鹿児島県	○			○	○						○			
47	沖縄県	○			○	○		○		○		○	○		

※海上交通安全法（昭和47年法律第115号）については、対象航路を挟んだ両側を規制対象県とした

1. 法律・国際条約等による航行規制

船舶の構造や設備の要件等を定めた船舶安全法、船舶の操縦者資格等を定めた小型船舶操縦者法、船舶の一般的航法等を定めた海上衝突予防法を全国的な規則として概観し、それ以外の法律等による航行規則を規制として整理した。

<構成>

- 1－1 航行に関する規則（全国編）
 - （1）船舶安全法
 - （2）小型船舶操縦者法
 - （3）海上衝突予防法
- 1－2 航行に関する規制（地域編）
 - （1）港則法
 - （2）海上交通安全法
 - （3）河川法
- 1－3 環境保護による規制
 - （1）自然公園法
- 1－4 国際条約等による規制
 - （1）海上における人命の安全のための条約（SOLAS 条約）
 - （2）日米安全保障条約等

1-1 航行に関する規則（全国編）

（1）船舶安全法

①主旨・目的

船舶の堪航性を保持し、かつ、人命の安全を保持するために必要な船体、機関及び設備等の技術基準を定め、これらの要件を確認するために船舶検査を実施している。

②航行に関する主な規則

航行区域に関して、水域を平水、沿海、近海、遠洋に区分し、それぞれの水域毎に航行に必要な船舶の技術基準を定めている。つまり当該船舶の船体、機関及び設備等により航行区域は決められる。

また、検査制度を設け安全性の確認及び維持のため、検査対象船舶については、定期検査及び中間検査等の受検義務が課せられている。

③適用対象

日本船舶（日本籍船）

（2）小型船舶操縦者法

①主旨・目的

小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び遵守事項等を定め、もって船舶の航行の安全を図ることを目的としている。

②航行に関する主な規則

小型船舶の種類、大きさ及び航行できる区域により必要な資格を定めている。小型船舶操縦士の場合、大きく分けて、一級、二級及び特殊の3種類がある。

平成14年には、酒酔いなどの状態での操縦禁止等の小型船舶操縦者の遵守事項を明文化し、違反内容により自動車運転免許の様に減点し、一定の基準に達した場合は行政処分（戒告又は6月以内の免許停止）とする内容の改正を行った。（平成16年施行）

これら遵守事項の殆どは、既に多くの都道府県の迷惑防止条例等でも禁止行為に指定され、罰金刑が規定されており、こちらが適用される場合もある。

③適用対象

日本船舶（日本籍船）

（3）海上衝突予防法

①主旨・目的

海上における衝突の予防のための国際規則の規定に準拠して、船舶の遵守すべき航法、表示すべき灯火及び形象物並びに行うべき信号に関し必要な事項を定めることにより、海上における船舶の衝突を予防し、もって船舶交通の安全を図ることを目的としている。

②航行に関する主な規則

見張り、安全な速力での航行義務、行会い船の航法、船の夜間の灯火等が定められている。

③適用水域

適用範囲は海洋であり、海洋以外（河川・湖等）には適用されない。従って、河川・湖では河川法等に基づく通航方法が、必要に応じて定められている。

なお、海洋であっても、港則法（昭和 23 年法律第 174 号）又は海上交通安全法の適用水域は、海上衝突予防法より優先される。

1-2 航行に関する規制（地域編）

適用水域は海上衝突予防法より優先される港則法、また、海上交通安全法及び海上衝突予防法の適用範囲外である湖・河川における航行を規制する河川法について整理した。

（1）港則法

①主旨・目的

この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内の整頓を図ることを目的としている。

②航行に関する主な規制

港則法適用港内における、航路、港内の航法、またプレジャーボート等の雑種船の義務や係留の制限等を規定している。

③適用港

適用する港及びその区域は港則法施行令（昭和40年政令第219号）で定められ、約500港あるが、港湾法（昭和25年法律第218号）による港湾（約1,000港）とは異なり、港湾法に基づく港の約半分が港則法の適用港である。

以下都道府県別適用港一覧に詳細を記す。

表-1.1 都道府県別適用港一覧

	都道府県	対象港湾
1	北海道	枝幸、雄武、紋別、網走、羅臼、根室、花咲、霧多布、厚岸、釧路、十勝、えりも、様似、浦河、苫小牧、室蘭、伊達、森、白尻、函館、松前、福島、江差、瀬棚、寿都、岩内、余市、小樽、石狩湾、増毛、留萌、苫前、羽幌、天塩、稚内、青苗、天売、焼尻、杓形、鬼脇、鴛泊、香深、船泊
2	青森県	深浦、鱒ヶ沢、小泊、三厩、平館、青森、小湊、野辺地、大湊、川内、脇野沢、佐井、大間、大畑、尻屋岬、むつ小川原
3	岩手県	久慈、八木、宮古、山田、大槌、釜石、大船渡、広田
4	宮城県	気仙沼、志津川、女川、鮎川、荻浜、渡波、石巻、仙台塩釜
5	秋田県	象潟、金浦、平沢、本荘、秋田船川、戸賀、北浦、能代
6	山形県	酒田、加茂、由良、鼠ヶ関
7	福島県	相馬、四倉、江名、中之作、小名浜
8	茨城県	平潟、大津、会瀬、日立、常陸那珂、那珂湊、大洗、鹿島
9	茨城県 千葉県	銚子
10	千葉県	勝浦、白浜、館山、木更津、千葉
11	東京都	岡田、波浮、元町、新島、大久保、神湊、八重根
12	東京都 神奈川県	京浜
13	神奈川県	横須賀、三崎、真鶴
14	新潟県	姫川、能生、直江津、柏崎、寺泊、新潟、岩船、両津、羽茂、小木
15	富山県	魚津、伏木富山、氷見
16	石川県	七尾、穴水、宇出津、小木、飯田、輪島、福浦、滝、金沢
17	福井県	内浦、和田、小浜、敦賀、福井
18	静岡県	熱海、網代、伊東、稲取、下田、手石、松崎、宇久須、土肥、戸田、静浦、沼津、田子の浦、清水、焼津、大井川、榛原、相良、御前崎、浜名
19	愛知県	伊良湖、福江、泉、三河、東幡豆、吉田、一色、衣浦、師崎、篠島、豊浜、内海、常滑、名古屋
20	三重県	桑名、四日市、千代崎、津、松阪、宇治山田、鳥羽、波切、浜島、五ヶ所、長島、引本、尾鷲、木本
21	京都府	久美浜、浅茂川、間人、中浜、本庄、伊根、宮津、舞鶴、野原、田井
22	大阪府	深日、阪南、泉州
23	大阪府 兵庫県	阪神
24	兵庫県	明石、東播磨、八木、姫路、相生、赤穂、津居山、柴山、香住、浜坂、岩屋、津名、洲本
25	兵庫県	由良、福良、湊、都志、郡家、富島
26	和歌山県	新宮、宇久井、勝浦、浦神、古座西向、串本、日置、田辺、日高、由良、湯浅広、和歌山下津
27	鳥取県	米子、赤碕、鳥取、網代、田後
28	鳥取県 島根県	境
29	島根県	益田、三隅、浜田、江津、仁万、久手、大社、恵曇、加賀、七類、美保関、松江、安来、西郷、浦郷
30	岡山県	日生、片上、鶴海、牛窓、西大寺、小串、岡山、宇野、日比、琴浦、味野、下津井、水島、笠岡
31	広島県	福山、尾道糸崎、忠海、竹原、安芸津、呉、広島、大竹、土生、重井、佐木、瀬戸田、鮎崎、木ノ江、御手洗、大西、蒲刈、厳島
32	山口県	岩国、久賀、安下庄、小松、柳井、室津、上関、平生、室積、徳山下松、三田尻中関、秋穂、山口、丸尾、宇部、小野田、厚狭、小串、特牛、角島、栗野、仙崎、萩、須佐、江崎
33	山口県 福岡県	関門

	都道府県	対象港湾
34	徳島県	撫養、今切、徳島小松島、富岡、橘、由岐、日和佐、牟岐、浅川、穴喰
35	香川県	豊浜、観音寺、仁尾、詫間、多度津、丸亀、坂出、香西、高松、志度、津田、三本松、引田、坂手、内海、池田、土庄、直島
36	愛媛県	深浦、宇和島、吉田、三瓶、八幡浜、川之石、三崎、三机、長浜、郡中、松山、北条、菊間、今治、吉海、壬生川、西条、新居浜、寒川、三島川の江、岡村、宮浦、伯方
37	高知県	甲浦、室戸岬、室津、奈半利、高知、宇佐、須崎、久礼、上ノ加江、佐賀、上川口、下田、清水、宿毛湾
38	福岡県	加布里、博多、大島、芦屋、荻田、宇島、三池、大牟田、若津
39	佐賀県	呼子、唐津、住ノ江、諸富
40	佐賀県 長崎県	伊万里
41	長崎県	島原、口之津、小浜、茂木、脇岬、長崎、三重式見、瀬戸、松島、大村、崎戸、佐世保、相浦、臼浦、江迎、田平、松浦、今福、福江、富江、玉之浦、岐宿、奈留島、奈良尾、有川、青方、小値賀、平戸、津吉、生月、大島、芦辺、郷ノ浦、勝本、比田勝、佐須奈、厳原、豆酛
42	熊本県	水俣、佐敷、八代、三角、熊本、百貫、長洲、合津、姫戸、本渡、牛深、富岡、鬼池
43	福岡県 大分県	中津
44	大分県	長洲、高田、竹田津、国東、守江、別府、大分、佐賀関、白杵、津久見、佐伯、蒲江
45	宮崎県	北浦、延岡、土々呂、細島、宮崎、内海、油津、外浦、福島
46	鹿児島県	志布志、内之浦、大泊、大根占、鹿屋、垂水、福山、加治木、鹿児島、喜入、山川、枕崎、野間池、串木野、川内、阿久根、米ノ津、西之表、島間、中甕、手打、一湊、宮之浦、名瀬、古仁屋
47	沖縄県	金武中城、那覇、渡久地、運天、平良、石垣

※（出典）港則法施行令（最終改正：平成25年8月政令第233号）

(2) 海上交通安全法

①主旨・目的

この法律は、船舶交通が輻輳する海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行うことにより、船舶交通の安全を図ることを目的とし、適用範囲における規則は、海上衝突予防法に優先する。

②航行に関する主な規制

(ア) 航路の航法

- ・航路に沿わないで航行している船舶は、沿って航行している船舶の進路を避けなければならない
- ・航路を横断する場合を除き、12ノットを超える速力で航行してはならない
- ・航路は、各航路に航行する方向や出入禁止部分が定められている
(例えば、来島海峡では潮流の向きにより進入方向が左右に代わる)

(イ) 横断方法

- ・航路に対してできる限り直角に近き角度で、速やかに横断しなければならない

(ウ) 灯火・形象物・信号

- ・海上交通安全法の適用海域では、特別な灯火や形象物などを掲げている船舶がある
- ・緊急用務船舶(海難救助、消防、交通規制、犯罪捜査などの緊急の用務を行う船舶)
- ・進路警戒船(巨大船舶等の進路を警戒する船舶)

③適用海域

適用海域は法律および政令で下記のとおり定められている。

(ア) 東京湾

- ・浦賀水道航路(千葉県、神奈川県)
- ・中ノ瀬航路(千葉県、神奈川県)

(イ) 伊勢湾

- ・伊良湖水道航路(愛知県、三重県)

(ウ) 瀬戸内海

- ・明石海峡航路(兵庫県)
- ・備前瀬戸東航路(岡山県、香川県)
- ・宇高東航路(岡山県、香川県)
- ・宇高西航路(岡山県、香川県)
- ・備讃瀬戸北航路(岡山県、香川県)
- ・備讃瀬戸南航路(岡山県、香川県)
- ・水島航路(岡山県、香川県)
- ・来島海峡航路(広島県、愛媛県)

* () 内は航路を挟んだ両側の県

事例1 (東京湾) 参考資料 P5 参照

(3) 河川法

①主旨・目的

この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的としている。

②航行に関する主な規制

この法律に基づき、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の2第3項に、河川管理者（国、都道府県、独立行政法人水資源機構等）が必要な水域に通航方法を指定することを規定している。

規制内容は、水域等により異なるが、海上衝突予防法同様の航法に加え、流水、狭水路、周辺自然・生活環境等に対応し、徐行区域、航行禁止区域、夜間航行禁止等を規定したものが多い。

③航行規制の適用水域

既存資料、アンケート調査等で判明した指定水域等及び指定者は以下のとおりである。

- ・山形県月山湖湖面利用ルール
指定者 国土交通省最上川ダム統合管理事務所
- ・山形県ながい百秋湖湖面利用ルール
指定者 国土交通省最上川ダム統合管理事務所
- ・宮城県花山ダム通航方法の指定
指定者 宮城県栗原地方ダム総合事務所
- ・宮城県大倉ダム通航方法の指定
指定者 宮城県仙台地方ダム総合事務所
- ・東京都江東内部河川における船舶の通航方法
指定者 東京都
- ・埼玉県・東京都荒川における船舶の通航方法のあらまし
指定者 国土交通省荒川下流河川事務所
- ・群馬県草木湖利用ルール
指定者 (独)水資源機構草木ダム管理所
- ・新潟県船舶の通航方法公示後の河川管理について
指定者 国土交通省信濃川下流河川事務所
- ・岐阜県河川管理者の指定する水域及び通航方法の指定（木曾川水系）
指定者 岐阜県

1-3 環境保護による規制

(1) 自然公園法

①主旨・目的

この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

②航行に関する主な規制

国立公園は国（環境省）、国定公園は都道府県が管理者であるが、管理者はそれぞれの公園で、景観を維持するため、特に必要があるときは、禁止項目の一項である動力船の使用が含まれている特別保護地区を指定できる。

また、特別保護地区以外にも、車・動力船による動植物の生息・生育環境の悪化を防止する必要があると指定された地区は、車馬等乗り入れ禁止制度により、車、スノーモービル、小型船舶等の乗り入れが禁止されている。

ただし、漁業者、観光船事業者等以前より生業として小型船舶を使用している業者には、許可されている場合が多い。

③適用水域

既存資料・アンケート調査結果で判明した国立・国定公園内における特別保護地区及び車馬等乗り入れ禁止制度による小型船舶の使用禁止地区（湖等）は以下のとおりである。

(ア) 特別保護地区

- ・北海道：摩周湖、オコタペン湖、釧路湿原、
- ・青森県：八甲田湖沼群
- ・鹿児島県：（奄美大島）住用川マングローブ林

(イ) 車馬等乗り入れ禁止地区

- ・北海道：釧路湿原、東大雪、支笏湖
- ・栃木県：中禅寺湖
- ・山梨県：本栖湖
- ・大分県：阿蘇くじゅう（小田の池、山下池）
- ・宮崎県：霧島錦江湾（御池）
- ・沖縄県：西表（仲間川、浦内川）

1-4 国際条約等による規制

(1) 海上における人命の安全のための国際条約 (SOLAS 条約)

① 主旨・目的

2001 年 9 月に発生した米国同時多発テロ事件を契機に、国際海事機関 (IMO) において、海事分野における国際的なテロ防止対策が審議され、2002 年 12 月の SOLAS 条約締約国政府会議において、「船舶及び港湾施設の国際保安コード (ISPS コード)」を新設する SOLAS 条約の改正を行い、2004 年 7 月 1 日に発効した。これにより、国際港湾施設、国際航海船舶における自己警備としての保安措置が義務付けられ、海事テロ防止対策が強化された。

日本は ISPS コードを取り入れるため「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」を制定し、2004 年 7 月 1 日 (条約の発効日) に施行されている。

(参考)

SOLAS 条約は、1912 年 4 月 12 日、北大西洋ニューファンドランド沖における旅客船タイタニック号の遭難事故が契機となり、船体の構造、救命通信設備、流氷の監視等種々の問題点が指摘され、船舶の安全確保のため国際ルールの統一及び確立の必要性が提起された。

ドイツ皇帝ヴェルヘルム 2 世の提唱により、欧米主要海運国 13 カ国が出席した国際会議において、海上における人命の安全を確保するために必要な船舶の技術要件を国際的に初めて定めた 1914 年の SOLAS 条約が採択されたが、第一次世界大戦勃発のため発効されなかったが、1914 年の SOLAS 条約の不備を補い、英国が主催した国際会議において 1929 年の SOLAS 条約が採択され、その後、2000 年の全面改正、2004 年の国際的なテロ防止対策の強制化などの改正を重ね現在に至っている。

(参考文献) 上村 幸 (うえむら つかさ) 編著「船舶安全法関係用語辞典 第 2 版」(成山堂書店平成 24 年 11 月 8 日)

② 航行に関する主な規制

規制が適用される国際港湾施設においては、国土交通大臣が設定する保安のレベルに応じて、様々な保安措置を設定しなければならない。この措置のうち制限区域の設定について、制限区域に正当な理由なく立ち入ることを防止するため、本人確認や警告等の措置を講じている。

不正な侵入の考え方は港湾により異なるが、岸壁から 30 メートル以内、岸壁に船舶が係留している場合は船幅を考慮して岸壁から 60 メートル以内に行っていることが多いようである。

なお、現在の日本国内のレベルは「保安レベル 1」となっており、法律の施行日 (2004 年 7 月 1 日) 以降変更されていない。

国土交通大臣が設定する保安レベル（保安指標）のイメージ

	設定のイメージ		ISPSコードAの規定
レベル1	通常時	特段の事情がない平常時	最低限の適切な保安措置が常時維持されるべきレベル
レベル2	テロ発生のおそれが高い場合	レベル3ほどの確度ではないものの、テロ発生が懸念されるような事象や情報がある場合	保安事件の危険性の増大の結果として、適切な追加の保安措置が一定期間維持されるべきレベル
レベル3	テロ発生のおそれが著しく高い場合	特定の船舶や港湾においてテロが発生するという極めて確度の高い事象や情報がある場合	保安事件の可能性がある場合又は保安事件が差し迫っている場合に更なる特別な保安措置が限定的な期間維持されるべきレベル

- ①保安レベルは、全国一律、地域毎、港湾毎などの設定が可能である。
- ②国際航海船舶と国際埠頭施設それぞれに保安レベルが設定される。
- ③国際航海船舶には、国土交通大臣が設定する保安レベルの他、旗国（船籍国）が設定する保安レベルがある（より高いレベルが設定される）。

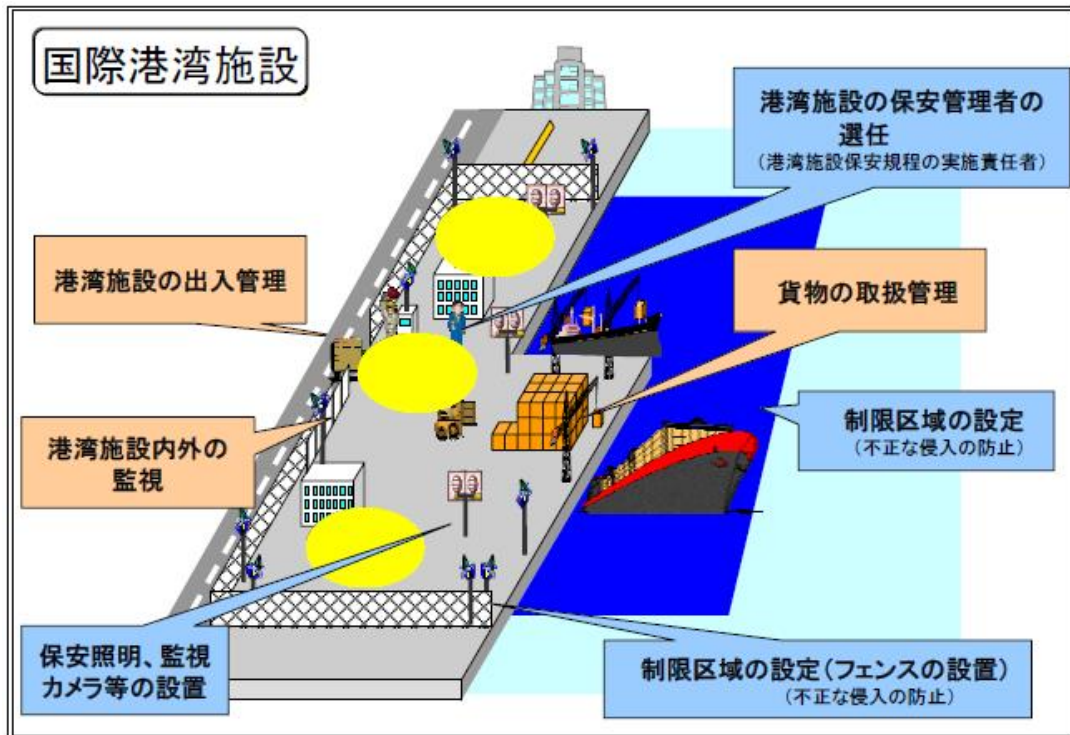
（出典） 国土交通省危機管理室 HP「国際海上運送保安指標レベル」

http://www.mlit.go.jp/kikikanri/seisakutokatsu_terro_fr_000004.html

国際港湾施設における措置（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則第65条第2項）

海上運送保安指標	措置
一 保安レベル一	<ul style="list-style-type: none"> イ 重要国際埠頭施設の前面の泊地において、制限区域を設定すること。 ロ 制限区域に人又は船舶が正当な理由なく立ち入ることを防止するため、警告その他の措置を講ずること。 ハ 関係行政機関及び船舶保安管理者その他の関係者との連絡及び調整を図ること。 ニ その他国土交通大臣が特に必要と認めた措置を講ずること。
二 保安レベル二	<ul style="list-style-type: none"> イ 重要国際埠頭施設の前面の泊地において、制限区域を設定すること。 ロ 制限区域に人又は船舶が正当な理由なく立ち入ることを防止するため、警告その他の措置を講ずること。 ハ 重要国際埠頭施設の前面の泊地及びこれに接続する主な航路の巡視又は監視をすること。 ニ 関係行政機関及び船舶保安管理者その他の関係者との連絡及び調整を図ること。 ホ その他国土交通大臣が特に必要と認めた措置を講ずること。
三 保安レベル三	<ul style="list-style-type: none"> イ 重要国際埠頭施設の前面の泊地において、制限区域を設定すること。 ロ 制限区域に人又は船舶が正当な理由なく立ち入ることを防止するため、警告その他の措置を講ずること。 ハ 重要国際埠頭施設の前面の泊地及びこれに接続する主な航路の巡視又は監視を強化すること。 ニ 関係行政機関及び船舶保安管理者その他の関係者との連絡及び調整を図ること。 ホ その他国土交通大臣が特に必要と認めた措置を講ずること。

国際港湾施設における保安措置のイメージ



(出典) 国土交通省危機管理室 HP「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律とは？」

http://www.mlit.go.jp/kikikanri/seisakutokatsu_terro_fr_000004.html

③適用水域

国際航海船舶が一定回数以上利用する重要港湾の岸壁や停泊地等に限られ、以下の表に掲げる港湾の対象岸壁前面等が制限区域であり、進入禁止である。

事例 1 (今治港) 参考資料 P15 参照

表-1.2 都道府県別対象港湾

	都道府県	対象港湾
1	北海道	稚内、紋別、網走、網走、根室、釧路、十勝、苫小牧、室蘭、函館、小樽、石狩新港、留萌
2	青森県	青森、八戸
3	岩手県	久慈、宮古、釜石、大船渡
4	宮城県	石巻、仙台塩釜
5	秋田県	能代、秋田
6	山形県	酒田
7	福島県	相馬、原町、小名浜
8	茨城県	日立、常陸那珂、大洗、鹿島
9	千葉県	木更津、千葉
10	東京都	東京
11	神奈川県	川崎、横浜、横須賀
12	新潟県	新潟、直江津
13	富山県	伏木富山
14	石川県	七尾、金沢
15	福井県	福井、敦賀
16	静岡県	田子の浦、清水、御前崎
17	愛知県	三河、衣浦、名古屋
18	三重県	四日市、津松坂、尾鷲
19	京都府	舞鶴
20	大阪府	大阪、堺泉北、阪南
21	兵庫県	尼崎西宮芦屋、神戸、東播磨、姫路、赤穂
22	和歌山県	和歌山下津、日高、新宮
23	鳥取県	鳥取、境
24	島根県	(境)、浜田、三隅
25	岡山県	東備、岡山、宇野、水島
26	広島県	福山、尾道糸崎、竹原、呉、広島、鹿川
27	山口県	岩国、柳井、平生、徳山下松、三田尻中関、宇部、小野田、萩、下関
28	徳島県	徳島小松島、橘
29	香川県	高松、坂出、詫間
30	愛媛県	三島川之江、新居浜、今治、波方、菊間、東予、松山、宇和島
31	高知県	高知、須崎
32	福岡県	苅田、北九州、博多、三池
33	佐賀県	唐津
34	長崎県	伊万里、松浦、佐世保、長崎、松島、厳原、比田勝
35	熊本県	熊本、三隅、八代、苓北
36	大分県	中津、別府、大分、津久見、佐伯
37	宮崎県	延岡新、細島、宮崎、油津
38	鹿児島県	志布志、喜入、鹿児島、川内
39	沖縄県	那覇、金武湾・中城、平良、石垣

(出典) 港湾局総務課危機管理室 HP 「国際船舶・港湾保安法に基づく埠頭保安規程等の承認について」

http://www.mlit.go.jp/kowan/port_security/00.html

(2) 日米安全保障条約等

①主旨・目的

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（通称「日米安全保障条約」）は、日本国とアメリカ合衆国の安全保障を目的とした条約である。この条約には「日米地位協定」が付属しており、この協定に基づき締結された「施設及び水域に関する制限条件」において、米軍への提供水域は航行が規制されている。

②航行に関する主な規制

安全保障上重要な施設・水域は船舶・人の立ち入りが禁止されているが、水域によっては、艦船から 100 メートル以内の航行禁止区域、水上機の離着水時の航行禁止区域等のランク分けによる規制がある。

③適用水域

- ・神奈川県：横須賀港
- ・山口県：岩国飛行場前面水域
- ・長崎県：佐世保港

参考として、海上自衛隊の基地を記す。

- ・青森県：大湊港
- ・神奈川県：横須賀港
- ・京都府：舞鶴港
- ・広島県：呉港
- ・長崎県：佐世保港

事例 1（佐世保港） 参考資料 P16 参照

2. 都道府県（または市町村）条例による航行規制

航行の規制を規定した条例を目的により下記のとおり分類し、整理した。また法令ではないがローカルルールも参考として整理した。

<構成>

- (1) 水上安全に関する条例
- (2) 環境保全に関する条例
- (3) 迷惑防止に関する条例
- (4) ローカルルール

(1) 水上安全に関する条例

水上安全に関する条例は海上衝突予防法等が及ばない内水面の水上安全を目的としたものと、一般水域（海水浴場を含む）を対象にしたものに分類し整理した。

1) 内水面水上安全条例

①主旨・目的

プレジャーボート等の小型船舶が多数活動していながら、海上衝突予防法が及ばない河川・湖において、水上交通の安全を目的とし、通航方法を規定した条例を内水面水上安全条例と総称した。

②航行に関する主な規制

多くの条例は、海上衝突予防法の主な通航方法を規定するとともに、現在は小型船舶操縦者法で明文化されている酒酔い状態での操縦禁止、救命胴衣の着用義務、特殊小型船舶（以下「水上オートバイ」という。）の自己操縦等も規定している。

また漁業活動が活発、周辺に住宅が集積、プレジャーボート隻数が多い湖では、それぞれの事情に対応し、通航の届け出義務（浜名湖）、水上オートバイの講習義務（琵琶湖）、夜間航行の禁止（中禅寺湖）や航行禁止区域の設定（浜名湖、河口湖等）を規定しているものもある。

③適用水域（条例の名称）

- ・茨城県水上安全条例
- ・栃木県中禅寺湖水上安全条例
- ・東京都水上取締条例
- ・（神奈川県）相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例
- ・山梨県富士五湖水上安全条例
- ・静岡県河川管理条例
- ・滋賀県琵琶湖等水上安全条例

事例 1（浜名湖） 参考資料 P20 参照

事例 2（富士五湖） 参考資料 P27 参照

2) 一般水域（海水浴場等含む）水上安全条例

①主旨・目的

一般水域(海水浴場等含む)での水上安全条例とは、適用水域を河川・湖等内水面に限定せず、小型船舶やその乗船者の安全確保の外、遊泳者・漁具の集積水域等における、他の利用の安全確保を目的としているものを総称した。

②航行に関する主な規制

船舶職員法の一部改正（平成 14 年法律第 60 号）において明文化された酒酔い状態での操縦禁止、救命胴衣の着用義務、水上オートバイの自己操縦等以外に、海水浴者への接近禁止、海水浴者周辺での急旋回等危険操縦の禁止も規定しているものが多く、三重県の様にはっきりと海女、海水浴者には 200 メートル以内、真珠・ノリ養殖等の漁具には 100 メートル以内の接近を禁止しているものもある。

また安全性を高めるため、小型船舶提供者（レンタルボート業者）やマリーナ業者に安全情報の提供、遵守事項の周知等の努力義務を規定しているものも多い。

③適用水域（条例の名称）

- ・北海道プレジャーボート等事故防止等に関する条例
- ・(岩手県) プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例
- ・(福島県) 遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止に関する条例
- ・福井県遊泳者の事故防止条例
- ・三重県モーターボート及びヨット事故防止条例
- ・兵庫県水難事故等の防止に関する条例
- ・和歌山県遊泳者の事故防止に関する条例
- ・(山口県) 小型船舶等による危険な行為の規制に関する条例
- ・(長崎県) 遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例
- ・宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故防止に関する条例
- ・沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例

事例 1（北海道）	参考資料 P34 参照
事例 2（三重県）	参考資料 P38 参照
事例 3（山口県）	参考資料 P40 参照

(2) 環境保全に関する条例

①主旨・目的

環境保全に関する条例は、制定目的の違いにより次の3種類に大別でき、種類ごとに規制内容が異なる。

- ア) 自然環境保全目的
- イ) 生活環境保全目的
- ウ) 自然・生活環境保全目的

②航行に関する主な規制

ア) 自然環境保全目的の条例は、自然公園法（昭和32年法律第161号）が及ばない都道府県立自然公園における自然環境保全を目的としたもので、主な規制は公園内にある湖沼での動力船の使用禁止等である。

イ) 生活環境保全目的の条例は、住宅地が近接している湖・水路での騒音対策等で、主な規制は夜間航行禁止、航行禁止区域の設定等である。

ウ) 自然・生活環境保全目的の条例は、自然公園でありながら湖の周辺に住宅地等が近接している地域での環境保全対策で、主な規制は環境に負荷を掛けるエンジンの使用禁止、また住宅地等での騒音対策としての航行禁止区域に設定等である。

③適用水域（条例の名称及び対象水域）

ア) 自然環境保全目的（（ ）内は動力船の使用禁止水域等）

- ・北海道立自然公園条例（火散布（ひちりっぷ）沼、クッチャロ湖等）
- ・群馬県立公園条例（榛名湖、赤城大沼）
- ・島根県立自然公園条例（地倉沼他）

イ) 生活環境保全目的

- ・山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例
- ・（兵庫県）芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例

ウ) 自然・生活環境保全目的

- ・滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例

事例1（山梨県） 参考資料 P41 参照

事例2（滋賀県） 参考資料 P44 参照

(3) 迷惑防止に関する条例

①主旨・目的

迷惑防止に関する条例は、ダフ屋、痴漢、ストーカー、暴力等迷惑行為を防止するための条例の総称であり、法律では取り締まるのが困難な著しいマナー違反の取り締まりを可能にしている。

②航行に関する主な規制

47 都道府県全てで制定されているが、そのうち 34 道府県で「モーターボート等による危険行為の禁止」、「遊泳場等における危険行為の禁止」等を規定し、条文では「何人も、通常、人が遊泳し又は手こぎのボートその他の小舟が回遊する水面において、ゆえなく、モーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇、水上スキー又はヨットを縫航させ、急転回させ、疾走させる等により、遊泳している者又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者に対し、危険を覚えさせるような行為をしてはならない。」(石川県) の様に危険を覚えさせるような行為を禁止するとともに、34 道府県全てが罰則を規定している。ちなみに石川県の場合は、50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料である。

③適用範囲(条例の名称)

モーターボート等の危険行為を禁止している迷惑防止条例は以下のとおりである。

なお、迷惑行為防止条例がない都道府県であっても、他の条例(水上安全条例等)において同様の危険行為の禁止を定めている場合がある。

表-2.1 モーターボート等による危険行為の禁止を規定している迷惑行為防止条例（34道府県）

	都道府県	条例名
1	北海道	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
2	秋田県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例
3	岩手県	公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例
4	宮城県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
5	群馬県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
6	埼玉県	埼玉県迷惑行為防止条例
7	千葉県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為、放屁、体臭、悪臭行為等の防止に関する条例
8	神奈川県	神奈川県迷惑行為防止条例
9	新潟県	新潟県迷惑行為等防止条例
10	長野県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
11	山梨県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
12	静岡県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
13	愛知県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
14	岐阜県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
15	富山県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
16	石川県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
17	福井県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
18	三重県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
19	滋賀県	滋賀県迷惑行為等防止条例
20	大阪府	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
21	兵庫県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
22	岡山県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
23	広島県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
24	鳥取県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
25	島根県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
26	愛媛県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
27	香川県	香川県迷惑行為等防止条例
28	高知県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
29	徳島県	徳島県迷惑行為防止条例
30	福岡県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
31	佐賀県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
32	大分県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
33	熊本県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
34	沖縄県	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

事例1（石川県）参考資料 P48 参照

(4) ローカルルール

①主旨・目的

小型船舶航行のローカルルールは、法律や条例による規制ではないが、当該水域の安全性、自然・生活環境保全等地域の特殊事情を踏まえ、関係者が合意している航行規則のことである。

ローカルルールそのものは法的規制ではないが、小型船舶操縦者法で明文化された遵守事項や迷惑防止条例等の危険操縦の禁止規制等が含まれているものが多く、この部分は法的規制であるし、またルールの成立過程も水域管理者等を含む関係者等からなる協議会等で合意されたものが多いことから、参考として整理した。

これら一般的なローカルルールとは別に、水上オートバイに限ったもの又は水上オートバイ主体のローカルルールも多数ある。水上オートバイは可搬性が高く、離着岸に海浜が適し、かつ、人が集まる場所を好むことから、活動のゲレンデが海水浴場近辺になることが多く、海水浴者・運営者等とのトラブルが発生しやすい。そのため水上オートバイ運搬車の駐車場、上下架するスロープの位置、海水浴場・近辺での詳細な危険運転防止等に関する運営者等との約束事がローカルルールになっている場合がある。ただし口頭での約束事になっている例も多く、ここでは省略した。

②航行に関する主な規制

地域事情に即し、河口付近における波、潮流及び浅瀬等に対する安全性確保のための遊走・航行禁止区域や航路の指定、継続的な引き波による水辺植物や稚魚の保護のための遊走禁止・徐行区域の指定、住宅・病院近接水域での遊走禁止区域の指定や夜間航行の禁止等が主な規制である。

また漁業ゾーン、カッター・カヌー等他のマリンスポーツゾーン等との棲み分けによる活動範囲の指定がされている場合もある。

③適用水域（ローカルルールの名称及び策定者等）

既存資料、アンケート調査結果等により判明したローカルルールは以下のとおりである。

- ・ゲレンデ情報（対象地域：北海道、青森県、秋田県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、滋賀県、大阪府、和歌山県、岡山県、福岡県）
情報整理者：PW 安全協会
- ・利根大堰水面利用ルールとマナー（群馬県、埼玉県）
策定者：利根大堰上流水面利用協議会
- ・オリ根湖、ならまた湖利用計画（群馬県）
策定者：オリ根湖・ならまた湖利用協議会、水資源機構
- ・東京港の運河利用のルールとマナー
策定者：東京都
- ・丸山ダムダム湖利用ルール（岐阜県）

策定者：中部地方整備局丸山ダム管理所

- ・一級河川淀川水系の指定水域における船舶等の通航に関する指導指針（大阪府）

策定者：河川水上交通の安全と振興に関する協議会

- ・夷隅川下流水域利用ルール（千葉県）

策定者：夷隅川下流水域利用調整会議

事例 1（ゲレンデ情報より猪苗代湖）	参考資料 P49 参照
事例 2（利根大堰水面利用）	参考資料 P53 参照
事例 3（東京港の運河利用のルールとマナー）	参考資料 P57 参照

3. 活動に関する規制等

プレジャーボート等小型船舶の航行規制ではないが、活動に関する規制等として関係の深い以下の3点について整理した。

<構成>

- 3-1 釣りに関する活動規制
 - (1) 漁業調整規則（遊漁・海面利用のルール・マナー）
- 3-2 放置等禁止に関する規制
 - (1) 法律による規制
 - (2) 条例による規制
 - (3) 暫定係留施設の整備

3-1 釣りに関する規制

プレジャーボート活動の約 90%が釣り目的である（「放置艇対策の現況及びプレジャーボート所有者の意識等に関する検討業務報告書」（平成 20 年 3 月国土交通省港湾局国際・環境課）ことから、ボートフィッシングの主な漁具・漁法の規制について整理した。

（1）漁業調整規則（遊漁・海面利用のルール・マナー）

①主旨・目的

（都道府県）漁業調整規則は、漁業法及び水産資源保護法に基づき都道府県ごとに定められており、当該都道府県の管轄する海面等で水産動植物を採捕する漁業者や遊漁者などに適用される規則である。

②活動に関する規制内容

漁具・漁法、採捕禁止区域、魚種ごとの採捕禁止期間等の様々な規制が定められているが、都道府県によって内容が異なる。これらに違反した場合は、懲役若しくは罰金、科料の罰則が適用される。（水産庁 HP より加筆修正）

③適用水域（都道府県別規則）

水産庁のホームページによると、「都道府県（海面）漁業調整規則」として、都道府県漁業調整規則で定められている遊漁で使用できる漁具・漁法（海面のみ）について以下の表が整理されている。なお、留意事項は以下のとおりである。

- 釣り等の遊漁では一覧表で示された漁具・漁法以外の方法を使用できない。
- 「やす」、「徒手採捕」は一覧表にあるので使用できるが、「潜水器（簡易潜水器を含む）」や「水中銃」は一覧表にはないので使えない。そのため、「潜水器（簡易潜水器）」を使い「やす」や「徒手採捕」で水産動植物を採捕することはできない。
- 一覧表で使用可能となっている漁具・漁法であっても、使用できる海域、漁具の大きさや個数等、さらに制限されている場合がある。（特に、まき餌釣りや灯火の利用等については注意が必要である。）必ず、都道府県の水産担当部局に詳細を確認すること。

表-3.1 都道府県漁業調整規則で定められている遊漁で使用できる漁具・漁法（海面のみ）

	都道府県	手釣り・竿釣	ひき縄釣 (トローリング*)	たも網	さで網	投網	やす 注1	は具	徒手採捕
1	北海道	○		○ 注2					○
2	青森県 注3	○		○	○	○	○ 注4	○	○ 注5
3	岩手県	○		○	○	△		○ 注6	○
4	宮城県	○		○	○	○	○	○	○
5	秋田県	○※		○	○	△	○	○	○
6	山形県	○		○	○		△		○
7	福島県	○		○	○	△	○	○	○
8	茨城県 (海面)	●※		●	●	●△	●	● 注7	●
9	茨城県 (北浦霞ヶ浦) 注5	●※		●△	●△	●△	●△	●△	●
10	千葉県	●		●	●	●△		● 注8	● 注9
11	東京都	●※	● 注10	●	●	●△	●	●	●
12	神奈川県	○		○	○	○	○ 注4注11	○ 注12	○
13	新潟県	○		○	○	△	○	○	○
14	富山県	○		○	○	△	○		○
15	石川県	○		○	○	△	○	○	○
16	福井県	○※		○	○	△	○	○	●
17	静岡県 注13	○ 注14	○ 注10	○	○	△	○ 注4注15	○ 注16	○
18	愛知県 注17	○		●		○	○	○	○
19	三重県	○		○	○	△	●	●	○
20	滋賀県 注5注18	○	○ 注19	○	○	△	○ 注4注20		○ 注21
21	京都府	○		○	○	△	○ 注4	○	○
22	大阪府	○		○	○	○	○	○	○
23	兵庫県	○ ※注22		● 注22	● 注22	●△			○
24	和歌山県	○		○	○	△		○	○
25	鳥取県	○		○	○	○	○	○	○
26	島根県	○▲ 注23		○	○	△	○ 注4	○	○
27	岡山県 注24	●▲		△		△	○ 注4	○	○

	都道府県	手釣り・竿釣	ひき縄釣 (トローリング)	たも網	さで網	投網	やす 注1	は具	徒手採捕
28	広島県	●▲		●△	●△	●△	● 注4	●	●
29	山口県	○		○	○	△	○	○	○
30	徳島県	○		●	●	○	●	●	○
31	香川県	●▲ 注25		●	●	●△	●△ 注4	●△	●
32	愛媛県	○▲		●	●	△	● 注4	○	○
33	高知県	○ ※注26		●	●	○		○	○
34	福岡県 注27	○ 注28		●	●	△	● 注4	○	○
35	佐賀県 注27	○※		○	○	△	● 注4	○	●
36	長崎県	○	○ 注10	○		○	○	○	○
37	熊本県	●		●	●	●△	● 注4	●	●
38	大分県 注29	○		○	○	△	○ 注4注30	○	○
39	宮崎県	○		○	○	△	●△	△	○
40	鹿児島県	○		○	○	△	○	○	○
41	沖縄県	●	○	○	○	△	○ 注4注5	○	○

平成22年1月1日現在

凡例 ○：使用可能、●：集魚灯、火光、照明器具の使用禁止、△：船舶の使用禁止※まき餌釣禁止、▲：船舶を使用してのまき餌禁止

- 注1 「やす」とは、目的物を突き刺して採捕する漁具の一種で、漁獲物を突き刺す先端部と柄とは固着しており、柄を手に持って目的物を突き刺すものをいいます。弓、鉄砲、ばね等を利用して投射して目的物を突き刺す「もり類」（水中銃等）は含まれません。
- 注2 網口及び網の長さの最長部が40cm未満のものに限る。
- 注3 このほか、四つ手網が使用できる。
- 注4 発射装置を有するもの、ゴム又はばね等により発射するもの、水中銃によるものは禁止。
- 注5 潜水器（簡易潜水器を含む）の使用禁止。
- 注6 柄の長さ50cm以内のくまでに限る。
- 注7 幅20cm未満、爪の長さ5cm未満、柄の長さ50cm未満のもので網をつけないものに限る。
- 注8 貝類徒歩掘（まんが及び貝まきを使用するものを除く）
- 注9 藻類に限る。
- 注10 海区漁業調整委員会の承認を受けた場合に限り使用可能。
- 注11 夜間禁止、水中眼鏡の使用禁止。
- 注12 いそがねは夜間禁止。水中眼鏡の使用禁止。くまでは幅が15cm以下のものに限る。
- 注13 潜水器漁業の許可を受けて行う場合を除き、潜水器（簡易潜水器）を使用する漁法は禁止。
- 注14 から釣は禁止。
- 注15 水中眼鏡の使用禁止。
- 注16 「は具」は火光又は水中眼鏡の使用禁止。「くまで」は幅が15cm以下のものに限る。
- 注17 このほか、四つ手網（3m平方）未満の網に限る）、動力を利用しない瀬干し漁法が使用できる。
- 注18 このほか、竹筒、もんどり、たつべ、うえ（以上、河川等に限る）、押網（5月1日～7月31日までは夜間の使用禁止）、搔網、（貝搔網を除く）、採藻具、置針が使用できる。

- 注 19 琵琶湖及び内湖等に限る。海区漁業調整委員会への届け出必要。
- 注 20 5月1日～7月31日は夜間の使用禁止。
- 注 21 イケチョウガイの採捕を除く。
- 注 22 漁船登録された動力漁船以外の動力船による使用は禁止。
- 注 23 規則で定められた海域に限り、船舶(ゴムボート、手こぎボートを含む)を利用してのまき餌釣りは禁止。
- 注 24 このほか、せん(口径15cm、長さ90cm未満のものに限る)が使用できる。
- 注 25 船舶を使用するマダコ釣りは禁止。
- 注 26 漁業権者の承諾がある場合はまき餌釣り可能。
- 注 27 有明海においては、集魚灯の利用は禁止。
- 注 28 集魚灯を利用する場合は電球10Kw以下。
- 注 29 干潟では火光を利用する漁法は禁止。
- 注 30 瀬戸内海では火光の利用禁止。

(出典) 水産庁 HP「都道府県(海面)漁業調整規則」

URL: http://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kisei/kisoku/index.html

3-2 放置等禁止に関する規制

近年プレジャーボートの増加に伴い、無許可係留艇、いわゆる放置艇が港湾、漁港、河川等の水域で増加し、港湾・漁港機能また河川の流水機能等に支障を来たすだけでなく、集積地周辺では騒音、不法駐車、景観悪化等を引き起こし社会問題化していた。この様な状況の中、国、地方公共団体等は対策を講じているが、国土交通省及び水産庁合同による平成 22 年度プレジャーボート全国実態調査（以下「プレジャーボート全国実態調査」という。）によると、いまだプレジャーボートの約半数が放置艇である実態から、ここで整理した。

放置艇に対する規制は港湾法等の法律によるものと、都道府県等の条例によるものがあり、分けて整理した。

(1) 法律による規制

①主旨・目的

放置艇を規制する法律としては、河川区域を管理する河川法、港湾区域を管理する港湾法及び漁港区域を管理する漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号。旧漁港法。）があるが、各法の目的が異なることから規制方法は異なる。

河川法は治水と利水が最大目的であることから、管理者の許可なく河川区域に係留保管している艇は流水の支障になるため、全て法律違反艇（不法係留艇）で撤去対象である。

港湾法と漁港漁場整備法は客船、貨物船、漁船等が港湾、漁港を使用するための法律であるが、多数のプレジャーボート等小型船舶に係留保管することはある意味想定外であり、撤去は法的に困難な面があった。そこで平成 12 年度に両法とも改正された。

②保管に関する主な規制

改正された港湾法と漁港漁場整備法では、小型船舶に係留保管してはならない水域等を水域管理者が放置等禁止区域に指定することができ、この水域に係留保管されている無許可艇は法律違反艇として撤去命令が可能となった。撤去命令後も移動しない艇の所有者及び使用者に対し 50 万円（漁港は 30 万円）以下の罰金又は 1 年以下の懲役の罰則を規定した。

これにより、放置艇は（他にプレジャーボート対策条例等による係留禁止等が無い場合）

- ・河川区域にある場合、不法係留艇
- ・港湾・漁港区域にある場合
 - ・放置等禁止区域内であれば、不法係留艇
 - ・放置等禁止区域外であれば、不法係留艇ではなく単なる放置艇

と細分化され、法的な位置付けが明確になった。

③適用水域（漁港はデータがないため港湾だけ掲載）

37 港湾管理者により 239 港湾で告示済みで、詳細は以下のとおり。

表-3.2 港湾法に基づく放置等禁止区域の指定状況（平成 25 年 3 月時点）

地方	港湾管理者	港湾名
北海道	苫小牧港管理組合	苫小牧港
	石狩湾新港管理組合	石狩湾新港
東北	青森県	八戸港、青森港、大湊港
	宮城県	仙台塩釜港
	秋田県	秋田港、船川港、本荘港
	山形県	酒田港、加茂港、鼠ヶ関港
	福島県	小名浜港、相馬港、江名港、久之浜港、中之作港
関東	茨城県	茨城港（日立港、常陸那珂港、大洗港）、鹿島港、川尻港、河原子港、土浦港、潮来港、軽野港
	千葉県	千葉港
	横浜市	横浜港
	川崎市	川崎港
	横須賀市	横須賀港
北陸	新潟県	新潟港
	富山県	伏木富山港
	石川県	金沢港
	福井県	福井港
中部	静岡県	清水港、御前崎港、浜名港、伊東港、相良港、熱海港
	愛知県	衣浦港、吉田港
	名古屋港管理組合	名古屋港
近畿	滋賀県	大津港、彦根港、長浜港、竹生島港
	京都府	宮津港
	大阪府	堺泉北港、阪南港、深日港
	兵庫県	姫路港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港、津居山港、相生港、津名港
	和歌山県	和歌山下津港、日高港、大川港、加太港、湯浅広港、由良港、文里港、日置港、袋港、大島港、古座港、浦神港、勝浦港、宇久井港、新宮港
中国	鳥取県	鳥取港、米子港
	島根県	西郷港、重栖港
	境港管理組合	境港
	広島県	広島港、福山港
四国	徳島県	徳島小松島港
	香川県	高松港、引田港、白鳥港、三本松港、津田港、志度港、牟礼港、直島港、宮浦港、大部港、家浦港、池田港、宇多津港、詫間港、仁尾港、観音寺港、豊浜港、土庄港、土庄東港、内海港、坂手港、丸亀港、多度津港
	高松市	女木港、男木港、立石港、石場港

地方	港湾管理者	港湾名
	高知県	宿毛湾港、須崎港、高知港、佐賀港、あしずり港、下ノ加江港、以布利港、手結港、室津港、奈半利港、下田港、上川口港、甲浦港、上ノ加江港、清水港、撫養港
九州	佐賀県	唐津港、伊万里港、仮屋港、星賀港、呼子港、諸富港、住ノ江港、鹿島港、大浦港
	長崎県	長崎港、福江港、厳原港、高島港、伊王島港、茂木港、太田尾港、脇岬港、古里港、長与港、時津港、小口港、神ノ浦港、池島港、久山港、大村港、城ノ下港、田結港、小長井港、島原港、多比良港、神代港、口ノ津港、西郷港、小浜港、須川港、堂崎港、宮浦港、瀬川港、面高港、太田和港、七ツ釜港、瀬戸港、大瀬戸柳港、肥前大島港、崎戸港、松島港、早岐港、彼杵港、川棚港、江迎港、臼の浦港、佐々港、平戸港、川内港、古江港、調川港、松浦港、田平港、福島港、下田港、床浪港、大島港、神崎港、福江港、枕島港、芦ノ浦港、富江港、玉ノ浦港、浜窄港、岐宿港、相の浦港、有川港、榎津港、曾根港、小瀬良港、若松港、郷ノ首港、青方港、郷ノ浦港、森ノ浜港、勝本港、印通寺港、厳原港、小茂田港、竹敷港、仁位港、仁田港、鹿見港、佐須奈港、比田勝港、曾ノ浦港、峰港
	佐世保市	佐世保港
	宮崎県	油津港、細島港、宮崎港、内海港外浦港、大島港、古江港、大納港、黒井港、熊野江港
沖縄	那覇港管理組合	那覇港

(出典) 国土交通省港湾局提供

(2) 条例による規制

①主旨・目的

放置艇に対する規制には、法律の外条例によるものもある。11 の都縣市が条例を制定しているが、その目的は、平成 12 年に港湾法及び漁港漁場整備法が改正されるまで使いづらい面があったこと、また、改正後も、所有者不明艇は撤去・処分が容易になったものの、所有者が判明している不法係留艇を撤去・処分するには、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）又は行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づき実施することから、時間、手間及び多大な費用が掛かるため、より簡便化を図りたかったこと等が挙げられる。

②活動に関する主な規制

そのため近年制定された条例は、適正化区域や重点適正化区域等と呼ばれる重点対策区域が指定でき、その区域内では、所有者確認のための船内への立ち入り、移動命令に従わない艇の所有者等の公表、あるいは行政代執行法等を使わず、容易に撤去出来る様にしたものが多い。

対象となる水域は、港湾・漁港の中で適正化区域等に指定された範囲としているものが多いが、横浜市、神戸市の条例の様に市内の全水域としたものもある。

③適用水域（条例の名称）

地方公共団体が規制している条例は以下のとおりである。

- ・ 埼玉県船舶の放置防止に関する条例
- ・ 千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例
- ・ 東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例
- ・ 神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例
- ・ 横浜市船舶の放置防止に関する条例
- ・ 横須賀市船舶の放置防止に関する条例
- ・ 静岡県プレジャーボートの係留保管の適正化等に関する条例
- ・ 滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例
- ・ 神戸市民の環境をまもる条例
- ・ 和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例
- ・ 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例

事例 1（埼玉県） 参考資料 P59 参照

(3) 暫定係留施設の整備

①主旨・目的

放置艇対策は、「保管能力の向上と規制措置の実施を両輪」として実施されているが、プレジャーボート全国実態調査によると放置艇率が約 50%あり、港湾全体での放置等禁止区域指定港湾が 20 数パーセントに留まっている（漁港もほぼ同様と推定される）大きな理由は、保管施設の整備がなかなか進まないことにある。

しかし、暫定係留を県レベルで設置した県は放置艇率が 29%と低く、今後の放置艇対策の要になることが想定されるため、ここで整理した。

②暫定係留施設整備の経緯

プレジャーボートの保管施設としては、サービス機能を備えたマリナー、浮棧橋等だけのボートパークが従来の施設であるが、いずれも多大な時間と整備費が掛かり、かつ、適当な水域が少ないことから整備が促進されなかった。また、せっかく整備しても、整備費に見合った高い保管料を設定すると、放置艇が移ってこないという現実が管理者の整備を進ませない面もあった。

このような状況の中、プレジャーボート保有隻数が最も多い長崎県は、港湾・漁港の放置艇集積地で、特段の支障がない護岸前面や防波堤内側等の水域を、現状のまま係留許可水域と認め、暫定係留施設と称した。

実態としては後から係船環や梯子程度は整備するが、従来に比べ整備費が低額で済むため、保管料も 1 万から 6 万円程度（場所の差）と低額に設定できること、かつ、短期間に保管施設が確保できること等から、その後 7 県が県レベルで導入した。

③適用水域（県レベルでの導入県）

- ・福島県
- ・茨城県
- ・静岡県
- ・香川県
- ・高知県
- ・佐賀県
- ・長崎県
- ・宮崎県

事例 1（宮崎県） 参考資料 P62 参照

4. その他

4-1 公共マリーナに関する情報

公共マリーナ及びフィッシャリーナ（漁港区域内のプレジャーボートを漁船と分離して収容するための施設とその利用者のためのサービス、安全施設などを兼ね備えた漁港区域内の施設の総称）におけるビジターバース等、ビジター利用施設の状況を把握し、小型船舶のさらなる利用拡大に資することを目的とし、アンケート調査を実施し、情報を把握した。

（1）アンケート調査の概要

一般社団法人日本マリン事業協会より調査対象のマリーナ、フィッシャリーナ施設にアンケート調査票を郵送し、FAXにて回収する方法とした。

調査対象は、①全国の公共マリーナ、②全国のフィッシャリーナとし、震災の影響を考慮して、岩手県は対象外とした。合計 97 施設が対象となった。

（2）調査項目

調査項目は、ビジター利用に限定し、ビジター受け入れの可否、受け入れ可能最大艇長、及び利用料金とした。またミニボート等可搬性が高い艇が普及していることから、カートップやトレーラー等による陸からのビジター受け入れについても調査した。

（3）回収状況

公共マリーナの回収は 49 件 (71%)、フィッシャリーナは 16 件 (57%)、合計は 65 件 (67%) と高い回収結果であった。

（4）調査結果

調査結果は下記アンケート回答一覧のとおりである。

表-4.1 アンケート回答一覧（その1）

注) 本調査は、平成26年4月1日の消費税増税前の調査である。

通しNo.	マリーナ(フィッシャリーナ)名称	運営者(指定管理者)の名称	2. 海上から							3. 陸上から							3) 料金備考	ビジター艇受入れについて等の意見										
			1) ビジター受入※イと回答以下4)まで回答	2) 可能艇種					2) 備考	3) 受入最大艇長	3) 備考	4) 日帰り利用料金(円) ※30フィート(9m)の場合	4) 料金備考	1) ビジター受入※イと回答以下3)まで回答	1) 備考	2) 可能艇種					2) 備考	3) 牽引の料金 ※14フィート(4.2m)をトロープ	3) 料金備考					
				イ) デュンギーヨビト	ロ) クルザーヨビト	ハ) モーターボート	ニ) ミニボート	ホ) 水上バイク								ヘ) その他			① 受入可能最大艇長(原則)	② これ以上の場合				イ) 不可	ロ) 要相談	イ) デュンギーヨビト	ロ) クルザーヨビト	ハ) モーターボート
1	苫小牧港 勇払マリーナ	(株)マリーナジャパン 苫小牧事業所	○	○	○						49	○		5,410		○		○	○	○				2,000	1,620		ミニボートは、初回利用時、安全講習受講のごと(5000円)	
2	小樽港マリーナ	(株)マリンウェーブ小樽	○	○	○						70	○		3,150		○		○						5,880				
3	江差港マリーナ	一般財団法人開陽丸 青少年センター	○	○	○	○	○				30	○		2,080		○		○	○	○				1,430	0			
4	ノール マリーナ ましけ																											
5	浅虫ヨットハーバー																											
6	大平マリーナ	青森県	○	○	○	○	○				58	○		611	海上2037円 /m/月 (※1日料金)	○		○	○	○	○			390	0	陸上1303円 /m/月 (※1日料金)	許可を受けてから使用することができる。(1週間程度前に申請必要)場所によって大きさが異なるため、利用前に確認が必要。 ・スロープのみの利用は認めていない。 ・駐車場は特になく、一時的に脇の敷地に置くことは可能(施設利用者のみ)	
7	秋田マリーナ	(株)マリーナ秋田	○	○	○	○					50	○		4,030		○		○	○	○				1,270	0			
8	男鹿マリーナ	(株)マリーナ秋田	○	○	○	○					40	○		4,030		○		○	○	○				1,270	0			
9	本荘マリーナ	(株)マリーナ秋田	○	○	○	○					40	○		4,030		○		○	○	○				1,300	0			
10	鼠ヶ関マリーナ	鶴岡市	○	○	○	○					40	○		1,810		○			○					830	680		船台は個人用のため、陸上からはトレーラーのみ。	
11	翁島マリーナ																											
12	茨城県大洗マリーナ	(株)茨城ポートオーソリティ	○	○	○						75	○		1,000	2時間	×												
13	稲毛ヨットハーバー	公益財団法人千葉市スポーツ振興財団	×													×											当ハーバーはデュンギーヨットのみが利用できるヨットハーバーになっており、また千葉港内を帆走するので当ハーバー独自のライセンス制を取り入れており、ライセンスをお持ちでない方はの利用はお断りさせていただいている。	
14	銚子マリーナ	(株)銚子マリーナ	○	○	○	○					65	○		4,830		○		○	○	○	○			2,100	0			
15	東京夢の島マリーナ																											
16	真鶴港																											
17	湘南港(公共マリーナ)	湘南なぎさパーク	○	○	○						42	○		4,620	※4時間以内の利用は1日料金の半額	○		○						990	800	駐車場は施設利用者以外は1500円	利用料は利用申請者の住所が神奈川県内であるか否かで異なる。	
18	葉山港(公共マリーナ)	(株)リビエラリゾート	○	○	○	○					80	○		4,150		○		○	○	○				810	800		イベント、大会、港湾工事で受入れが出来ない事もあります。事前問い合わせで対応している。	
19	横浜ベイサイドマリーナ		○	○	○						80	○		2,000		×												
20	八景島マリーナ	一般社団法人横浜港振興協会	×																								海難事故、及び曳航による航行不能船の係留または急病人の発生、気象事変による緊急避難等に対しては海上保安庁の要請にかかわらずバースの空き艇数分の臨時係留は引き受ける。尚、避難当日の料金は頂かないが、原則翌日より1日あたり2000円を申し受ける。	
21	柏崎マリーナ	(株)柏崎マリン	○	○	○	○					40	○		3,000		×												
22	マリーナ上越	マリーナ上越(株)	○	○	○						25	○				×												
23	富山県新湊マリーナ(海竜マリンパーク)	公益財団法人伏木富山港・海王丸財団	○	○	○	○					33	○		2,440		○		○	○	○				1,740	0		8割のビジターが近隣河川に係留する艇であり、利用目的が艇体整備である。気象、航海知識が乏しい所有者(特にミニボート)が多く、マリーナから出港させることが不安に感じる事がある。	
24	穴水マリーナ																											
25	滝港マリーナ																											
26	若狭和田マリーナ																											
27	うみんぴあ	(株)マリーナジャパン	○	○	○	○					40	○		3,150		×												
28	スパ・マリーナ熱海	(株)スパ・マリーナ熱海	○	○	○						80	○		1,890	600円/時間+消費税	×												
29	伊東サンライズ マリーナ	伊東マリンタウン(株)	○	○	○	○					80	○		900	30円/ft(日帰り)	×											完全予約制	
30	ラグナマリーナ	蒲郡海洋開発(株)	○	○	○						66	○	※喫水4m未満	3,060	6時間以内	×											空中排気艇は利用不可	

※4) 日帰り利用料金(円)の赤字は3H/27ft/県内で計算
 ※日帰り料金、スロープ、駐車場利用料金は区別がある場合は次の条件で算出(県内、モーターボート、シーズン(7月、8月)、施設利用料が別途かかる場合は加算)

4-2 小型船舶の保険に関する情報

小型船舶にも自家用車と同様に様々な保険（任意保険）がある。ただし自家用車と違い法律による強制保険（自賠責保険）が無いこと等により、その内容が知られてないことから、小型船舶の保険について整理した。

なお、小型船舶であっても遊漁船、観光船等の業務艇は別途生業としての保険があるため、ここでは非業務艇であるプレジャーボートに限定した。

（1）保険の主な補償内容

1) 賠償責任保険

⇒対人賠償：衝突相手の乗船者、ダイバー、遊泳者など

⇒対物賠償：他船、漁業用施設、栈橋、港湾施設など

※ 東京夢の島マリーナ、横浜ベイサイドマリーナ等では賠償責任保険の加入を保管の条件にしている

※ 一般的には対人・対物併せたパックになっている

2) 人命捜索救助：落水者の他船による捜索救助

3) 船体捜索救助：事故による曳航救助

4) 搭乗者傷害：自艇の搭乗者

5) 船体保険：偶然な事故によって船体に生じた損害

※ 車の車両保険に相当するが、放置艇の場合は、係留保管中の台風、洪水等による損害やエンジンのみの盗難による損害が補償されない

（2）保険の種類

プレジャーボートの保険には、民間の損害保険会社が実施している「ヨット・モーターボート総合保険」と漁船損害等補償法に基づき漁船保険組合が実施している「プレジャーボート責任保険」がある。

1) ヨット・モーターボート総合保険

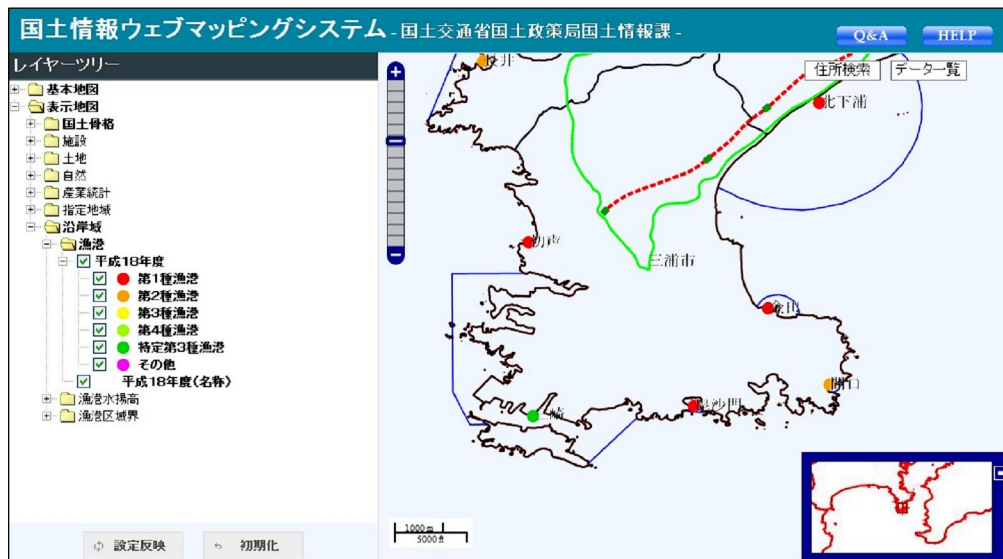
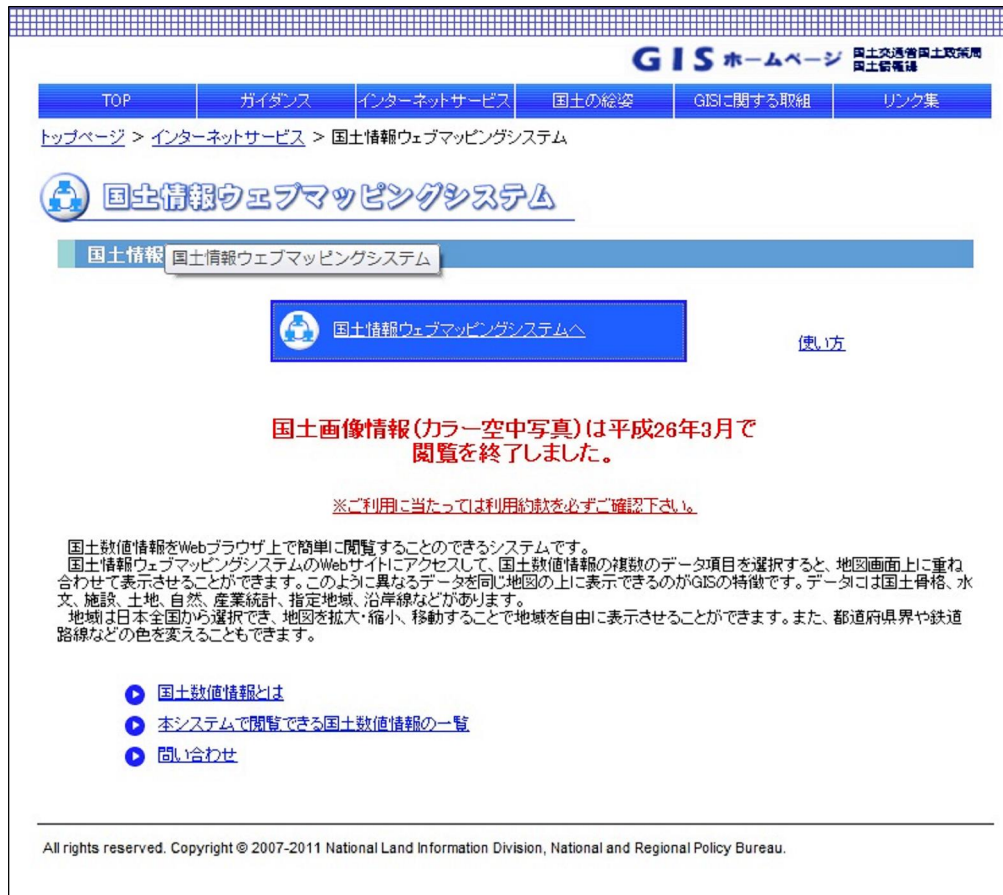
- ・ 保険の対象：帆走ヨット、20トン未満の非営業用モーターボート等
- ・ 契約の形態：賠償責任保険又は船体保険が基本契約で、特約として任意に搭乗者傷害、人命捜索救助がある
- ・ 団体保険等：民間損害保険会社と連携し、大規模なマリーナ、公益社団法人関東小型船安全協会、公益財団法人日本セーリング連盟、NPO法人PW安全協会等は、自団体の会員を対象に、メリットを付加した団体保険を実施している

2) プレジャーボート責任保険

- ・ 保険の対象：5トン未満のプレジャーボート
- ・ 契約の形態：賠償責任保険、人命捜索救助、船体捜索救助がセットになった保険
- ・ 団体保険等：10隻以上の場合は団体割引や無事故割引がある

4-3 国土情報ウェブマッピングシステム

国土交通省のHPでは、国土数値情報をWebブラウザ上で簡単に閲覧することができるシステムがある。HPにアクセスして、国土数値情報の複数のデータ項目を選択すると、地図画面上に重ね合わせて表示させることができるとともに、地図を拡大・縮小、移動することで地域を自由に表示させることができる。



(出典) 国土交通省国土政策局 HP「国土情報ウェブマッピングシステム」

<http://nlftp.mlit.go.jp/WebGIS/index.html>

上図は、神奈川県三浦半島の漁港及び漁港区域界を表示させたものである。この他にも様々な情報を表示させることができるため便利であることから、小型船舶の航行にあたって、当該 HP を活用することは有意義である。

5. 自治体等へのアンケート調査

2章の航行規制に関する既存資料を補完するため、自治体及び各地の水域利用に関連が深い一般社団法人日本マリン事業協会の会員へアンケート調査を実施した。

5-1 自治体アンケート調査

(1) アンケート調査の目的

- ・都道府県及び市において定められている小型船舶の航行に関する規制・条例等を収集、把握し、小型船舶の円滑な利用に資することを目的とし、自治体を対象にアンケート調査を実施した。

(2) アンケート調査の概要

- 1) 調査方法：一般社団法人日本マリン事業協会より郵送し、FAXにて回収する
- 2) 調査実施時期：平成25年10月9日発送～平成25年10月28日〆切
- 3) 調査対象：①都道府県、政令指定都市の港湾、河川、自然環境保全部署

②市の生活環境保全部署

合計970団体を対象とする

* 調査対象の選定については、設問が自治体の複数部署にならない様、一般的な水域・海洋については県の港湾部署、内水面については一級河川の一部及び二級河川の管理者である県の河川部署、自然環境については国定公園及び県立自然公園の管理者である県の自然環境保全部署とした。(ここで言う県は都道府、政令指定都市を含む) また、生活環境保全については、都道府県の迷惑防止条例は把握済みなので、市の生活環境保全部署だけとした。

(3) 回収状況

- ・都道府県等の港湾、河川、自然環境部署は約70%、市の生活環境部署は63%、合計64%の回答率と予想以上の数字であった。
- ・条例等規制の有無の回答については、有りが18件(港湾3件、河川6件、自然環境5件、生活環境4件)であった。

表-5.1 アンケート回答結果

項目	港湾	河川	自然環境	生活環境	合計
送付数	67	67	67	769	970
回答数	48	46	46	481	621
(回答率)	72%	69%	69%	63%	64%
条例等あり	3	6	5	4	18
条例等なし	45	40	41	477	603

(4) 調査結果

- ・小型船舶に関する条例がありと回答し、対象外(下記表参照)を除くと、港湾1件(北海道)、

河川 5 件（宮城県、神奈川県、岐阜県、静岡県、滋賀県）、自然環境保全 4 件（北海道、山形県、島根県、神戸市）、生活環境保全 1 件（芦屋市）となった。

- 鳥獣保護法の特別保護指定区域（動力船の使用が禁止）による規制があったが、1 件のみであったので、本文には掲載していない。

表-5.2 小型船舶に関する条例等あり回答一覧 (平成 25 年 10 月時点)

団体名	種別	名称	問合せ部署名	電話番号	備考
北海道	港湾	北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例	総務部危機対策局危機対策課	011-204-5014	
秋田県	港湾	船舶利用適正化要綱（放置艇対策のみ）	建設部港湾空港課	018-860-2542	
宮崎県	港湾	港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則	県土整備部港湾課	0985-26-7188	
宮城県	河川	河川法施行令第 16 条の 2 第 3 による通航の方法の指定（花山ダム）	栗原地方ダム総合事務所	0228-56-2233	
		河川法施行令第 16 条の 2 第 3 による通航の方法の指定（大倉ダム）	仙台地方ダム総合事務所大倉ダム管理事務所	022-393-2211	
神奈川県	河川	相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例	県土整備部河川下水道部流域海岸企画課	045-210-6475	※なお、条例の実際の運用に関しては、神奈川県公営企業管理者（水道事業、部署：企業局相模川水系ダム管理事務所及び酒匂川水系ダム管理事務所）に委任している。
富山県	河川	富山県河川法施行条例	河川課	076-444-3324	※通航を制限する水域の指定を可能とする条例ではあるが、実際に指定している水域ではない。
岐阜県	河川	河川法施行令第 16 条の 2 第 3 項に規定する水域及び通航方法の指定	県土整備部河川課	058-272-8585	
静岡県	河川	静岡県河川管理条例	河川砂防管理課	054-221-3195	
滋賀県	河川	滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例	琵琶湖環境部琵琶湖政策課	077-528-3485	
北海道	自然	自然公園法			
		北海道立自然公園条例	環境生活部環境局生物多様性保全課	011-231-4111	10 条の 4 (17) (特別施行) 特別動力船の使用禁止
山梨県	自然	山梨県富士五湖の静穏に関する条例	大気水質保全課保全対策担当	055-223-1508	
滋賀県	自然	滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例	琵琶湖レジャー対策室	077-528-3485	
島根県	自然	島根県立自然公園条例（第 11 条第 4 項第 15 号）	自然環境課	0852-22-5348	
神戸市	自然	神戸市民の環境をまもる条例	環境局資源循環部環境未来都市推進室	078-322-5283	
気仙沼市	生活	気仙沼市漁港管理条例	産業部水産基盤整備課基盤整備係	0226-22-6600	
南房総市	生活	南房総市漁港管理条例	農林水産部農林水産課	0470-33-1071	
田原市	生活	田原市小型船舶係留施設の設置及	土木課	0531-23-3520	

団体名	種別	名称	問合せ部署名	電話番号	備考
	活	び管理に関する条例			
		田原市港湾管理条例施工規則	土木課	0531-23-3520	
		田原市漁協管理規則	土木課	0531-23-3520	
芦屋市	生活	芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例	市民生活部環境課	0797-38-2050	

※網掛けは対象外

表-5.3 自然環境保全に関する条例の対象となる湖等一覧 (平成25年10月時点)

団体名	名称	問合せ部署名	電話番号	備考
北海道	暑寒別	環境生活部環境局生物多様性保全課	011-231-4111	○北海道立公園条例 ○厚岸道立公園管理指針、船の使用は必要最小限。 ○北オホーツク道立公園車馬乗入れ禁止区域
	駒ヶ岳			
	涛沸湖小清水海岸			
	止別斜里海岸			
	三里浜ワッカ原生花園			
	ニセコ連峰			
	日高山脈襟裳			
	尻羽岬			
	厚岸・浜中海岸			
	火散布沼・藻散布沼(ヒチリップ、モチリップ)			
	霧多布湿原			
	霧多布半島			
	野付崎			
	春国岱			
	屈斜路湖			
	ベニヤ原生花園			
芦別夕張富良野金山				
斜里岳				
横津岳				
暑寒別				
駒ヶ岳				
青森県	睡蓮沼、黄瀬沼等の八甲田湖沼群	環境省十和田自然保護官事務所	0176-75-2728	公園法、特別保護地区
群馬県	榛名湖	自然環境課自然公園係	027-226-2876	○榛名湖は河川法により高崎市が包括占用許可の取得。カヤックカヌーのみ許可。 ○県立公園では、榛名湖は一部の利用を許可、赤城大沼は、乗入れを禁止しています。国立、国定公園は地元自治体や漁協で利用している場合がありますが、詳細は不明
山梨県	本栖湖	山梨県森林環境部みどり自然課	055-223-1522	
		環境省富士五湖自然保護官事務所	0555-72-0353	
岐阜県	飛水峡(飛騨川)	環境生活部自然環境保全課	058-272-1111	河川法指定
		中濃振興局環境課	0574-25-3111	
島根県	蟠竜湖(蟠竜湖県立自然公園内)	自然環境課	0852-22-5348	

団体名	名称	問合せ部署名	電話番号	備考
	地倉沼（青野山県立自然公園内）			
徳島県	蒲生田海岸（室戸阿南海岸国定公園内）	県民環境部環境首都課自然環境室	088-621-2330	（海岸）
	大浜海岸（室戸阿南海岸国定公園内）及び大里海岸（室戸阿南海岸国定公園内）	県民環境部環境首都課自然環境室	088-621-2330	（海岸）
愛媛県	黒瀬ダム（鳥獣保護区特別保護指定区域）	県民環境部環境局自然保護課	089-912-2368	
鹿児島県	奄美群島国定公園特別保護地区（奄美大島）住用マングローブ（住用川及び役勝川河口）	鹿児島県自然保護課自然公園係	099-286-2617	

※網掛けは対象外

アンケート票

1. 貴団体名等をご記入ください


団体名	
部署名	
記入者氏名	
連絡先	

2. 貴部署が中心となり策定したプレジャーボート等小型船舶(水上オートバイ含む)に関する条例等の中で、航行方法、区域、及び時間等の航行規制(放置艇対策は除く)を規定したものがあれば、その名称、問い合わせ先等をご記入ください。

なお法的拘束力がない要綱・方針・指針及び別紙にある迷惑防止条例は除いてください。
(一覧表参照)

<input type="checkbox"/> 該当する条例等がない
<input type="checkbox"/> 該当する条例等がある (HP で検索が困難な場合は、条例等を FAX ください)

ある場合


 1) (名称:)
 (問合せ部署名:)
 (電話番号:)

2) (名称:)
 (問合せ部署名:)
 (電話番号:)

3) (名称:)
 (問合せ部署名:)
 (電話番号:)

3. 小型船舶の航行規制に関しご意見があればご記入ください

--

ご協力有難うございました

送信先 FAX 番号 03-5542-1206

ア ン ケ ー ト 票

1. 貴団体名等をご記入ください

団 体 名	
部 署 名	
記入者氏名	
連 絡 先	

2. 貴部署が中心となり策定したプレジャーボート等小型船舶(水上オートバイ含む)に関する条例等の中で、航行方法、区域、及び時間等の航行規制(放置艇対策は除く)がある条例または河川法施行令第16条の2第3項に基づく通航方法の公示等があればその名称、問い合わせ先等をご記入ください。
 なお法的拘束力がない要綱・方針・指針及び別紙にある迷惑防止条例は除いてください。
 (一覧表参照)

<input type="checkbox"/> 該当する条例等がない
<input type="checkbox"/> 該当する条例等がある (HP で検索が困難な場合は、条例等を FAX ください)

ある場合 1) (名 称:)
 (問合せ部署名:)
 (電 話 番 号:)

2) (名 称:)
 (問合せ部署名:)
 (電 話 番 号:)

3) (名 称:)
 (問合せ部署名:)
 (電 話 番 号:)

3. 小型船舶の航行規制に関しご意見があればご記入ください

ご協力有難うございました

送信先 FAX 番号 03-5542-1206

自然環境保全用

平成 25 年 10 月 日

(一社) 日本マリン事業協会宛

アンケート票

1. 貴団体名等をご記入ください

団体名	
部署名	
記入者氏名	
連絡先	

2. 貴部署が中心となり策定したプレジャーボート等小型船舶(水上オートバイ含む)に関する条例等の中で、航行方法、区域、及び時間等の航行規制(放置艇対策は除く)を規定したものがあれば、その名称、問い合わせ先等をご記入ください。

なお法的拘束力がない要綱・方針・指針及び別紙にある迷惑防止条例は除いてください(一覧表参照)

<input type="checkbox"/> 該当する条例等がない
<input type="checkbox"/> 該当する条例等がある (HP で検索が困難な場合は、条例等を FAX ください)

ある場合

1) (名称:)
(問合せ部署名:)
(電話番号:)

2) (名称:)
(問合せ部署名:)
(電話番号:)

3. 貴部署が管理する国定公園等で、特別保護地区又は乗り入れ規制地区に指定された湖等があれば、湖等の名称、問い合わせ先等をご記入ください。

<input type="checkbox"/> 該当する湖等がない
<input type="checkbox"/> 該当する湖等がある

ある場合

1) (湖等の名称:)
(問合せ部署名:)
(電話番号:)

2) (湖等の名称:)
(問合せ部署名:)
(電話番号:)

4. 小型船舶の航行規制に関しご意見があればご記入ください

--

ご協力有難うございました

生活環境保全用

平成 25 年 10 月 日

(一社) 日本マリン事業協会宛

アンケート票

1. 貴団体名等をご記入ください

団体名	
部署名	
記入者氏名	
連絡先	

2. 貴部署が中心となり策定したプレジャーボート等小型船舶(水上オートバイ含む)に関する条例等の中で、航行方法、区域、及び時間等の航行規制(放置艇対策は除く)を規定したものがあれば、その名称、問い合わせ先等をご記入ください。
なお法的拘束力がない要綱・方針・指針等は除いてください。

<input type="checkbox"/> 該当する条例等がない
<input type="checkbox"/> 該当する条例等がある (HP で検索が困難な場合は、条例等を FAX ください)

- ある場合
- 1) (名称:)
(問合せ部署名:)
(電話番号:)
- 2) (名称:)
(問合せ部署名:)
(電話番号:)
- 3) (名称:)
(問合せ部署名:)
(電話番号:)

3. 小型船舶の航行規制に関しご意見があればご記入ください

--

ご協力有難うございました

送信先 FAX 番号 03-5542-1206

5-2 一般社団法人日本マリン事業協会賛助会員アンケート調査

(1) アンケート調査の目的

- ・小型船舶の航行等に関する規制・条例及びローカルルールを収集、把握し、小型船舶の円滑な利用に資することを目的とし、一般社団法人日本マリン事業協会賛助会員を対象にアンケート調査を実施した。

(2) アンケート調査の概要

- 1) 調査方法：日本マリン事業協会より郵送し、FAXにて回収する
- 2) 調査実施時期：平成25年10月25日発送～平成25年11月11日〆切
- 3) 調査対象：一般社団法人日本マリン事業協会の賛助会員282件
*賛助会員はボート等の販売業者及び関連団体の地方支部等

(3) 回収状況

- ・回収数は108件（回収率38%）と自治体へのアンケート結果と比較すると低かった。
- ・条例等の有無の回答については、有りが27件であった。

表-5.4 アンケート回答結果

項目	合計
送付数	282
回答数	108
(回答率)	38%
条例等あり	27
条例等なし	81

(4) 調査結果

- ・小型船舶の航行規制に関する条例は6地域（北海道、山形県、静岡県、滋賀県、大阪府、山口県）で確認できた。
- ・小型船舶の航行に関するローカルルールは、10地域（北海道洞爺湖、屈斜路湖、神奈川真鶴、千葉県、新潟県柏崎、福井県、兵庫県由良港、和歌山県片男波、大阪府二色の浜、長崎県大村湾）で確認できた。
- ・施設の使用許可を含む航行規制以外のルールが9地域（神奈川県、愛知県三河港、岡山県、広島県、岡山県、香川県、愛媛県三崎町、福岡県若津港、西福岡マリーナ）確認できた。
- ・詳細は下記の回答一覧のとおりである。

表-5.5 小型船舶に関する条例・規則あり回答一覧（その1）

（平成25年10月時点）

都道府県名	団体名	連絡先	対象水域名	条例・規則等の名称	制定者の名称
北海道	時田自工(株) C.F プラズマ	0142-25-5420	洞爺湖		洞爺町
北海道	ヤマキ船舶化工 (株)		支笏湖	自然公園法	千歳市、環境省
			海水浴場7か所	プレジャーボート等の 事故防止等に関する条 例	北海道
北海道	佐藤マリンモーターズ	0154-91-1351	屈斜路湖	弟子屈町他	
山形県	(有) ボートショップ酒田	0234-34-3636	山形県	山形県迷惑行為防止条例	山形県知事
神奈川県	(有) リバーポート	0463-22-1173	(PW 安全協会グレンデ情報に記載)		
神奈川県	(有) ロッキーマリン	0465-68-0927	相模湾西部	漁業に係る規制で定置網周辺200m以内進水禁止	
			真鶴	ローカルルール ダイビングポイント 100m以内進水禁止	
			相模湾	夜間の釣り禁止	水産課
千葉県	東拓建設(株) 金谷マリーナ	0439-69-2045	①浦安～富津、②天羽、③船形、④西岬、⑤相浜・布良、⑥白浜、⑦千倉、⑧和田、⑨江見、⑩吉浦・天面、⑪太海、⑫小湊、⑬沿岸小型漁船、⑭新勝浦、⑮御宿岩和田、⑯夷隅東部	千葉県海面利用協議会 推奨ルール	
新潟県	(株) タカハシ	0257-24-2211	柏崎みなとまち海浜公園 周辺海域	自主ルール	マリスクラブ柏崎 (柏崎市公認)
新潟県	(有) 新潟ボート販売	025-272-6685		河川法	
愛知県	蒲郡海洋開発 (株) ラグナマリーナ	0533-58-2800	三河港		
静岡県	(有) ケイエムツーボートクラブ カナル	053-489-2877	浜名湖北部	静岡県河川管理条例	静岡県
			松見ヶ浦		静岡県
			猪鼻湖、細江湖		静岡県
福井県	(株) 嶋田商会	0776-23-1411	ローカルルールあり	福井・三国湾内徐航程度のもの	
滋賀県	(株) ジェイ・オー・ビー	077-578-2350	琵琶湖条例は、皆様ご存知の事と思います。	条例	
兵庫県	サントピアマリーナ株式会社	0799-24-0401	洲本市由良港湾内	ジェットスキー・マリンジェット遊走禁止	由良漁協
和歌山県	(有) 和歌山マリンサービス	073-483-6667	和歌山市片男波、浜の宮周辺	不明	

※水色網掛け：ローカルルール

ピンク網掛け：航行規制以外（施設の使用許可含む）

グレー網掛け：不明

表-5.5 小型船舶に関する条例あり回答一覧（その2）

（平成 25 年 10 月時点）

都道府県名	団体名	連絡先	対象水域名	条例・規則等の名称	制定者の名称
大阪府	オーシャンマリン（株）	0725-22-5964	二色の浜公園海浜緑地	周辺航行ローカルルール	マリンスポーツ管理事務所
大阪府	（株）キサカ	072-233-8888	富士五湖	富士五湖の静穏の保全に関する条例	山梨県
			富士五湖	富士五湖水上安全条例	山梨県
			びわ湖	滋賀県琵琶湖のレジャー・利用の適正化に関する条例	滋賀県
岡山県	（有）川崎商会日生マリーナ	0869-74-0500			
広島県	（株）ひろしま港湾管理センター	082-234-7710	斎島周辺鳥獣保護地区特別保護指定区域	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	広島県水産課
			岩国飛行場水域	日米安全保障条約	外務省
広島県	WAKO 広島ボートパーク(株)	082-249-2855	ボートパーク広島係留施設水域	ボートパーク広島使用基準	広島県
山口県	（株）ササキコーポレーション	0836-32-0656		小型船舶等による危険な行為の規制に関する条例	山口県
香川県	香川マリン（株）	090-4783-0066	香川県内、岡山県	トローリング禁止、サワラ釣り禁止	香川県漁協、香川県水産観光協会
			香川、岡山広域海面利用協議会		
愛媛県	親和マリン（株）	0894-37-3150	旧西宇和郡三崎町海域	①撒き餌での釣りがダメと言われる②漁協独自で決めた休漁日はレジャー船もダメと言われる。	
福岡県	西福岡マリーナマリノア（株式会社ササキコーポレーション）	092-885-2288	西福岡マリーナ水域～姪浜港防波堤	特になし	西福岡と姪浜漁組・市営客船事務所
福岡県	日産マリーン博多販売(株)	092-731-8303	博多湾和白干潟	干潟野鳥調査	福岡市港湾局
福岡県	（株）日本船舶職員養成協会西日本	092-473-5005	若津港	登録小型船舶教習所の安全対策	（株）日本船舶職員養成協会西日本
長崎県	（株）ヤマハマリン西九州	095-882-1829	大村湾南西部（時津町海域）	なし	ヤマハマリン西九州と大村湾漁協

※水色の網掛け：ローカルルール

ピンク色の網掛け：航行規制以外（施設の使用許可含む）

グレーの網掛け：不明

賛助会員用

平成 25 年 10 月 日

(一社) 日本マリン事業協会宛

アンケート票

1. 貴社(団体)名等をご記入ください

貴社(団体)名	
住所	
記入者名	
連絡先	


2. プレジャーボート等小型船舶(水上オートバイ含む)の航行に関しては、自然・生活環境保全、内水面の水上安全及び国際条約等の観点から、法律又は条例により一部の水域は航行、航行方法及び航行時間等の規制があります。

貴社(団体)が主に活動しているエリアにこのような規制がある場合は、対象水域名(港湾名、湖・河川名及びその範囲)、法律・条例等の名称及び制定した自治体・機関の名称等をわかる範囲でご記入ください。

また、法的規制か否か不明の規則・ローカルルールについても、ある場合はわかる範囲内でご記入ください。記入欄が足りない場合には、別紙を作成していただいて構いません。

なお、これらルール等に関するホームページやパンフレットがありましたら、併せてお教えください。(PW 安全協会のゲレンデ情報に記載されていることは、ご記入不要です)

<input type="checkbox"/> 該当する条例・規則等がない
<input type="checkbox"/> 該当する条例・規則等がある

ある場合

1) (対象水域名:)
(条例・規則等の名称:)
(制定者の名称:)

2) (対象水域名:)
(条例・規則等の名称:)
(制定者の名称:)

3) (対象水域名:)
(条例・規則等の名称:)
(制定者の名称:)

3. 小型船舶の航行規制に関しご意見があればご記入ください

--

ご協力有難うございました。

送信先 FAX 番号 03-5542-1206

参 考 资 料

目 次

1. 法律・条約等による航行規制.....	1
1-1 航行に関する規制（全国編）.....	1
(1) 小型船舶操縦者法（本文 P6）	1
1-2 航行に関する規制（地域編）.....	5
(1) 海上交通安全法（本文 P11）	5
事例 1（東京湾）	5
1-3 国際条約等による規制.....	15
(1) SOLAS 条約（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律）（本文 P16）	15
事例 1（今治港）	15
(2) 日米安全保障条約（佐世保港・呉）（本文 P18）	16
事例 1（佐世保港）	16
2. 都道府県（または市町村）条例による航行規制.....	20
(1) 水上安全に関する条例	20
1) 内水面水上安全条例（本文 P20）	20
事例 1（浜名湖）	20
事例 2（富士五湖）	27
2) 一般水域（海水浴場等含む）水上安全条例（本文 P21）	34
事例 1（北海道）	34
事例 2（三重県）	37
事例 3（山口県）	40
(2) 環境保全に関する条例（本文 P22）	41
事例 1（山梨県）	41
事例 2（滋賀県）	44
(3) 迷惑防止に関する条例（本文 P24）	48
事例 1（石川県）	48
(4) ローカルルール（本文 P26）	49
事例 1（ゲレンデ情報より猪苗代湖）	49
事例 2（利根大堰水面利用）	53
事例 3（東京港）	53
3. 活動に関する規制等.....	58
3-1 放置等禁止区域に関する規制（本文 P35）.....	59
事例 1（埼玉県）	59
3-2 暫定係留施設の概要（本文 P36）.....	62
事例 1（宮崎県）	62
4. 自治体等へのアンケート調査の結果（回答者提供参考資料）.....	65
4-1 自治体アンケート調査結果.....	65

4-2	一般社団法人日本マリン事業協会賛助会員アンケート調査結果	79
-----	------------------------------------	----

1. 法律・条約等による航行規制

1-1 航行に関する規制（全国編）

（1）小型船舶操縦者法（本文P6）

パンフによる詳細説明

小型船舶操縦免許の制度

モーターボート等は一級小型船舶操縦免許証又は二級小型船舶操縦免許証を、水上オートバイ等は特殊小型船舶操縦士免許証を有していなければ、これらの小型船舶に船長として乗船することはできません。

現在の免許区分は、従来（平成15年6月以前）の一級から五級までの5区分から、ボート・ヨット用の「一級」、「二級」と水上オートバイ用の「特殊」の3区分に再編されています。

二級には旧制度の湖川小馬力と同様の「湖川小出力限定」の区分があり、エンジン出力は、旧制度の10馬力未満から15kw未満（約20馬力）に拡大されています。

水上オートバイを操縦するためには、「特殊」の免許を所有しなければなりません（一級・二級の免許では操縦できません。）。

一級小型船舶操縦士	小型船舶で操縦できる範囲は無制限です。 ただし、沿海区域の外側80海里（約150キロメートル）未満の水域以遠を航行する場合は、六級海技士（機関）以上の資格を受有する者を乗り組ませねばなりません。
二級小型船舶操縦士	小型船舶で、海岸から5海里（約9キロメートル）までの海域を操縦できます。 なお、年齢が18歳未満の方は操縦できるボートの大きさが5トン未満に限定されます。18歳に達すると、特に手続きは必要なくこの限定は解除され、次回免許証更新時には限定の無い免許証が発行されます。
二級小型船舶操縦士 （湖川小出力限定）	湖や川だけに利用する総トン数が5トン未満、エンジンの出力15キロワット未満の船を操縦できます。
特殊小型船舶操縦士	水上オートバイを操縦するために必要な免許です。湖岸や海岸から2海里（約3.7キロ）までの水域を操縦できます。



特定操縦免許

旅客船や遊漁船など人の運送をする小型船舶の船長になろうとする方は、通常の試験（小型船舶操縦士試験）の合格に加えて、小型船舶操縦者としての業務を行うに当たり必要となる海難発生時における措置、救命設備等に関する「小型旅客安全講習」の受講が必要です（平成15年6月以降の新規免許取得者に限る）。

小型船舶の範囲

「小型船舶」とは、総トン数20トン未満の船舶です。但し、総トン数20トン以上のプレジャーボートで、次の要件の全てを満たしている場合には、小型船舶に含まれます。

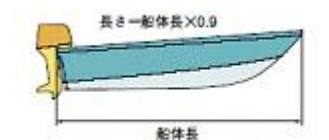
1. 一人で操縦を行う構造であるもの
2. 長さが24メートル未満であるもの
3. スポーツ又はレクリエーションのみに用いられるもの（漁船や旅客船等の業務に用いられないもの）

免許不要の船舶

平成15年6月から、次の要件の全てを満たすボートは免許が不要です。また、船舶検査を受けなくても操船することができるようになりました。

1. 長さが3メートル未満であるもの(登録長)
※注：「登録長」は、概ね「船の全長×0.9」となります。（なお、船型によって「登録長」の定義が異なりますので、詳細は[運輸局等](#)にご確認ください。）
2. 推進機関の出力が1.5kw（約2馬力）未満であるもの
3. 直ちにプロペラの回転を停止することができる機構を有する船舶、または、その他のプロペラによる人の身体の傷害を防止する機構を有する船舶
例) 非常停止スイッチ、キルスイッチ、遠心クラッチ、中立ギア、プロペラガード等 → これにより、例えば、上記③の機構を有するエレキモーター（出力1.5kw未満に限る）のみを使用して3m未満の船を利用する場合には、免許は不要になります。
（※1.5kw未満のエレキモーターのみでも船の長さが3m以上である場合は免許が必要となります。）

①長さ3メートル未満



長さとは、船体長の90%のことを言います。

②推進機関の出力が1.5kW未満



0.7355kW=1馬力なので、2馬力の機関は1.5kW未満に該当します。

③プロペラ回転緊急停止機構



搭載する機関には、非常用停止スイッチ、遠心クラッチ、中立ギア又はプロペラガード等が必要です。（絵はプロペラガード）

沿岸小型船が航行できる水域

本州、北海道、四国及び九州並びに付属する島で、その海岸が沿海区域に接するものの各海岸から5海里（約9.3キロメートル）以内の水域及び平水区域です。

- ・沿岸小型船舶の区域（黄色と緑色の範囲）
- ・平水区域（緑色の範囲）
- ・沿海区域（一線の範囲）



免許・免許証

- 免許証は、平成15年6月に「海技免状」から「小型船舶操縦免許証」に名称が変わりました。(現在、海技免状を所有する方は、当該海技免状の有効期間内はそのまま使用することができます。更新の際に新免許証へ引き換えとなります。)
- 一級(又は二級)と特殊の両方の免許を取得している方には、両方を合わせて表示した1枚の操縦免許証が交付されます。
- 特殊の免許を取得している方が、後日、一級(又は二級)の免許を取得した場合、新たに発行される操縦免許証は一級(又は二級)と特殊の両方が表示され、有効期間は新たに発行される操縦免許証の交付日から5年間になります。
(一級(又は二級)の免許を先に取得し、特殊の免許を後で取得した場合もこれと同じです。)

小型船舶操縦免許証の表示方法

(免許証の番号) 通し番号

資格・限定等
資格により次のように表示
一級小型船舶操縦士は、「一級」
二級小型船舶操縦士は、「二級」
二級小型船舶操縦士で年齢が18歳未満の場合は、「二級 若年者(5トン)」
二級小型船舶操縦士湖川小出力限定は、「二級 湖川」

特殊小型船舶操縦士を受有している場合は、この欄に「特殊」と表示

特定操縦免許(旅客運送のための免許)を受有している場合は、この欄に「特定」と表示

設備や航行時間などの条件が付されている場合は、この欄に「設備等」と表示

(若年者限定)
二級小型船舶操縦士で年齢が18歳未満の場合、18歳に達する日の前日

(有効期間)
操縦免許証の有効期間が満了する日

(免許証交付日)
操縦免許証を交付した日

(免許登録日)
新たな資格を取得した日

免許受有者数

(単位：人)

資格	平成21年 3月末	平成22年 3月末	平成23年 3月末	平成24年 3月末	平成25年 3月末
一級小型+特殊	812,207	818,628	824,561	829,915	835,550
二級小型+特殊	2,041,591	2,039,452	2,038,108	2,037,163	2,036,833
一級小型のみ	47,966	56,571	64,811	73,113	81,489
二級小型のみ	181,979	198,776	214,563	230,390	246,626
特殊のみ	72,337	83,387	93,514	103,432	114,332
計	3,156,080	3,196,814	3,235,557	3,274,013	3,314,830

(出典) 国土交通省 海事局 海技課 HP

http://www.mlit.go.jp/maritime/kogata/s_seido.html

1-2 航行に関する規制（地域編）

（1）海上交通安全法（本文 P11）

事例 1（東京湾）

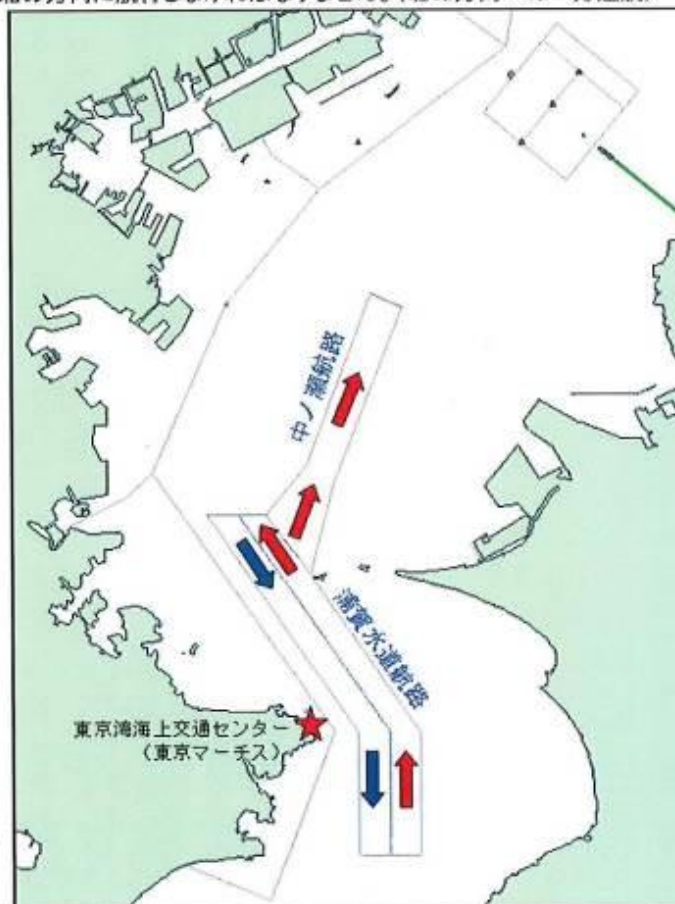
東京湾の交通ルール

1. 航路航行義務

長さが50メートル以上の船舶は、航路を航行する義務があります。
なお、長さが50メートル未満の船舶には、航路航行義務はありませんが、仮に航路を航行する場合には、以下に掲載している交通ルールを守らなければなりません。
また、中ノ瀬航路については、水深が23メートルと浅いことから、喫水20メートル以上の船舶について、航路航行義務が免除されています。

2. 航路の航法

浦賀水道航路は、航路の中央より右側を航行しなければなりません。（右側通航）
中ノ瀬航路は、北の方向に航行しなければなりません。（北の方向への一方通航）



3. 避航等

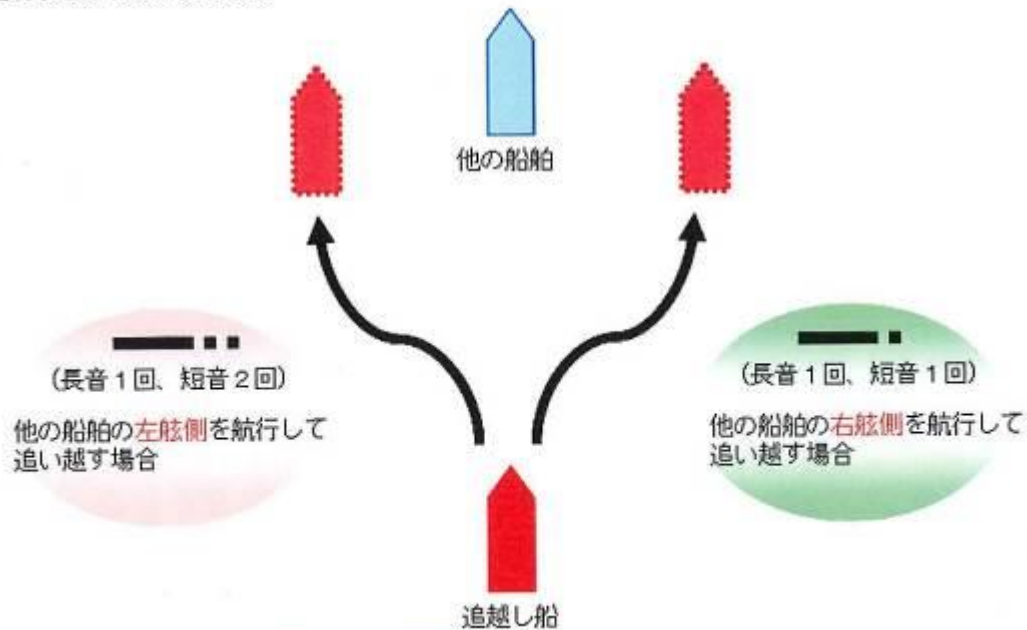
- ①航路外から航路に入り、航路から航路外に出、もしくは航路を横断しようとし、又は航路をこれに沿わないで航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿って航行している他の船舶と衝突するおそれがあるときは、当該他の船舶の進路を避けなければなりません。
この場合において、海上衝突予防法第9条第2項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項前段及び第18条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、当該他の船舶について適用されません。
- ②航路外から航路に入り、航路から航路外に出、もしくは航路を横断しようとし、もしくは航路をこれに沿わないで航行している漁ろう船等又は航路で停留している船舶は、航路をこれに沿って航行している巨大船（長さ200m以上の船舶をいう。）と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければなりません。
この場合において、海上衝突予防法第9条第2項及び第3項、第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項前段並びに第18条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用されません。

4. 速力の制限

航路を航行する場合は、対水速力12ノットを超えてはいけません。
ただし、航路を横断する場合は除きます。

5. 追越しの場合の信号

汽笛を備えている船舶は、航路において他の船舶を追い越そうとする場合は、汽笛により一定の信号を行わなければなりません。



6. 進路を知らせるための措置

汽笛を備えている総トン数100トン以上の船舶は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出、又は横断しようとするときは、進路を他の船舶に知らせるため、国際信号旗又は汽笛により行先を表示しなければなりません。

また、AIS(船舶自動識別装置)を搭載している船舶は、「目的地に関する情報」の入力を行わなければなりません。

🔴 [信号の詳細についてはこちら！](#)

🍀 [AISへの入力表](#)[PDF 1.4MB] 🍀 [AISへの目的地コードについて\(東京湾版\)](#)[PDF 1.1MB]

7. 航路の横断の方法

航路を横断する船舶は、その航路に対しできる限り直角に近い角度で、すみやかに横断しなければなりません。

8. びょう泊の禁止

航路においては、びょう泊をしてはいけません。
また、航路外にびょう泊した場合でも、ふれまわって船体が航路に入らないよう十分注意しなければなりません。

× びょう泊状態で進入してはいけません！



9. 航路外での待機の指示

浦賀水道航路、中ノ瀬航路では、霧で見通しが悪くなるなど、航路内の船舶交通の安全を図るため、船舶に対して航路の外で待機するよう指示する場合があります。
待機の指示は、海上交通センターから、主として国際VHF無線電話により行います。

[視界制限時の基準及び対象船舶]

視程2,000メートル以下の場合	視程1,000メートル以下の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・巨大船(※1) ・特別危険物積載船(※2) ・長大物件えい航船等(※3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・長さ160m以上200m未満の船舶 ・総トン数1万トン以上の危険物積載船 (特別危険物積載船を除く。)

※1 長さ200m以上の船舶

※2 特別危険物積載船：総トン数5万トン(積載している危険物が液化ガスである場合には総トン数2万5千トン)以上の危険物積載船

※3 長大物件えい航船等：引き船の船首から当該引き船の引く物件の後端又は押し船の船尾から物件の先端までの距離が200m以上である、船舶、いかだその他の物件を引き、又は押しして航行する船舶

10. 航路外の海域における航法

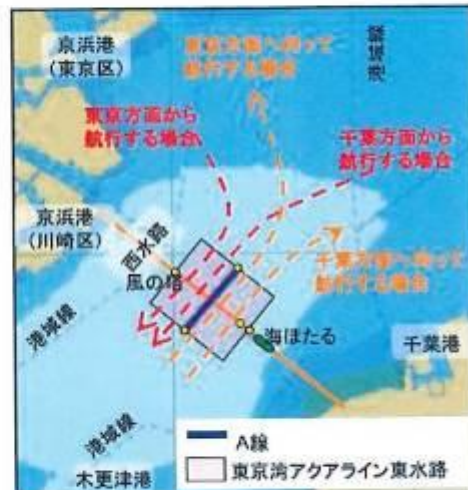
航路以外の海域でも、船舶交通を整理する必要がある海域があります。そこで、このような海域での航行の安全性を向上させるため、船舶が航行すべき経路を指定します。
経路は、「航路」で適用される船舶間の避航関係などの特別な交通ルールが適用される海域ではありませんが、船舶交通全体の安全を図るために設定するものです。経路に沿った安全航行をお願いします。

【東京湾アクアライン東水路付近海域】

—東京湾アクアライン東水路を航行する船舶—

- ①東京湾アクアライン東水路を南の方向に通過航行する船舶は、
- ・A線の西側の海域を航行すること。
 - ・千葉方面から航行するときは、A線に近寄って航行すること。
 - ・東京方面から航行するときは、A線から遠ざかって航行すること。
- ②東京湾アクアライン東水路を北の方向に通過航行する船舶は、
- ・A線の東側の海域を航行すること。
 - ・千葉方面に向かって航行するときは、A線から遠ざかって航行すること。
 - ・東京方面に向かって航行するときは、A線に近寄って航行すること。

※A線:東京湾東水路第三号灯標と東京湾東水路第一号灯標を結んだ線



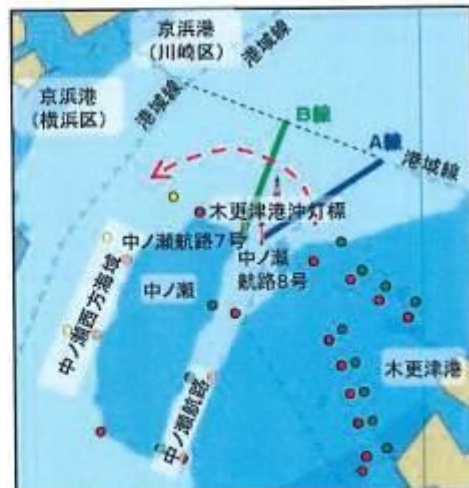
【木更津港沖灯標付近海域】

—木更津港を出港する船舶—

A線を横切った後、B線を横切って航行しようとする船舶は、木更津港沖灯標が設置されている地点を左げんに見て航行すること。

※A線:中ノ瀬航路第八号灯標及び木更津港防波堤西灯台から49度4,830mの地点から290度8,040mの地点とを結んだ線

※B線:中ノ瀬航路第七号灯標及び同地点から21度3,780mの地点とを結んだ線



【中ノ瀬西方海域】

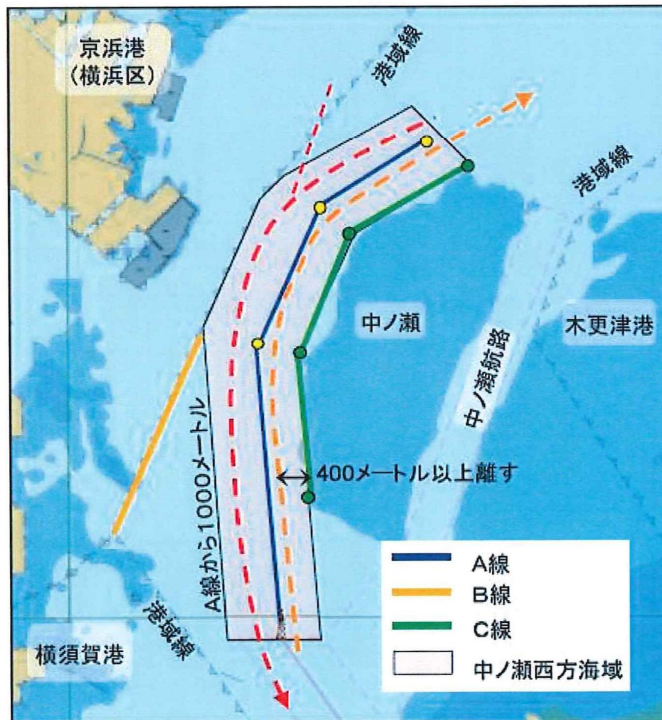
-中ノ瀬西方海域を航行する船舶-

- ①中ノ瀬西方海域をこれに沿って南の方向に航行する船舶は、A線の西側の海域を航行すること。
- ②中ノ瀬西方海域をこれに沿って北の方向に航行する船舶(B線を横切って航行し、B線の西側の海域に向けて航行しようとする船舶は除く。)は、
 - ・目的港の港域に入るため針路を転じるまでの間、A線の東側の海域を航行すること。
 - ・喫水20メートル以上の船舶は、C線から中ノ瀬西方海域の内側に400メートル以上離れた海域を航行すること。

※A線:東京湾中ノ瀬西方第三号灯標、東京湾中ノ瀬西方第二号灯標、東京湾中ノ瀬西方第一号灯標及び浦賀水道航路中央第六号灯浮標を順次に結んだ線

※B線:横浜本牧防波堤灯台から173度30分6,300mの地点及び横須賀市夏島町北端から64度2,470mの地点から46度30分1,450mの地点を結んだ線

※C線:東京湾中ノ瀬D灯標、東京湾中ノ瀬C灯標、東京湾中ノ瀬B灯標及び東京湾中ノ瀬A灯標を順次に結んだ線



【東京沖灯浮標付近海域】

—下図に示す円内海域を航行する船舶—

東京沖灯浮標が設置されている地点を中心とした半径1,850メートル(約1海里)の円内海域(港則法の港の区域を除く。)を通過して航行する船舶は、同地点を左げんに見て航行すること。



11. 情報の聴守義務

海上保安庁が提供する情報の聴取が義務化されました。危険を防止するために必要な場合は勧告を行うことがあります。また、勧告に基づいて講じた措置については報告をお願いすることがあります。

情報提供や勧告は、日本語又は英語で、主として国際VHF無線電話を用いて行います。ただし、場合によっては、船舶電話等の方法でも行う場合があります。

※海上保安庁が行う情報提供や勧告は、船舶の運航者の判断を支援するために行うもので、**具体的な操船方法を指示するものではありません。**

【提供される情報】

提供する情報は次の通りです。

- ・交通方法に関する情報
- ・交通の障害の発生に関する情報
- ・危険な海域に関する情報
- ・操縦性能が制限されている船舶の航行に関する情報
- ・著しく接近する他の特定船舶の動向に関する情報
- ・その他航海に必要と認められる情報

【情報の聴守義務海域】

この海域を航行する**特定船舶(注)**は、海上保安庁からの情報を聴取し、自ら安全を確保して航行しなければなりません。

(注) 特定船舶

- 情報の聴取義務海域を航行する次の船舶
- ・長さ50メートル以上の船舶



■ : 情報の聴取が義務付けられる海域

● : 海上交通センター

12. 船の基本的な航法

海の交通ルールは、**海上衝突予防法**、**海上交通安全法**、**港則法**の3つの法律により定められています。これらは、「**海上交通三法**」と呼ばれており、海上交通安全法と港則法は海上衝突予防法の「**特別法**」として制定されています。したがって、それぞれの適用海域において、特別の規定がある事項については、海上衝突予防法に優先して適用されます。

特別の規定がない事項については、海上衝突予防法が基本となります。

ここでは、海上衝突予防法に規定されている船の基本的な航法について説明します。

海上衝突予防法

船舶の遵守すべき航法など海上交通の基本的なルールを規定しています。
(すべての海域に適用されます)

海上交通安全法

船舶の通航量が特に多い東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における特別の交通ルールを規定しています。

港則法

港内における船舶交通の安全と港内の整とんを図るため、特別の交通ルールを規定しています。

○ 用語の解説

動力船: 機関を用いて推進する船舶

帆船: 帆のみを用いて推進する船舶

漁ろうに従事している船舶: 網、なわその他の漁具を用いて操業している漁船

運転不自由船: 故障等により、他の船舶の進路を避けることができない船舶

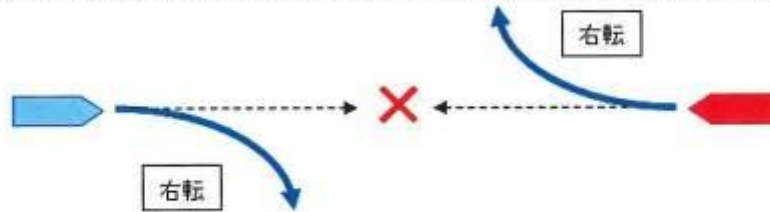
操縦性能制限船: 工事作業中のため、他の船舶の進路を避けることができない船舶

避航船: 他の船舶の進路を避けなければならない船舶

保持船: 原則としてその針路及び速力を保持しなければならない船舶

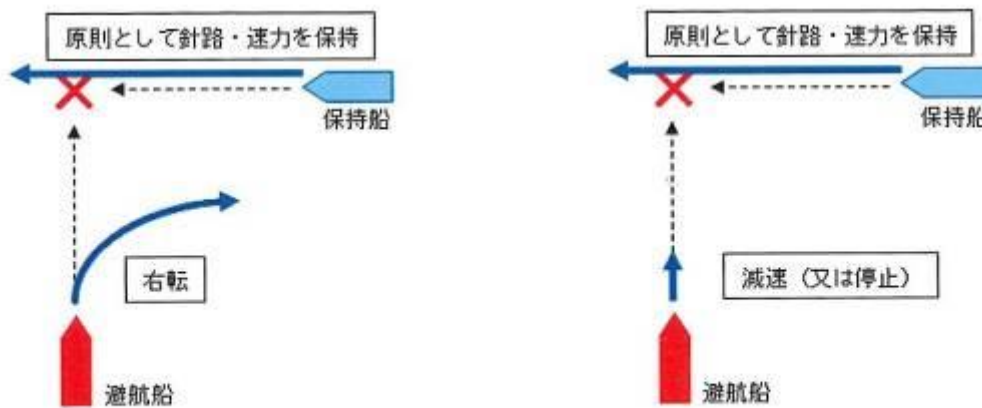
(1) 行会い船の航法(互いに動力船の場合に適用されます。)

互いに真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合は、互いに針路を右に転じ、衝突を避けます。



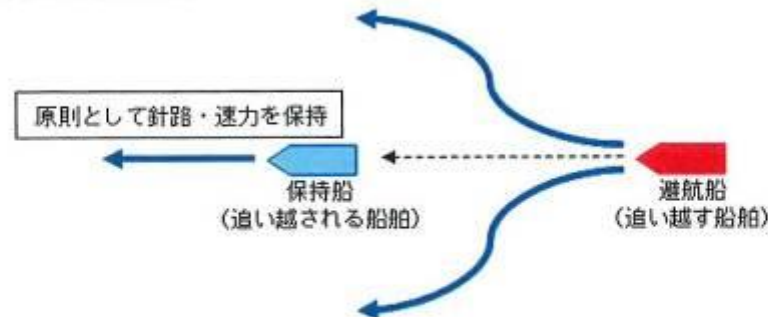
(2) 横切り船の航法(互いに動力船の場合に適用されます。)

互いに進路を横切る場合は、他の船舶を右舷側に見る船舶が、当該他の船舶の進路を避けなければなりません。



(3) 追越し船の航法(船の種類に関係なく適用されます。)

追越し船は、追い越される船舶を確実に追い越し、かつ、その船舶から十分に遠ざかるまでその船舶の進路を避けなければなりません。



※ 追い越される船舶の右舷側を追い越すか、左舷側を追い越すかについては、特に規定はありません。

(4) 各種船舶間の航法

種類の異なる船舶の間では、操縦性能の優れている方の船舶が、操縦性能の劣っている方の船舶の進路を避けるという原則をとっています。

海上衝突予防法では、その操縦性能の優劣度合について次のような序列をつけています。

- ① 動力船  
- ② 帆船 
- ③ 漁ろうに従事している船舶 
- ④ 運転不自由船・操縦性能制限船  

この序列において、上位の船舶は自分より下位の序列の船舶の進路を避けなければなりません。

☆「各種船舶間の航法」における留意事項

- * 貨物船やプレジャーボートは「動力船」ですが、機関や舵の故障により、他の船舶の進路を避けることができない状態となった場合は「運転不自由船」になります。
- * ヨットについては、セールで航走している場合は「帆船」ですが、エンジンを搭載しているヨットがエンジンのみで航走している場合やセールとエンジンを併用して航走している場合は「動力船」になります。
- * 漁船については、操業中は「漁ろうに従事している船舶」ですが、漁場への行き帰りなど漁をせずに航走している場合は「動力船」になります。

以上のような各種航法のほか、海上衝突予防法では、船舶が表示すべき灯火・形象物や行うべき信号などを定めています。

海でお仕事をされる方、あるいはレジャーで海に出られる方は、海上衝突予防法をはじめとする海上交通三法に規定されたルールを守り、見張りや船位の確認をしっかりとって事故のない、安全な航行をお願いします。



(出典) 海上保安庁 第三管区海上保安本部 東京湾海上交通センターHP

http://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/others/tokyo_guide/rule/page1.htm

1-3 国際条約等による規制

(1) SOLAS 条約（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律）（本文 P16）

事例 1（今治港）

今治港の保安対策制限区域

制限区域の設定

今治港の保安措置実施対象となる港湾施設では、施設及び船舶の保安の確保のため、制限区域を設定して、制限区域内に正当な理由なく立ち入ることを禁止している。なお、港湾業務関係者等日常的に区域内に出入りされる方には PS カード（ポートセキュリティーカード）を発行し、ゲートで出入管理を行っている。



（出典）今治市役所 HP

<http://www.city.imabari.ehime.jp/kouwan/hoan/>

(2) 日米安全保障条約（佐世保港・呉）（本文 P18）

事例 1（佐世保港）

佐世保港のあらまし

第 1 章 佐世保港のあらまし

1. 佐世保港



佐世保港は四方を高い山に囲まれ、水深が概ね 10 m 以上あるため、天然の良港といわれ、ここに目をつけた旧帝国海軍により明治 22 年から軍港として巨額の国費と技術の粋を集中して開発が行われ、以来軍港施設は年々整備拡張された。

終戦後は軍港と商港の 2 つの機能を持たせるため、港の範囲を九十九島や相浦港まで広げ、港湾管理者（佐世保市）により順次開発が行われている。

他の港にない特徴としては、港内の水域の約 83% が日米地位協定に基づく、米軍への「提供水域」として米軍により管理され、日本の船が航行する場合にはいろんな規制や制限が課せられている。

2 佐世保港の沿革

1562年	安土桃山 江戸時代	時の大村藩主が横瀬に港を開いてポルトガル船が入港するなど南蛮貿易港として栄えるが、2年後に家臣の謀反による焼き討ちに遭って衰退する。
1883年	明治16年	平戸藩が異国船取締り、難破船救助のため高後埼に船番所を設置
1889年	明治22年	旧帝国海軍が九州地区の鎮守府設置候補地調査のため、軍艦「第二丁卯（ていぼう）」により佐世保湾の測量を実施
1902年	明治35年	旧帝国海軍の第3海軍区佐世保鎮守府が開庁
1944年	昭和19年	人口の増大に伴い、佐世保村から町制を経ないまま佐世保市へ昇格
1945年	昭和20年	人口28万人を超え、九州で第4の都市となる
1948年	昭和23年	終戦により60年の軍港の歴史に幕を閉じ、連合軍（米軍）により港湾施設を接收 米軍が撤収した後、貿易港に指定され、立神係船池と背後の倉庫群（現在の米海軍佐世保基地内）を利用して物資の積み降ろしが活発となる
1950年	昭和25年	朝鮮戦争勃発により港湾施設の大半が連合軍に再接収され、民間貿易船の入港が激減したかわりに、軍用船の入港が驚異的な隻数となり、SSKや港湾荷役業者などに多大な経済復興効果をもたらす。

1951年	昭和26年	日米安全保障条約締結により港湾施設は、占領当時のままの形で米海軍が使用することとなる
1952年	昭和27年	港湾法に基づく「重要港湾」に指定
1953年	昭和28年	「港湾管理者」が九州運輸局佐世保港湾管理事務所から佐世保市へ米海軍佐世保基地に指定
1956年	昭和31年	海上自衛隊佐世保地方総監部が設置
1959年	昭和34年	港湾法に基づく港湾区域を拡大し、相浦港、九十九島、早岐瀬戸を含む現在の港湾区域となる
1989年	平成元年	開港100年を迎える



面積

「港則法」と「港湾法」という法律で港の区域が定めてあるが、「港則法」による区域は佐世保湾内だけであるのに対して、「港湾法」では、佐世保湾の他に相浦港と南九十九島も含んでいるため、次のとおり大きな違いがある。

港湾法による港湾区域 58,168,300㎡（東京ドーム1244個分）

港則法による港域 33,030,500㎡（東京ドーム706個分）



4 日米安全保障条約と佐世保港

佐世保港が他の港と大きく違う点は、アメリカ海軍佐世保基地が存在するため、日本の船舶が航行する場合に法的に大きな規制を受けている点が挙げられる。

法的に難しくいうと、「日米安全保障条約（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約）」と「日米地位協定（日米安全保障条約第6条に基づく施設、及び、区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定）」に基づき、1963年（昭和38年）に日米合同委員会において締結された「施設及び水域に関する制限条件」で、佐世保港内は米軍への提供水域（港内水域の約83%）が設定されているため、船の航行や停泊が次のように規制、又は制限されている。

施設水域

施設水域には、原則として合衆国軍の管理下にあり、日本国法令は建前上適用されるが、合衆国側が具体的に規制を行っている場合には、その限度で日本法令の適用が停止される。

佐世保港内の施設水域はA～Dの4つの水域にランク分けされ、それぞれ次のように禁止事項が定めてある。

施設水域	A水域は、立神係船池（インディアンベースン）、平瀬係船池（ジュリエットベースン）、赤崎、庵崎、横瀬の各貯油所、佐世保弾薬補給所（前畑）、針尾島弾薬集積所の周辺に設定され、船舶、人など一切の立入りが禁止されており、立入りには米海軍佐世保基地司令官の許可が必要。
B施設水域	B水域は、立神係船池から庵崎貯油所にかけての海域、米海軍専用係船ブイと横瀬貯油所の前面海域に設定されており、禁止事項は、 <ol style="list-style-type: none"> 1. 漁ろうのための立入り 2. 潜水、サルベージのための立入り 3. 船舶の停留のための立入り 4. 合衆国管理船舶（アメリカ海軍艦船や合衆国政府がチャーターした船舶など）及び水上機（水上を滑走する航空機）から100m以内への立入りで、船舶が航行を目的として立入ることは可能であるが、米海軍艦船などから100m以上離れる必要があり、漁ろう、潜水作業、船舶を停留させる場合は米海軍佐世保基地司令官の許可が必要。
C施設水域	C水域は、佐世保湾内に広範囲に設定されており、禁止事項は、 <ol style="list-style-type: none"> 1. 潜水、サルベージのための立入り 2. 合衆国管理船舶及び水上機から100m以内への立入りで、B区域と同様に船舶が航行を目的として立入ることは可能であるが、米海軍艦船などから100m以上離れる必要があり、潜水作業を行う場合は米海軍佐世保基地司令官の許可が必要。
D施設水域	D水域は、水上機の離着水のための滑走路として、C区域内の佐世保湾中央部に設定されており、禁止事項は、 <ol style="list-style-type: none"> 1. 潜水、サルベージのための立入り 2. 船舶の投錨のための立入り 3. 昼間漁ろう（一本釣りを除く）のための立入り
	4. 水域が水上機により使用されているときの立入り ですが、水上機の離発水時を除いて、B、C区域と同様に船舶が航行を目的として立入ることは可能。

E 自由水域
(施設水域の
設定されてい
ない海域)

施設水域が設定されていないのは、佐世保湾内の海域のうち、鯨瀬ふ頭から前畑岸壁を経て、エイの鼻に至る海域、海上自衛隊崎辺地区の周辺海域、浦頭ふ頭の前面海域で、A・B・C・D区域のような規制は何も受けず、全ての船舶、人に対して日本国法令が適用される。

投錨の指定 (船舶が錨を落として停泊する際、場所の指定を受けること)

施設水域内での投錨の指定は米海軍佐世保基地司令官が管理し、米海軍艦船以外の船舶が投錨する場合には、日本側機関 (佐世保港長) が同司令官の同意を得て、指定をすることとされている (海上自衛隊の艦船を除く)。



(出典) 佐世保海上保安部 HP

http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/sasebo/hoanbu/keikyu/minato/minato_1.html

2. 都道府県（または市町村）条例による航行規制

（1）水上安全に関する条例

1）内水面水上安全条例（本文 P20）

事例 1（浜名湖）

浜名湖のルールとマナー

1. 静岡県河川管理条例・静岡県河川管理規則

（1）通航届出

「浜名湖(2級河川のうち都田川水系の都田川・釣橋川・今川・新川)において、総トン数20トン未満の動力船を通航させようとする者は、静岡県知事へ届出なければならない。(条例第2条・規則第2・3条)」

財団では、静岡県からの事務委託を受けて、通航届出の受けと通航届出番号（ステッカー）の発行事務を行うとともに、通航届出書を基に船艇登録データの保存管理を行い、係留保管の適正化など、浜名湖利用の秩序維持に役立てています。

盗難や漂流等の事件や災害による被災に際しては、盗難届等の作成や、緊急時の連絡先の確認にも役立てられますので、届出（変更届）を確実に行ってください。

通航届出手続きは、当財団窓口及び浜名湖周辺の60ヶ所の申請窓口で取り扱っています。

安全対策費 8,000円（1艇1回）

財団では、静岡県条例に基づく通航届出の新規届出や更新時にご協力いただいている「安全対策費8,000円」を、浜名湖における航行の安全確保や良好な湖面利用を推進するための安全対策事業等の原資として、水路杭・安全航行看板の設置維持管理、安全講習会・浜名湖安全パトロールの実施、機関紙「ルールとマナー」などで安全啓発・安全情報の提供など安全かつ安心してボートレジャーを楽しむために、有効に活用しております。

- （1）安全講習会実施に係る経費(ビデオ作成、講習用資料作成)
- （2）航行安全啓発に係る経費(安全パトロール・啓発ポスター・機関紙等)
- （3）船艇登録に係る経費(通航届出番号ステッカー・更新関係書類・船艇管理システム)
- （4）浜名湖の環境美化に係る経費(啓発ポスター等)



※通航期間は、2年間です。

(5) 水路案内標識の維持管理に係る経費

(6) 浜名湖安全パトロール活動(船舶)

(2) 遊走制限 ～円ハンドルモーターボートの皆様へ～

「制限水域を円ハンドル（操舵輪）により操舵する制限対象船舶が通航する場合には、漁業者その他の河川使用者の使用に支障を与えてはならない。（条例第3条、規則第4・5条・静岡県告示第1072号）

浜名湖の遊走区域の指定は、漁業との共存を図り、騒音等から周辺の住環境を守るためのルールです。末永くレジャーを楽しむために、ウェイクボード、バナナボート、水上スキー等を使用する遊走行為にあたっては、下図の遊走区域を必ず守って下さい。

＊遊走区域(通年遊走可)

浜名湖北側の湖面(標識杭より北側)及び松見ヶ浦で、岸边から200m以上離れたエリア

＊期間指定遊走区域(7～9月の土・日のみ遊走可)

東名高速道路浜名湖橋までの細江湖南部及び新瀬戸橋までの猪鼻湖南部で、岸边から200m以上離れたエリア



期間指定遊走区域の標識ブイ



(3) 夜間航行の禁止

「円ハンドル（操舵輪）により操舵する制限対象船舶が通航することができる時間は、日出時から日没時までの時間とする。（条例第3条、規則第5条・静岡県告示第1072号）」

円ハンドルボートは、たとえ法定の灯火設備を装備しても浜名湖(2級河川のうち都田川水系の都田川・釣橋川・今川・新川)内を夜間航行出来ません。

* 罰則 *

ア「条例第3条第1項の規定に違反して、舟又はいかだを通航させた者(夜間航行の禁止違反・遊走区域外での遊走行為等は、**3万円以下**の罰金に処する。（条例第7条）」

イ「条例第2条の規定に違反して、通航届出をしなかった者は、**2万円以下**の過料に処する。（条例第8条）」

2. 静岡県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例

係留保管の届出…窓口 浜松土木事務所維持管理課

「総トン数5トン未満のプレジャーボート(ろかい・帆のみで運航する船を除く)を「指定区域」(浜松市・湖西市)に係留・保管(マリーナ・自宅・陸上等での保管を含む)しようとする時は、所有者等は氏名、名称及びその他規則で定める事項を静岡県知事に届出なければならない。

[詳細はこちらへどうぞ。](#)

3. 小型船舶の登録等に関する法律

総トン数20トン未満の船舶で、長さ3メートル以上の船舶、エンジンが20馬力以上の船舶等が登録の対象です。浜名湖の検査非対象船(通称：船外機9.9馬力の和船)も登録が必要です。

平成17年4月2日からは登録を受けないと航行できません。

(罰則：6月以下の懲役又は**30万円以下**の罰金)

2 4 2 - 1 2 3 4

静岡

航行前に、船舶番号を船舶に表示してください。

受付・問合せ先：日本小型船舶検査機構 浜松支部

〒432-8033 浜松市中区海老塚町1-8-27 (TEL: 053-455-0643)

4. 今切口付近を航行される方へ

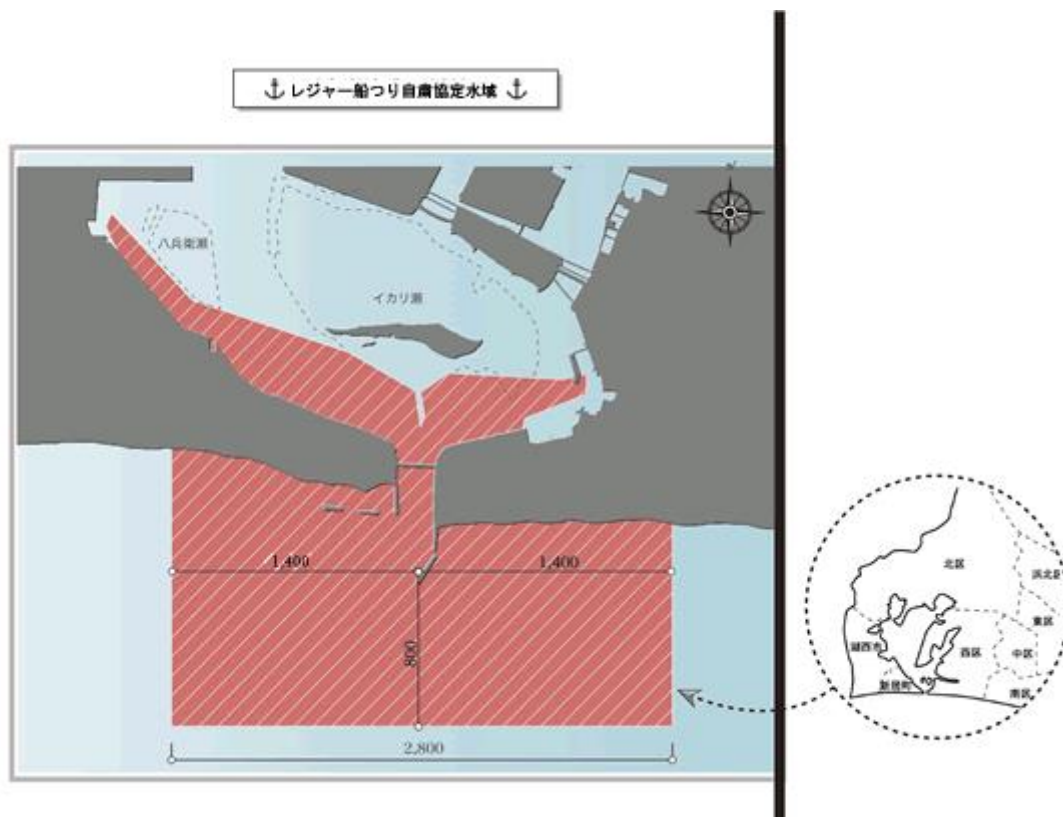
～レジャー船のつり自粛・水上オートバイの通航制限について～

今切口付近は自然条件が厳しく、また、外洋と行き来する大型船の往来が烈しい所です。

ア 多発する海難事故の防止を図るため、「レジャー船つり自粛協定水域」が設けられています。遊漁者は自己の安全確保のため、この協定を守りましょう。

イ 水上オートバイによる今切口付近での遊走は大変危険です。自主規制により遊走は、禁止されています。

・「レジャー船つり自粛協定水域について」



5. 水上オートバイの自主規制

平成16年7月、浜名湖水域利用推進調整会議で、新たな自主規制が設けられています。

- 1 岸から200m以内(浜名湖に流入する河川を含む)での遊走禁止
- 2 今切口付近(レジャー船つり自肅協定水域)での遊走禁止
- 3 日没から午前8時まで遊走禁止
- 4 定置網、カキ、ノリ養殖場付近での遊走禁止
- 5 操業中の漁船付近での遊走禁止

※遊走行為とは？

蛇行、急発進、回転、船首部の持ち上げ及びウェイクボードなどを牽引する行為をいう。
なお、水上オートバイの運転技術ならびにマナーの向上を目的とし、一定のエリア内での確かな管理体制と明確な責任体制の基で指導を行うものは遊走行為としない。

問い合わせ先：浜松土木事務所 維持管理課 (TEL053-458-7261)



6. 安全航行とマナー

- 海水浴場へは、近づかない。
- 見通しの悪いところは、最徐行(猪鼻湖入口、東名橋下、3番鉄橋下、舘山寺内浦湾)
特に3番鉄橋は、東海道線の鉄橋の中で一番低く、死亡事故も起きている場所ですので、十分注意して航行してください。

- 漁業者に迷惑を掛けない。

(1) モーターボート(水上スキー・ウェイクボード)利用者

1. 遊走区域内で遊びましょう。
2. 夜間航行は、禁止されています。

(2) 水上オートバイ利用者

1. 危険な今切口での航行は止めましょう。
周辺の人達に配慮し、海水浴場や湖岸から200m以内に近付かないようにしましょう。
2. 夜間航行は、禁止されています。
3. 免許証を持たない者が、直接操縦する事は法律で禁止されています。
4. ライフジャケットの着用が、法律で義務付けられています。必ず着用しましょう。

(3) 釣り船利用者(円ハンドルを除く)

1. 水路内での2丁錨は、転覆や他船衝突の危険があるのでやめましょう。
2. 夜釣りをするときは、法定灯火を設備・点灯しましょう。
3. 夜間航行時は、特に漁業施設(網・棚)に注意しましょう。

- 最近、浜名湖内で定置網等の網が破られる被害が増加しています。ご注意を！

特に、花火大会当日の被害が多発しています。

夜間航行時は、十分注意して航行してください。

万一、漁業施設等に被害を与えた場合は、速やかに浜名漁協本所及び支所に連絡してください。

事故連絡先：浜名漁業協同組合 本所 (TEL:053-592-2911)

- 飲酒等により注意・判断力が低下した状態での操船は危険なので、禁止されています。

- 救命胴衣(ライフジャケット)の着用を励行しましょう。

特に、水上オートバイ乗船者・12歳未満の子供等は、救命胴衣の着用が義務付けられています。

7. 潮干狩りについて

浜名湖全域において「アサリ」は共同漁業権魚種に定められており、共同漁業権免許を持つ浜名漁業協同組合に「アサリを優先的・排他的にとる権利」があります。一般の遊漁者がアサリを不法に獲ると「漁業権侵害」となりますが、親水レジャーの推進と浜名湖の観光振興を図るため、浜名漁業協同組合では、一定のルールの下で、一般の遊漁者の皆さんに「潮干狩り」を認めています。

(1) アサリ獲り・潮干狩りのルール

ア 獲る量は、1日一人あたり「2kg」までです。

イ 獲る場所は、陸続きの水際から（干潮時海岸線）「5m」までの範囲です。

ウ そのほかは、遊船組合の渡船に乗船して、指定の潮干狩り場所で行ってください。 ※プレジャーボート、その他で「瀬に渡って、アサリを獲ってはいけません。」

(2) 小型の貝の採捕禁止等

静岡県は、アサリなどの水産資源を保護するため、静岡県漁業調整規則により、小型の貝を採ることを禁止し、さらに使用できる漁具についても制限しています。

ア 殻の差渡し（長い方）が、「2cm以下」のアサリは、採捕禁止（規則第37条）

イ 使用できる漁具は、掘る幅部分が「15cm以下」の「クマデ」です。（規則第46条の2）

問合せ先：浜名漁業協同組合 本所（TEL:053-592-2911）

（出典）公益財団法人浜名湖総合環境財団 HP

<http://www.hamanako-zaidan.or.jp/onegai.html>

事例 2（富士五湖）

山梨県警察 山梨県富士五湖水上安全条例について

山梨県富士五湖水上安全条例について

1 はじめに

富士五湖は、釣りやプレジャーボート、水上オートバイ、ウインドサーフィンなどマリレジャーで利用されています。

ここでは、船舶を操船する人など水上を利用する方々に安全な水上交通の方法等を理解していただくため、水上安全条例などの法令で決められた水上交通の方法や、その他安全のために守っていただきたいことがらなどを説明いたします。

富士五湖をレジャーや事業の場として利用されている人々が、それぞれ自覚して、水上事故のない安全で快適な富士五湖にするため、次のことを理解し、守っていただきますようお願いいたします。

2 条例制定の趣旨

山梨県富士五湖水上安全条例（以下「水上安全条例」といいます。）は、富士五湖の水上における交通の安全と事故の防止等を図るため、船舶の航法や酒酔い操縦の禁止、各種大会等の開催の許可を定めたものです。

3 船舶の航法

行き合うとき 2 隻の船舶が真向かい、又はほとんど真向かいに行き合う場合で、衝突のおそれがあるときは、各船舶は、進路を右に転じて互いに他の船舶の左げん側を通過しなければなりません。

行合船の航法

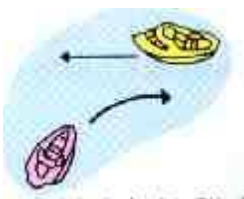
互いに右に避ける



横切るとき 2 隻の船舶が互いに進路を横切る場合で、衝突のおそれがあるときは、他の船舶を右げん側に見る船舶は、他の船舶の進路を避けなければなりません。

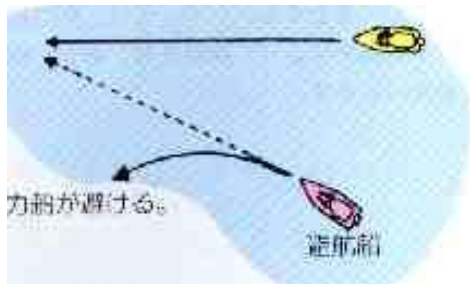
横切り船の航法

進路及び速力を保つ



他の船舶を右げん側に見る船舶が避ける

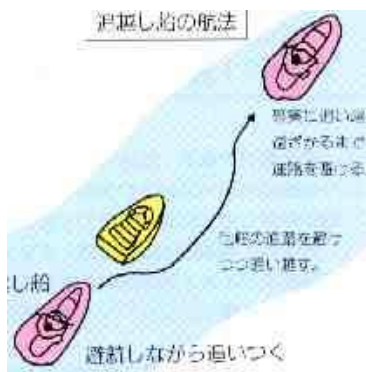
保持船



避船舶

追い越すとき船舶が他の船舶を追い越そうとするときは、その船舶を確実に追い越し、かつ、危険がなくなるまでその船舶の進路を避けなければなりません。

追越船の航法



確実に追い越し、十分遠ざかるまでは他の船の進路を避ける。

他船の進路を避けつつ追い越す。

避航しながら追いつく

船舶以外の船の優先船舶と船舶以外の船が互いに衝突のおそれがある方向に進行するときは、船舶は船舶以外の船の進路を避けること。

船舶とボート等が激突しそうな場合

相手の進路を避ける



4 安全航行の義務

船舶の操船者は、その船舶の操舵装置などを確実に操作するとともに、周囲の状況に応じて安全な速力と航法で航行しなければなりません。

例えば次のようなことはしてはいけません。

ハンドルから両手を離して操船すること。

船体に腹ばいになったまま操船したり、座席の上に立ったまま操船したりすること。
船舶交通がふくそうしている状況において、高速力で航行したり、蛇行して航行したりすること。
無謀運転はダメ！！



5 航行中における危険な際の措置

船舶は、霧、もや等により視界が制限されるようなときには汽笛等を鳴らして危険を防止するほか、天候が急変した場合には安全な場所に避難しなければなりません。

また、夜間に航行する場合は燈火を用いなければなりません。

6 警察官の指示

航行ルールに違反している船舶に対して、警察官から違反行為を中止することや必要な措置を指示されたときは、これに従わなければなりません。（この指示に従わないと 2 万円以下の罰金となります。）

7 事故発生時の措置

船舶事故が発生したときは、操船者や乗組員は、次の措置をとらなければなりません。

負傷者や溺れている人がいるときは、直ちに救助すること。

船舶を安全な場所に移動するなど、危険防止のための必要な措置をとること。

事故が発生した日時、場所、死傷者等の数や負傷の程度、物の損壊の程度などを速やかに警察官に報告すること。

操縦者は 3 月以下の懲役又は 3 万円以下の罰金

乗務員は 2 月以下の懲役又は 2 万円以下の罰金

報告義務違反は 3 万円以下の罰金



8 航行禁止区域、保安区域（別図参照）

航行禁止区域（赤色のブイで標示されています。）

この区域は危険であるため、船舶は航行できません。

河口湖に 2 か所指定され（違反操縦については、3 月以下の懲役又は 3 万円以下の罰金）

保安区域（オレンジ色のブイで標示されています。）

この区域は、遊泳者や手こぎボート等を保護するために指定された区域で、4月20日から9月15日までの間は船舶は入れません。(違反操縦については、2月以下の懲役又は2万円以下の罰金) ※山中湖に4か所、河口湖に6か所、本栖湖に3か所指定されています。

例外

次の船舶は航行禁止区域、保安区域を航行できます。

遊泳者等の救護用の船舶

警察活動用の船舶

河川管理業務用の船舶

環境衛生等の業務用の船舶

水産資源等の業務用の船舶

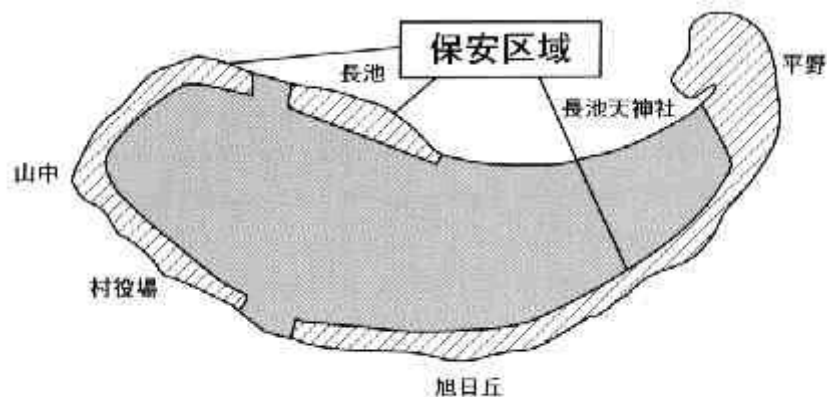
次の船舶は保安区域を航行できます。

保安区域内にけい留所のある船舶が、そのけい留所に最も近い標識を結んだ線をコースとして出入りする場合

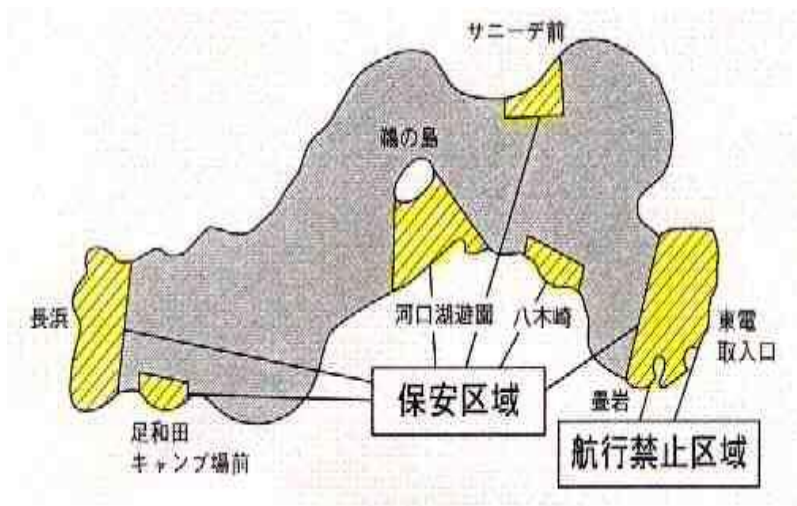
遊覧船が定められた航路を航行する場合

航行禁止区域、保安区域

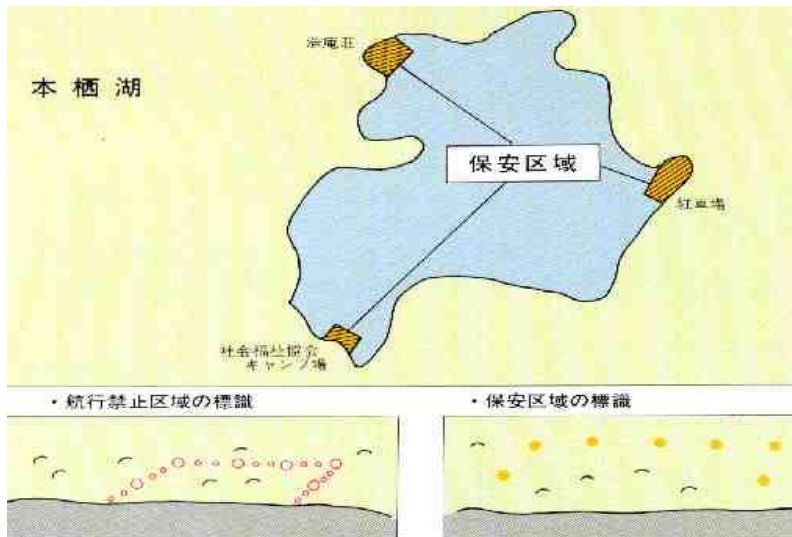
山中湖



河口湖



本栖湖



航行禁止区域の標識 保安区域の標識

9 標識の移動の禁止

公安委員会が航行禁止区域、保安区域を示すために設置した標識（ブイ、ロープなど）をみだりに移動したり、壊したりしてはいけません。（違反した者は、3月以下の懲役又は3万円以下の罰金）

10 酒酔い操縦の禁止

酒に酔って船舶を操縦することはできません。

(違反操縦については、2月以下の懲役又は2万円以下の罰金)



11 船舶操縦者の遵守事項

モーターボート等の操縦者は、急発進、急加速や空ぶかしにより、他人に迷惑を及ぼすような騒音を出してはいけません。また、水上スキーを行う場合は、後方の安全を確認する者を同乗させるようにしなければなりません。操船は無理せず、見切りは油断せず



12 大会等の開催許可

富士五湖において、水上スキーの大会や競技を開催する場合は、警察署長の許可を受けなければなりません。許可を受けなければならないものは、水上スキー、モーターボート、ジェットスキー、そしてヨットの大会や競技です。(無許可開催や、警察署長の開催条件に違反した場合は、1ヶ月以下の懲役又は2万円以下の罰金)

13 湖における遵守事項

航行中の船舶から飛び込んだり、遊泳者や手こぎボート等がいる場所でラジコンのボートや飛行機を操作してはいけません

14 救命胴衣の着用

水上スキーやボードセーリングをしたり、ヨットに乗ったりするときは、救命胴衣を着用するようにしなければなりません。

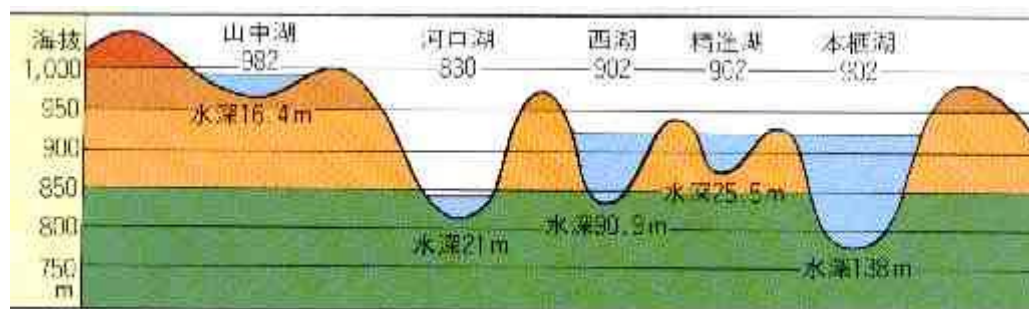


15 水上安全指導員

水上安全指導員制度が設けられており、水上における交通の安全や事故の防止等の指導を行っています。

水上安全指導員から指示を受けた場合はその指示に従ってください。

※富士五湖の水深比較



山梨県警察本部地域課

住所：〒400-8586 甲府市丸の内1-6-1

電話番号：055(221)0110 (代表)

(出典) 山梨県警察 HP

http://www.pref.yamanashi.jp/police/p_tiiki/fujigoko_yueigide/anzen_jorei.html

2) 一般水域(海水浴場等含む)水上安全条例 (本文 P21)

事例 1 (北海道)

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例

みなさん、『プレジャーボート等条例』をご存じですか？



『北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例』は、近年増え続ける水難事故を防止し、みなさんが楽しく安全に水域で遊べるよう、作られた条例です。以下の内容を守り、一人ひとりが水難事故に気をつけましょう。

条例の目的等

【条例の目的】(第1条)

- ◆プレジャーボート等の航行に伴う水難事故等を防止すること。
- ◆水域利用者の生命、身体、財産の保護に寄与すること。



【プレジャーボート等とは】(第2条)

◆「プレジャーボート等」とは、モーターボート、ヨット、水上オートバイ等 20 トン未満のレクリエーション用の小型船舶をいいます。ただし、次の船舶は含まれません。

- 手こぎボートなど主として「かい」や「ろ」で運転する船舶や小型ヨットなど、推進機関のない船舶
- 法令によって水難事故等の防止措置が確保されている事業用の船舶

操縦者の責務

【有資格者の自己操縦】(第3条)

- ◆次の場合は操縦者自ら操縦しなければなりません。
 - 港の出入りや狭い通路を通過するとき
 - 水上オートバイを操縦するときなど



【非正常状態での操縦禁止】(第4条)

- ◆飲酒等により正常な操縦ができない場合はプレジャーボート等を操縦してはいけません。

【危険操縦の禁止】(第5条)

- ◆次のような危険な操縦をしてはいけません。
 - 危険な速度で遊泳者に接近するような操縦
 - 他人の生命、身体や財産に危険を生じさせるような方法による操縦

【救命胴衣の着用】(第6条)

- ◆プレジャーボート等を操縦するときは救命胴衣を着用し、また、他の乗船者にも必ず着用させなければなりません。



【その他の水難事故等防止措置】（第7条）

- ◆水難事故等を防止するため、次のような措置を講じなければなりません。
 - 発航前の検査の実施、海象や気象の状況の確認、適正な見張りの実施、携帯電話等緊急時の連絡手段の確保、出入港箇所及び乗船者に関する記録の整理、その他水難事故等防止上必要な措置

【水難事故等発生時の対応】（第8条）

- ◆プレジャーボート等を操縦中に事故を起こしたときは、直ちに負傷者を救護するとともに、最寄りの市町村長、警察官又は海上保安官に通報しなければなりません。
ただし、自分のプレジャーボート等に急迫した危険があるときは除かれます。

プレジャーボート等の航行が
禁止・制限される水域

【水域利用調整区域】（第18条）

- ◆知事は、水難事故等を防止するために必要があるときは、水域利用調整区域を指定し、プレジャーボート等の航行等を禁止、又は制限することができます。
- ◆水域利用調整区域の指定は、人が遊泳したり船舶が頻繁に航行したりして危険性の高い水域につき、水難事故等の防止に必要な最小限に限られます。

注意！

今年度は、次の水域を指定します。

この水域はプレジャーボート等が進入できなくなりますので、注意してください。

(1)『石狩浜海水浴場』(石狩市弁天町地先)

- 指定期間:平成25年6月29日から8月18日まで(海水浴場開設期間中)
- 指定区域:海水浴場の区域から沖出し50m、左右50m拡大させた区域水域

(2)『おたるドリームビーチ海水浴場』(小樽市銭函3丁目75番地地先)

- 指定期間:平成25年6月22日から9月1日まで(海水浴場開設期間中)
- 指定区域:海水浴場の区域から沖出し50m、左右50m拡大させた区域水域

(3)『サンセットビーチ銭函』(小樽市銭函3丁目)

- 指定期間:平成25年7月12日から8月25日まで(海水浴場開設期間中)
- 指定区域:海水浴場の区域から沖出し100m、右側30m拡大させた区域水域

(4)『銭函ヨットハーバー』(小樽市銭函3丁目46番地)

- 指定期間:平成25年6月22日から9月1日まで
- 指定区域:海岸線延長250m、沖出し170m

(5)『銭函海水浴場』(小樽市銭函3丁目)

- 指定期間:平成25年7月6日から9月1日まで(海水浴場開設期間中)
- 指定区域:海水浴場の区域から沖出し100m拡大させた区域水域

(6) 瀬島水域(小樽市瀬島1丁目)

○指定期間:平成25年7月12日から8月25日まで(海水浴場開設期間中)

①「瀬島海水浴場」

○指定区域:海水浴場の区域から沖出し30m、
右側遊歩施設まで、左側遊歩施設まで

②「水産動植物増殖施設」

○指定区域:アゴッペ地区 施設から沖出し100m拡大させた区域水域
シマベリ地区 施設から沖出し100m拡大させた区域水域

(7)「浜中、モイレ海水浴場」(余市郡余市町浜中町)

○指定期間:平成25年7月13日から8月18日まで(海水浴場開設期間中)

○指定区域:海水浴場の区域から沖出し50m、左右50m拡大させた区域水域

【操縦者に対する危険操縦防止応急措置】(第21条)

◆知事の指定する職員は、救命胴衣の未着用など操縦者の義務に違反する事実があり、かつ水難事故等防止上、緊急の必要があるときは、操縦者に違反事実の是正を指示することができます。

◆知事の指定する職員は、水域利用調整区域(第18条)での航行禁止・制限に違反する事実があり、かつ水難事故等防止上、緊急の必要があるときは、プレジャーボート等の航行停止を指示することができます。



罰則等

次のような違反があったときは、罰金等が科せられます。

！ 30万円以下の罰金 ！

◆事故をおこしたにもかかわらず、負傷者の救護等を行わなかった場合

！ 20万円以下の罰金 ！

◆人が泳ぐ水域利用調整区域の航行禁止・制限に対する違反

◆提供事業者が、知事の指示にもかかわらず、事故防止改善措置を講じない場合

！ 3万円以下の罰金 ！

◆人が泳がない水域利用調整区域の航行禁止・制限に対する違反

◆操縦者が知事の指定する職員からの救命胴衣着用指示に従わない場合

！ 2万円以下の罰金 ！

◆提供事業者が、事業開始の届出を行わなかった場合又は虚偽の届出を行った場合



お問い合わせ先



北海道総務部危機対策局危機対策課

TEL 011-204-5014 (タ・イヤルイン)

空知総合振興局地域政策部地域政策課主査 (防災)	TEL 0126-20-0033 (タ・イヤルイン)
石狩総合振興局地域政策部地域政策課主査 (防災)	TEL 011-204-5818 (タ・イヤルイン)
後志総合振興局地域政策部地域政策課主査 (防災)	TEL 0136-23-1345 (タ・イヤルイン)
胆振総合振興局地域政策部地域政策課主査 (防災)	TEL 0143-24-9570 (タ・イヤルイン)
日高総合振興局地域政策部地域政策課主査 (防災)	TEL 0146-22-9075 (タ・イヤルイン)
渡島総合振興局地域政策部地域政策課主査 (防災)	TEL 0138-47-9430 (タ・イヤルイン)
檜山総合振興局地域政策部地域政策課主査 (防災)	TEL 0139-52-6470 (タ・イヤルイン)
上川総合振興局地域政策部地域政策課主査 (防災)	TEL 0166-46-5918 (タ・イヤルイン)
留萌総合振興局地域政策部地域政策課主査 (防災)	TEL 0164-42-8426 (タ・イヤルイン)
宗谷総合振興局地域政策部地域政策課主査 (防災)	TEL 0162-33-2526 (タ・イヤルイン)
オホーツク総合振興局地域政策部地域政策課主査 (防災)	TEL 0152-41-0625 (タ・イヤルイン)
十勝総合振興局地域政策部地域政策課主査 (防災)	TEL 0155-26-9023 (タ・イヤルイン)
釧路総合振興局地域政策部地域政策課主査 (防災)	TEL 0154-43-9144 (タ・イヤルイン)
根室総合振興局地域政策部地域政策課主査 (防災)	TEL 0153-24-4799 (タ・イヤルイン)

水域はみんなのものです。
ルールを守って楽しみましょう。



(出典：) 北海道庁 HP

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/file.jsp?id=516766>

事例2（三重県）

遊漁等を楽しむための決まり

3 遊漁等を楽しむための決まり

（1）海面で遊漁者に認められている漁具、漁法（三重県漁業調整規則第48条）

三重県海面において遊漁者が行うことができる漁具漁法は、次の5つです。

さお釣り、手釣り（トローリングは禁止されています。）、たも網、さ手網、投網（船を使用しないものに限り、ます。）、やす（火光を利用するものを除く。）、は具（[じょれん](#)又は火光を利用するものを除く。）

徒手採捕

三重県漁業調整規則の全文は下をクリックしてください。

[三重県漁業調整規則](#)

ただし、共同漁業権の設定されている海域で、共同漁業権の内容となっているいせえび、あわび、あさり、はまぐり等の水産動植物を採捕した場合、漁業権侵害に問われることがありますので、ご注意ください。

（2）定置網漁業の保護区域

水産動植物の繁殖保護や漁業調整等を図るため、定置網漁業の保護区域における遊漁又は集魚灯を使用する漁業が三重海区漁業調整委員会指示により禁止されております。

・定置網漁業の保護に関する委員会指示は[こちら](#)から

（3）三重県モーターボート及びヨット事故防止条例

（昭和49年3月29日三重県条例第5号）

モーターボートなどは次の区域に入ってははいけません。（ただし時速6ノット以下で操縦し、作業中の海女、海水浴客、漁ろう中の漁船、漁具等に被害を与えるおそれの無いときや、緊急の場合等を除きます。）

作業中の海女、遊泳中の海水浴者又は漁ろう中の漁船（漁具を含む）から200メートル以内のり・かき・真珠・魚類等の養殖施設又は定置されている漁具から100メートル以内

（4）遊漁船業の登録

遊漁船業を営もうとする者は、事前に知事あてに登録申請を行わなければなりません。詳しくは県機関まで問い合わせてください。

釣り船業、瀬渡し業、船舶による潮干狩りの案内などが含まれます。

交通船や観光船のように水産動植物を採捕しない場合は含まれません。

（5）えりやな（よりやな）漁に対する注意喚起

宮川では、川の中に杭を打ち込み粗朶などで堰をつくり滞留するアユを刺し網や投網で採捕する漁法である「えりやな（よりやな）漁」が行われています。「えりやな（よりやな）」の設置期間が10月1日から12月31日までとなっていますので、この時期にカヌーなどで川遊びをする方は十分注意してください。

これらの法令等の決まりのほかにも、地域によっては特別に地元での申し合わせ事項がある場合がありますので、遊漁を行う際には各地の慣習、申し合わせ等を尊重してください。詳しくは地元漁業協同組合、遊漁団体等にお問い合わせください。

問い合わせ先：三重県農林水産部 水産資源課 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
電話：059-224-2522,2584,2588,2590 / ファックス：059-224-2608 / E-mail：
suisan@pref.mie.jp

(出典) 三重県農林水産部 水産資源課 HP
<http://www.pref.mie.lg.jp/SUISAN/HP/yugyo/hourei.htm>

事例3（山口県）

小型船舶等による危険な行為の規制に関する条例



今年も到来!! 海水浴シーズン!!

水上オートバイ等の操縦マナーを守って安全に!!

山口県では、平成21年7月14日、「小型船舶等による危険な行為の規制に関する条例」が公布され、同年9月1日から施行されました。

～制定の趣旨～

山口県は、三方を海に囲まれ、長い海岸線を有していますが、近年、水上オートバイなどの小型船舶が海水浴場内に入り込み、遊泳者の近くで急転回やジグザグ航行などの危険な操縦を行う事案が発生しています。

このため、水上オートバイなどのこうした危険な操縦行為を規制し、県民のみなさんの安全を守ることを目的に制定されました。

～条例の概要～

◆ 対象となる場所

海水浴場などの海面に限らず、河川や湖沼などの水面を含む

◆ 対象となる乗り物(小型船舶等)

水上オートバイ、モーターボート、ヨット（推進機関を有しない総トン数5トン未満のものを除く）などの小型船舶及びこれらにけん引される水上スキーなど

◆ 禁止される操縦行為

遊泳者等（泳いでいる人、水遊びをしている人、手こぎのボートに乗っている人等）の付近で、小型船舶等を急回転、縫航（蛇行）、疾走等させる危険な操縦行為（人命救助その他正当な理由がある場合を除く）

◆ 罰則

50万円以下の罰金又は科料

[小型船舶等による危険な行為の規制に関する条例](#)

[広報用チラシ](#)

水上オートバイなどを利用される方は、遊泳者等の付近では無謀な操縦はせず、ルールを守った安全操縦をお願いします。

お問い合わせ先

山口県警察本部生活安全部生活環境課

TEL083-933-0110

（出典）山口県警察本部 HP

<http://www.police.pref.yamaguchi.jp/0240/public/kogatasenn.htm>

(2) 環境保全に関する条例 (本文 P22)

事例 1 (山梨県)

富士五湖の静穏の保全の関する条例について

条例の趣旨

山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例は、富士五湖の静穏を保全するため、主として富士五湖を航行する船舶の騒音を規制するものです。

[山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例](#)

[山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例施行規則](#)

規制の対象となる船舶は、船舶安全法で船舶検査が義務付けられている推進機関を有する船舶(※)に限られます。

※船舶検査が義務付けられている船舶 ([日本小型船舶検査機構のホームページへ](#))

条例の概要

1. 船舶の届出 (静穏保全条例第 8 条)

船舶を富士五湖で航行の用に供しようとする所有者は、最初の航行の前に、必要事項を記載した届出書に船舶検査証書の写し等を添え、次の町村役場のいずれかに届出が必要です(郵送可)

提出物

届出書

船舶検査証、船舶手帳 (件名の部分) の写し

返信用封筒 (B5 版パンフレットの入る大きさに返信先住所・氏名を記入)

返信切手貼付

モーターボート (110g : 200 円/台)

水上オートバイ (110g : 200 円/台)

- [様式のダウンロード](#)

提出先

山中湖村役場観光課	〒401-0595	山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1	TEL : 0555-62-9977
富士河口湖町環境課	〒401-0392	山梨県南都留郡河口湖町船津 1700	TEL : 0555-72-3169
身延町環境下水道課	〒409-3423	山梨県南巨摩郡身延町飯富 2241-75	TEL : 0556-42-4811

※申請書の記載例などが確認できます。

[山中湖村役場観光課のホームページへ](#)

[富士河口湖町環境課のホームページへ](#)

2.航行の制限（静穏保全条例第6条）

次の場合を除き、航行制限時間における船舶の航行は禁止しております。

- 国又は地方公共団体が公の用に供するために航行する場合
- 災害等非常事態の発生の際、必要な措置を講じるために航行する場合
- 漁業協同組合員が漁業等の事業のために航行する場合
- 祭礼等慣習的な行事に伴い航行する場合
- 知事が、公益上必要があると認めて許可した場合

航行制限時間

午後9時から翌日の午前7時までの時間。ただし、河口湖については、7月1日から9月15日までの間は、午後9時から翌日の午前6時までとする。

3.騒音の規制（静穏保全条例第7条及び第14条）

騒音の規制を超えて航行した場合は、船舶の騒音の防止の方法について改善を命令します。

この命令に従わない場合は、航行の中止を指示します。

規制基準

航行中の船舶の騒音が、湖畔で5秒間以上連続して70デシベルを超えてはならない。

4.届出済証等の表示（静穏保全条例第9条）

- 届出が受理されると、届出済証を交付します。
- 届出済証は、船体の外部から見やすい位置に貼りつけておかなければなりません。
- 届出済証に記載された番号は、別に、両船側に見やすい方法で表示しておかなければなりません。
- 届出済証を破損した場合やなくした場合には、再交付を受けてください。

5.変更の届出等（静穏保全条例第10条、第12条及び第13条）

船舶の推進機関の出力、騒音の防止の方法その他の届出事項に変更があった場合、届出船舶を譲り受けた場合又は富士五湖における船舶の使用を廃止した場合には、上記町村役場に届け出なければなりません。

6.罰則

1の届出又は船舶の推進機関の出力等の変更の届出をしなかった者、2の規制に違反した者、3の中止の指示に従わなかった者等には罰則を科することとしています。

富士五湖の利用上の注意

富士五湖の利用については、富士五湖静穏保全条例及び水上安全条例を遵守するとともに、次の点にご注意ください。

- 西湖は、湖が小さく、水質がきれいなため、船舶の数を自主規制しています。船舶の持ち込みはご遠慮ください。
- 精進湖は、湖が小さく、浅瀬があつて危険です。
- 本栖湖は、自然公園法により、動力船の使用が規制されています。

このページに関するお問い合わせ先

[山梨県森林環境部大気水質保全課](#)

お問い合わせフォーム

住所：〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

電話番号：[055 \(223\) 1508](tel:0552231508)

ファックス番号：055 (223) 1512

(出典) 山梨県 HP

<http://www.pref.yamanashi.jp/smartphone/taiki-sui/seion-jyourei.html>

事例 2（滋賀県）

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例について（滋賀県琵琶湖レジャー対策室）

平成 23 年 4 月からレジャー条例が改正されました！

- [改正の概要 \(PDF : 1,211KB\)](#)
- [条例全文 \(PDF : 45KB\)](#)
- [新旧対照表 \(PDF : 41KB\)](#)



まもろうひろめよう琵琶湖ルール！

- ルール 1：[プレジャーボートの航行規制水域内での航行禁止](#)
- ルール 2：[プレジャーボートの従来型 2 サイクルエンジンの使用禁止](#)
- ルール 3：[プレジャーボートへの適合証の表示義務化](#)
- ルール 4：[外来魚のリリース禁止](#)
- ルール 5：[地域の実態に応じたローカルルールの認定](#)

Information

- [PDF](#) [琵琶湖のレジャー利用の適正化の推進に向けた今後の措置のあり方について（H22 年 3 月 30 日滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会答申） \(PDF : 193KB\)](#)
- [船舶検査を受検する必要のない小型の船舶について](#)
- [琵琶湖ルールロゴマークのステッカーを差し上げます！](#)

琵琶湖ルールとは？

ルール 1：プレジャーボートの航行規制水域内での航行禁止

騒音を防止するため、以下の水域を航行規制水域として指定しています。

航行規制水域内では原則として航行禁止です。

- 1.住居、病院、学校、保養施設等が存在し、地域の生活環境を保全するためプレジャーボートの航行により発生する騒音を防止する必要がある水域（住宅等から 350m）
- 2.水産動物の増殖場や養殖場等への曳き波の被害を防止するためウェイクボード等をえい航するプレジャーボートの航行を規制する必要がある水域 ※詳細が決まり次第ご案内いたします。
- 3.水鳥の営巣地その他のプレジャーボートの航行により発生する騒音を防止することにより水鳥の生息環境を保全する必要がある水域
- 4.水上オートバイ利用者が他のレジャー利用者に著しく迷惑を及ぼすことを防止し良好な利用環境を確保するため水上オートバイの航行を規制する必要がある水域 ※詳細が決まり次第ご案内いたします。

- [PDF 航行規制水域の告示 \(PDF : 143KB\) **NEW!**](#)
- [PDF 航行規制水域図 \(PDF : 530KB\) **NEW!**](#)

ルール 2 : プレジャーボートの従来型 2 サイクルエンジンの使用禁止

プレジャーボートの従来型 2 サイクルエンジンは、琵琶湖では使用できません。

※従来型 2 サイクルエンジンの特例措置については、平成 23 年 3 月末で終了しました。

※ヨット、2 馬力未満のミニボート等はこれまでどおり規制対象外です。

「燃焼室に直接燃料を噴射する方式 (DI 方式)」、「燃料の噴射を電子的に制御し、かつ、触媒により排出ガスを浄化する方式」の環境対策型 2 サイクルエンジンは、使用できます。

ルール 3 : プレジャーボートへの適合証の表示義務化

平成 24 年 10 月からは、琵琶湖で航行できるプレジャーボートには、県が交付する適合証の表示が必要となります。

- [NEW! 指定保管業者の指定について](#)
- [NEW! 指定保管業者一覧](#)
- [NEW! 適合証の交付請求方法について](#)
- [船舶検査を受検する必要のない小型の船舶について](#)
- [琵琶湖ルールに適合する船舶の確認](#)

ルール 4 : 外来魚のリリース禁止

琵琶湖をはじめ、滋賀県内全域で、釣り上げたブルーギルやブラックバスはリリース (再放流) 禁止です。

湖岸の釣りスポットとなっている公園や漁港などに外来魚回収ボックス (左) や回収いけす (右) を設置しています。



回収ボックス



回収いけす

- [亀ちゃんの外来魚回収ブログ](#)
- [回収ボックス・いけすの設置箇所](#)
- [回収ボックス・いけすの利用状況](#)
- [びわこルールキッズ大募集！\(7月1日～8月31日まで\)](#)
- [外来魚釣り上げ隊の募集について \(PDF : 99KB\)](#)
- [外来生物法と外来魚のリリース禁止について](#)
- リリース禁止訴訟に係る判決文 (抜粋)
 - [PDF 第1審 \(PDF : 40KB\)](#)
 - [PDF 第2審 \(PDF : 54KB\)](#)
- 外来魚の調理法について
 - [PDF 外来魚の調理法 \(PDF : 61KB\)](#)

ルール 5 : 地域の実態に応じたローカルルールの認定

深夜の花火やゴミの投棄などの地域における迷惑行為の解決のため、地域住民、レジャー利用者や関係事業者が対策を話し合い、地域の実態に応じたローカルルールを策定します。県は、このローカルルールを認定し、地域による広報監視活動を支援します。

- [レジャー利用の適正化に関する地域協定の認定について \(大津市近江舞子\)](#)
- [レジャー利用の適正化に関する地域協定の認定について \(高島市横江浜\)](#)
- [レジャー利用の適正化に関する地域協定の認定について \(長浜港\)](#)

プレジャーボートの航行規制水域図

航行規制水域一覧(条例第12条第1項第1号関係)

No.	地区名
①	大津市柳が崎～際川
②	大津市雄琴
③	大津市真野
④	大津市小野～荒川
⑤	大津市大物～北小松
⑥	高島市安雲川町四津川～横江浜
⑦	高島市新旭町饗庭～今津町浜分
⑧	高島市今津町深清水～マキノ町海津
⑨	長浜市西浅井町大浦
⑩	米原市磯
⑪	彦根市松原～馬場
⑫	彦根市大藪～八坂
⑬	彦根市須越～薩摩
⑭	彦根市薩摩～田附
⑮	彦根市新海
⑯	守山市今浜
⑰	長浜市西浅井町菅浦
⑱	近江八幡市沖島
⑲	高島市マキノ町海津～長浜市西浅井町大浦(大門)
⑳	長浜市西浅井町大浦(小ソ組～三位)
㉑	東近江市栗見出在家町～近江八幡市白王町
㉒	野洲市菖蒲～吉川

航行規制水域一覧(条例第12条第1項第2号関係)

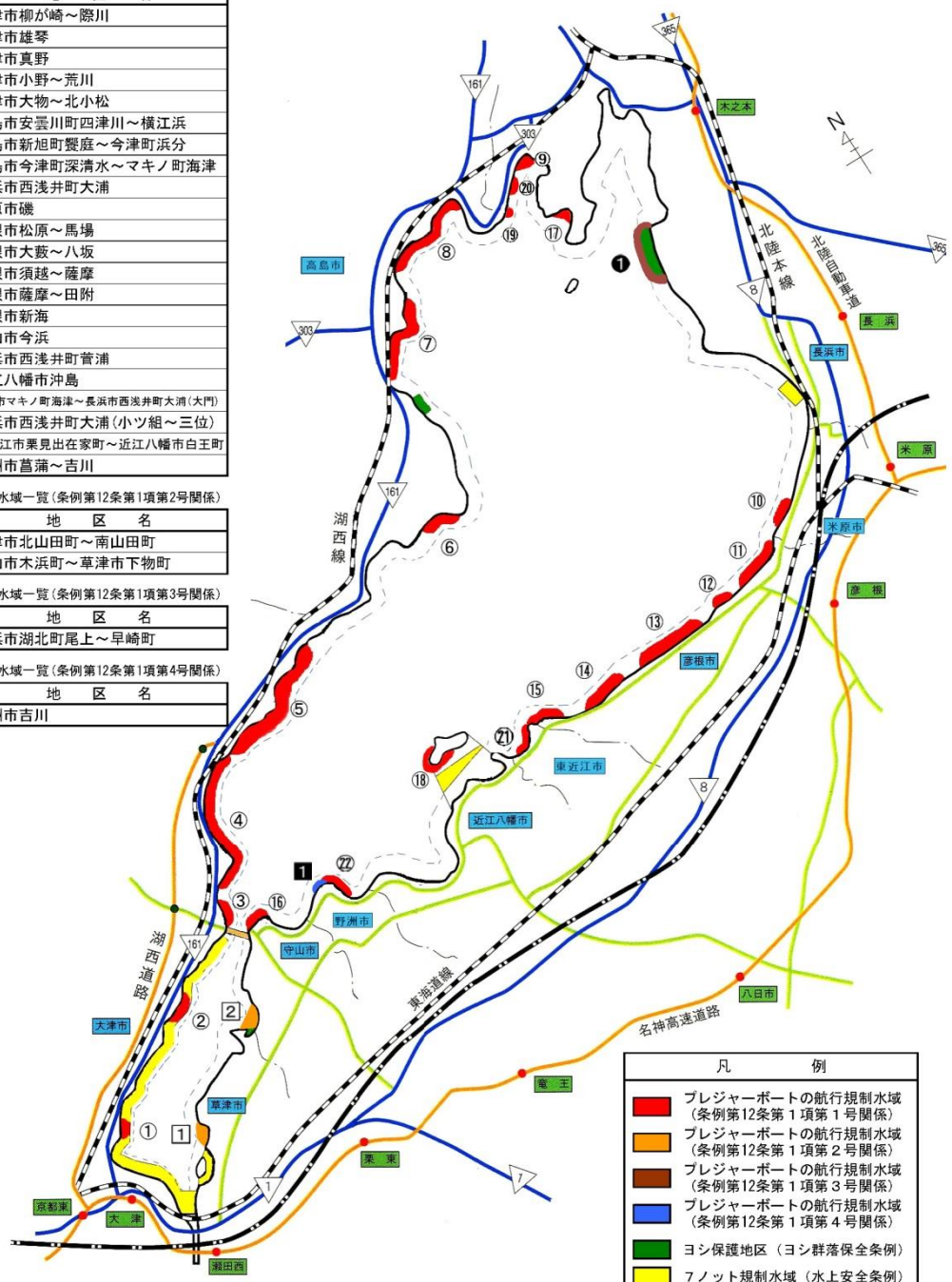
No.	地区名
①	草津市北山田町～南山田町
②	守山市木浜町～草津市下物町

航行規制水域一覧(条例第12条第1項第3号関係)

No.	地区名
①	長浜市湖北町尾上～早崎町

航行規制水域一覧(条例第12条第1項第4号関係)

No.	地区名
①	野洲市吉川



凡 例	
■	プレジャーボートの航行規制水域 (条例第12条第1項第1号関係)
■	プレジャーボートの航行規制水域 (条例第12条第1項第2号関係)
■	プレジャーボートの航行規制水域 (条例第12条第1項第3号関係)
■	プレジャーボートの航行規制水域 (条例第12条第1項第4号関係)
■	ヨシ保護地区(ヨシ群落保全条例)
■	Fノット規制水域(水上安全条例)

(出典) 滋賀県 HP

<http://www.pref.shiga.lg.jp/d/leisure/>

(3) 迷惑防止に関する条例 (本文 P24)

事例 1 (石川県)

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例 (抜粋)

○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

昭和三十八年四月一日

(平一五条例二六・追加)

条例第九号

(モーターボート等による危険行為の禁止)

第十一条 何人も、通常、人が遊泳し又は手こぎのボートその他の小舟が回遊する水面において、ゆえなく、モーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇、水上スキー又はヨットを縫航させ、急転回させ、疾走させる等により、遊泳している者又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者に対し、危険を覚えさせるような行為をしてはならない。

(昭五五条例二一・一部改正、平一五条例二六・旧第九条繰下)

(罰則)

第十二条 [第三条](#)の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平一五条例二六・追加)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- 一 [第二条](#)の規定に違反した者
- 二 [第四条](#)の規定に違反した者
- 三 [第五条](#)の規定に違反した者
- 四 [第六条](#)の規定に違反した者
- 五 [第七条](#)の規定に違反した者
- 六 [第八条](#)の規定に違反した者
- 七 [第九条](#)の規定に違反した者
- 八 [第十条](#)の規定に違反した者
- 九 [第十一条](#)の規定に違反した者

2 常習として前項の違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(平一五条例二六・追加)

(両罰規定)

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項第八号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(石川県例規集より加筆修正 (黄色塗りつぶし部分))

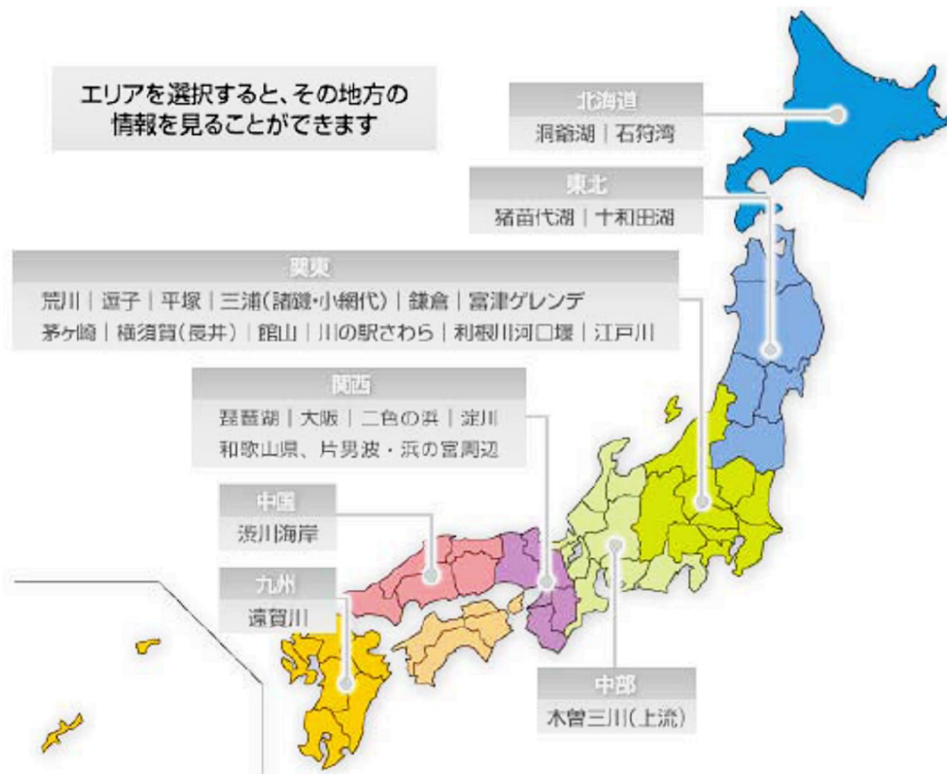
(出典) 石川県 HP

http://www1.g-reiki.net/ishikawa/reiki_honbun/ai10109541.html

- (4) ローカルルール (本文 P26)
 事例 1 (ゲレンデ情報より猪苗代湖)

ゲレンデ情報

東日本大地震により、ゲレンデの状況が変化している場合がございます。
 最新の情報については、ゲレンデ近隣の会員へご確認をお願い致します。



それぞれのゲレンデには使用方法や走航に際して独自のルールを設定しています。これはいつまでも適正にゲレンデが使えるよう努力して生まれた自主ルールや、自治体などで定めた条例、ルールですから、必ず遵守、尊重しましょう。初めて走航するゲレンデのルールについては販売店に連絡を取り、当該ゲレンデのルールをご確認ください。

北海道	洞爺湖 石狩湾
東北	猪苗代湖 十和田湖
関東	荒川 返子 平塚 三浦(諸磯・小網代) 鎌倉 富津ゲレンデ 茅ヶ崎 横須賀(長井) 館山 川の駅さわら 利根川河口堰 江戸川
中部	木曾三川(上流)
関西	琵琶湖 大阪 二色の浜 淀川 和歌山県、片男波・浜の宮周辺
中国	波川海岸
九州	遠賀川

東北地方

※ここに載っているゲレンデ情報は一部です。
その他のゲレンデや、もっと詳しくお知りになりたい方は、お近くの販売店に直接お問い合わせ下さい。

■ 猪苗代湖

湖水を利用される皆様へ

- ◆ 湖に出る際は、各スロープ管理者(場)にて受付又は出航届を出してください。
- ◆ 利用できる期間は5月上旬～10月第2日曜日までです。
- ◆ 利用できる時間は5月～8月は8時～18時まで、9月～10月は8時から16時です。
※但し、緊急時及び事業者の船を除く。
- ◆ 沖合300メートル以遠の区域で走行してください。
- ◆ 乗入については、指定されている出入口より徐行で進入してください。

詳しくはこちらをご覧ください。

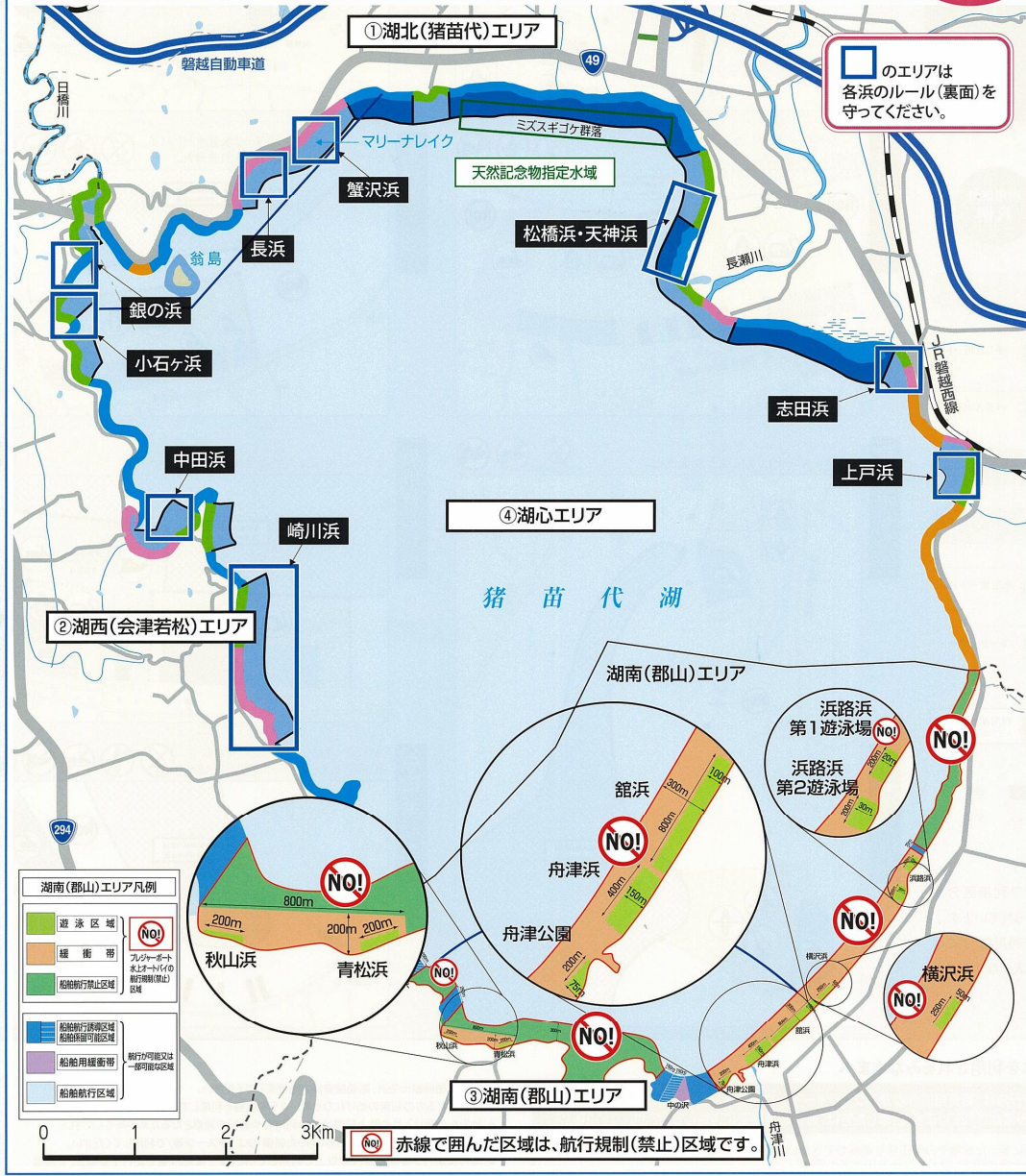
[プレジャーボート・水上オートバイご利用の方の航行可能区域 PDF\(2.89MB\)](#)



プレジャーボート 水上オートバイ

ご利用の方の 航行可能区域

猪苗代湖の
ルールを守り、
人と環境に優しい
水面利用を
しましょう。



お問い合わせ先

緊急時の連絡先
▶ 110・119

郡山市 (湖南町周辺)	秋山浜、青松浜、舟津公園、舟津浜、館浜、横沢浜、浜路浜(第1・第2)
▶▶ 郡山北警察署	024-991-0110
▶▶ 郡山消防署湖南分署	024-982-2468
▶▶ 郡山市観光物産課	024-924-2621

会津若松市	崎川浜、中田浜、小石ヶ浜、田面浜、銀の浜
▶▶ 会津若松警察署	0242-22-5454
▶▶ 会津若松消防署	0242-25-1200
▶▶ 会津若松市役所観光課	0242-39-1251

猪苗代町	天神浜、志田浜、長浜、上戸浜
▶▶ 猪苗代警察署	0242-63-0110
▶▶ 猪苗代消防署	0242-62-4433
▶▶ 猪苗代町役場商工観光課	0242-62-2117

各浜の利用ルール

利用区分凡例

- 遊泳者
- 手こぎボート
- ペダルボート
- ウィンドサーフィン
- カヌー
- 水上オートバイ
- モーターボート

NO! 利用禁止区域
入ってはなりません

- 桟橋
- ブイ

各浜で利用区分が決められています。別の利用区分には立ち入らないでください。

長浜

ウィンドサーフィン、カヌーは浜には入れません。

松橋浜・天神浜

モーターボートは浜には入れません。

志田浜

ウィンドサーフィン、カヌー、モーターボートは浜には入れません。

上戸浜

ウィンドサーフィン、カヌー、水上オートバイ、モーターボートは浜には入れません。

銀の浜

ウィンドサーフィン、水上オートバイ、モーターボートは浜には入れません。

崎川浜

カヌーは浜には入れません。

中田浜

ウィンドサーフィン、カヌー、水上オートバイ、手こぎボート、モーターボートは浜には入れません。

小石ヶ浜

利用禁止区域に入ってはなりません。

◎ 湖水を利用されるみなさまへ

次の行為は「福島県遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例」により禁止されています。目撃した方は、最寄の警察署に通報してください。(110番)

- 酒に酔った状態その他正常な運転ができない状態での運転行為（福島県条例第八十号第十七条の規定により、二十万円以下の罰金）
- (注) 船内のPWSA（船内安全装置）の取付は、二万円以下の罰金
- 遊泳者が危険と感ずる行為（福島県条例第八十号第九條第三項）

- 湖に出る際は、各スロープ管理者(場)にて受付又は出航届を出してください。
- 利用できる期間は5月上旬～10月第2日曜日までです。
- 利用できる時間は5月～8月は8時～18時まで、9月～10月は8時から16時まで。
※但し、緊急時及び事業者の船を除く。
- 沖合300メートル以遠の区域で走行してください。
- 乗入については、指定されている出入口より徐行で進入してください。
- ライフジャケットを着用してください。
- 緊急時に連絡が取れるように防水袋に携帯電話を入れて携行してください。

【協力機関】 郡山北警察署、会津若松警察署、猪苗代警察署、郡山消防署、会津若松消防署、猪苗代消防署、湖南町商工会、湊町観光協会、崎川浜観光組合、郡山市観光物産課、会津若松市役所観光課、猪苗代町役場商工観光課、猪苗代湖水上遭難対策協議会 【作 成 者】 猪苗代湖水上遭難対策協議会

- 小型船舶操縦士免許、船舶検査証書を携帯してください。
- 通行される方の利用の妨げにならないよう駐車場を利用して作業を行ってください。
- 砂浜への乗り入れや路上駐車は他の利用者や通行の迷惑となるためやめてください。
- 当日の水温、気温を確認し状況にあった装備(ウエットスーツ等)で利用してください。
- 遠方に走行する場合は、2隻以上で利用してください。また、1隻で走行する場合、管理者が確認できる範囲で走行を行ってください。
- 安全確保のための禁止行為、ゴミは持ち帰りにご協力ください。

◎ 事業者のみなさまへ

- 小型船舶操縦士免許、船舶検査証書を確認しましょう。
- 救命胴衣を着用しているか確認しましょう。
- 飲酒運転でないか確認・指導しましょう。
- 利用内容(人数、何隻、出航時間、帰港時間)の確認をしましょう。
- 緊急時に連絡できる方法を確認しましょう。
- 1隻で走行する場合、管理者が確認できる範囲で走行するように指導しましょう。
- 利用できる時間1時間前に帰港確認をしましょう。
- 利用できる期間や時間以外の利用の場合は事業者の管理・責任において指導をしてください。

52

出来ました！ルール&マナー！！

～利根大堰上流の安全で秩序ある快適な利用をめざして～

利根大堰上流は、群馬県・埼玉県との県境に広がる年間を通してマリンスポーツを楽しめる数少ない、広大な水面となっています。

また、河川敷にはサッカー場をはじめとして、グライダー滑空場、ゴルフ場などの利用も行われており、河川を立体的に利用している区域となっています。

水面利用としては、渡船、水上バイク、モーターボート、カヌー、手こぎボート等の動力船と非動力船が混在し、更に砂採取船や釣り人もおり、多くの利用が行われています。

近年、水上バイクの利用者が増えており、全国的に事故等の報道もあり、大堰上流でも平成16年、10年には水上バイクの衝突事故で死傷事故が発生しています。

また、従前より水上バイク等の動力船による騒音の苦情や不法桟橋の設置などによる他の河川利用者からの苦情が寄せられています。

このような状況をひまえて、利根大堰上流の安全で秩序ある快適な利用を図るため、水面利用者団体、漁業協同組合、砂利採取協同組合、関係行政機関等により平成22年11月10日に『利根大堰上流水面利用等協議会』を設立し、河川利用者が守るべきルールづくりを検討してきました。

協議会は、第2回（12月15日）、第3回（平成23年1月26日）と開催され、熱心な議論、意見交換の結果このたび『利根大堰水面利用ルール&マナー』が策定されました。

このルール&マナーは、任意のものであり、守らないからといって直ちに罰せられることはありませんが、利用者のマナーやモラルの向上が図られない場合には、適用区間の河川利用を制限するなどの規制を行う場合があります。

利根大堰上流で河川利用される全ての方は、このルール&マナーを守り、他の利用者や周辺住民に迷惑をかけないように安全で秩序ある利用を心がけて下さい。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

利根大堰上流水面利用等協議会【24団体】

群馬県館林土木事務所、埼玉県熊谷県土整備事務所、大泉警察署、行田警察署、熊谷警察署、千代田町、大泉町、行田市、熊谷市、埼玉共第九号地区運営委員会、東毛漁業協同組合、埼玉中央漁業協同組合、東毛砂利協同組合、群馬県ボート協会、群馬県カヌー協会、マリンスポーツ財団、K400関東連盟、群馬県マリンスポーツ連盟、NPO法人PW安全協会、群馬県水上スキー連盟、日本ウェイクボード協会、(財)日本海洋レジャー安全・振興協会関東事務所、独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所、国土交通省利根川上流河川事務所



※利根大堰

管理者：独立行政法人水資源機構 利根導水総合事業所

目的：群馬県・埼玉県地域の農業用水、埼玉県・東京都の水道用水・工業用水、浄化用水の取水

利根大堰水面利用ルール＆マナー

利根大堰上流水面利用等協議会
平成23年1月26日策定

基本的な考え方

利根大堰上流の河川を利用する者は、「河川法」や「船舶職員及び小型船舶操縦者法」、その他関係法令を遵守するとともに、周辺住民に迷惑や不快感を与えることなく、また、船舶での利用に限らず、すべての河川利用者が安全で快適に利用できるよう、このルール＆マナーを守る。
このルール＆マナーが守られない場合には、適用区間の河川利用を制限するなどの規制を行う場合がある。



適用区間

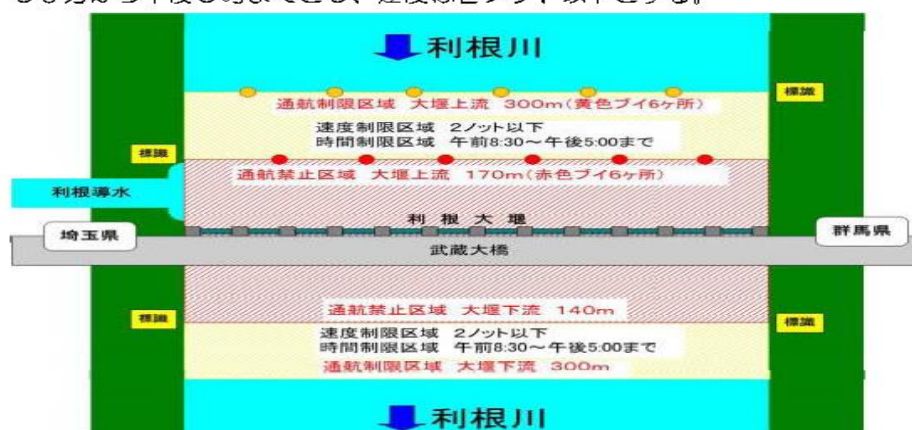
刀水橋から利根大堰までの間の河川区域内〔水面・河川敷・堤防（土手）〕



水面等利用のルール＆マナー

1. 利用にあたっては、関係法令を必ず守る

- ◆利根大堰上流の170m区間（赤色ゾーン）は、水面の通航を禁止する。さらに、禁止区間から上流130m（黄色ゾーン）は、通航可能時間が午前8時30分から午後5時までとし、速度は2ノット以下とする。



- ◆河川区域内の土地を立入り制限柵（クサリなど）を設置して、排他独占的な利用は行わない。

- ◆河川区域内に許可なく固定した船舶係留施設（棧橋や係留杭など）や休憩施設（小屋など）などの工作物は設置しない。
- ◆河川区域内で許可なくスロープを造成するなどの土地の形状変更を行わない。
- ◆水上バイクやモーターボート（以下「動力船」という。）の飲酒運転は行わない。
- ◆動力船は、他の河川利用者の近くにおいて、蛇行・急発進・急回転などの不規則な操縦は行わない。
- ◆水上バイクは、必ずライフジャケットを着用し、免許受有者が操縦する。
- ◆動力船を運転する場合は、船舶操縦免許証及び船舶検査証書を携帯する。

2. 決められた区間では、徐行して通航する

- ◆動力船は、渡船航路（赤岩・葛和田の渡し）の上下流50mの区間は、徐行して通航する。



- ◆動力船は、河岸から50mの区間は、徐行して通航する。
- ◆動力船は、水上バイクなどの水面への昇降場所（スロープ）付近では、徐行して通航する。

3. 危険・迷惑な通航は行わない

- ◆渡船（赤岩・葛和田の渡し）の直前を横切るなど、通航を妨げるような行為は、絶対に行わない。
- ◆動力船は、砂採取や各種調査などの作業船、また、それらに附属する設備には近づかない。やむを得ず船に接近する場合には、徐行して通航する。
- ◆動力船は、カヌー、手こぎボート、ウインドサーフィンなど（以下「非動力船」という。）及び釣り人が利用している付近では、迷惑をかけないように徐行し注意して通航する。
- ◆動力船は、離岸又は接岸する非動力船には近づかない。また、非動力船の前面を横切ったり、左右に近づいたりしない。
- ◆動力船は、暴走行為・波立てる行為・見せびらかし行為は行わない。

4. 他の利用者に迷惑となる行為は行わない

- ◆昇降場所（スロープ）は、水上バイクなどの揚げ降ろしに利用することとし、水際に駐車、休憩などにより特定の人が独占的に利用しない。
- ◆河川敷を自動車などで走行する場合は、騒音や砂塵などで他の河川利用者及び周辺住民の迷惑にならないよう常に徐行して走行する。

5. 周辺住民に迷惑となる行為は行わない

- ◆動力船は、早朝や夕暮れの通航は行わない。
- ◆動力船は、不必要なエンジンの空ぶかしは行わない。
- ◆動力船は、騒音が大きくなるエンジン・マフラーなどのむやみな改造は行わない。
- ◆大声で騒ぐなど、周辺住民の迷惑になる騒音を出さない。

6. 河川環境を悪化させるような行為は行わない

- ◆燃料や油などを河川に流出させない。そのためには、水面上での給油や油缶などの放置は絶対に行わない。
- ◆ゴミは、必ず各自が持ち帰る。
- ◆釣り人は、不要な釣り糸、釣り針、餌などを捨てずに持ち帰る。
- ◆直火でバーベキューやたき火など行わない。
- ◆バーベキューの道具・食器類を川の水で洗わない。

7. 河川管理の支障となる行為は行わない

- ◆設置したブイは、必ず持ち帰る。
- ◆河川区域内に進入する際には、定められた通路を利用する。
- ◆自動車やバイクなどによる、堤防斜面の登り降りを行わない。
- ◆船舶は、係留したままにせず日々持ち帰る。

8. 気象情報や事故に注意して利用する

- ◆上流での豪雨による急激な増水もあるので、常に気象などの情報に注意する。
- ◆水面利用や自動車の走行などにより事故が発生した場合は、速やかに管轄の警察署に連絡する。
- ◆油が流出した場合は、速やかに利根導水総合事業所に連絡する。
- ◆他の河川利用者への迷惑やトラブルにならないよう譲り合って利用する。
- ◆水面利用や自動車の走行などによる河川区域内でのトラブルなどは、自己の責任により対応する。

連絡先

■事故に関すること

群馬県大泉警察署	-----	TEL 0276-62-0110
埼玉県行田警察署	-----	TEL 048-553-0110
熊谷警察署	-----	TEL 048-526-0110

■油の流出に関すること

利根導水総合事業所 管理課	-----	TEL 048-557-1501
---------------	-------	------------------

■ルール&マナー及び河川に関すること

利根川上流河川事務所 管理課	-----	TEL 0480-52-3957
	占用調整課	---- TEL 0480-52-3960
【熊谷市、太田市】	八斗島出張所	-- TEL 0270-32-0168
【行田市、千代田町、大泉町】	川俣出張所	---- TEL 048-563-1992

(出典) 国土交通省関東地方整備局 HP

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000085495.pdf

4. 東京港の運河 共通ルール・マナー

通航方法

- 右側通航の順守
- 運河の交差点では右側(右舷)に船が見えた場合は必ず停止する
- 運河内に、みだりに停泊しない
- 護岸・避難梯子等公共施設や、私有さん橋・係留船・杭等を、無断で使用しない

操船者が守ること

- 乗船前に天気予報を確認し、荒天が予想される時は出航しない
- 乗船者にライフジャケットを着用させる
- 事前に海上衝突予防法、港則法など海上での基本的なルールを確認する
- 飲酒して操舵しない
- 事前に緊急連絡先を覚える(海上保安部:118、警察:110、消防:119)
- 事故が発生した場合は、緊急連絡先に速やかに連絡する
- 航行が不自由になった場合は、速やかに安全な場所に移動し、停泊・係留する

利用マナー

- 運河およびその周辺では騒がないようにしましょう
特に、早朝・夜間は周囲は周囲で生活される方々へ十分配慮しましょう
- 護岸沿いに駐車場はありません 迷惑駐車はやめましょう
- ゴミを捨てずに持ち帰りましょう
- 自然環境や魚、鳥などの生息環境に配慮し、近づかないようにしましょう
- イベント等が行われている場所では、関係者の指示に従いましょう
- 運河沿いの柵やフェンスは乗り越えないようにしましょう

5. イベントを開催するとき

イベント開催者のみなさまへお願い

- イベントを安全に運営するため、十分な安全対策を講じた計画書を作成してください
◆ 監視艇の配置 ◆ 救助体制 ◆ 緊急時の連絡体制 ◆ 利用水域の表示など
- イベントの参加者に対して乗船前に安全講習を実施してください
- 事前に周辺水域利用者にイベント内容を周知し理解・協力を要請してください
- 運河等水域を使ってイベントを行う場合には許可等が必要となる場合がありますので、必ず事前に下記問い合わせ先にご相談下さい
- さん橋の利用者に対して、本ルール・マナーの周知・啓発にご協力下さい

東京港運河利用ルール検討会

朝陽運河ルネサンス協議会/NPO法人あそんで学ぶ環境と科学倶楽部・勝島・浜川・鮎洲運河ルネサンス協議会/
品川浦・天王洲運河ルネサンス協議会/ 芝浦ルネサンス協議会/東京都観光汽船協/東京都漁業協同組合連合会/
寺田倉庫協/稲玉王洲マツピア/NPO法人東海運川川宿/中川特殊鋼鉄(社)日本船艇工業会/
マリッジヤーマナリスト会議/三井不動産協/株式会社東京運河局
東京海上保安部航空安全課/関東運輸局東京運輸支局/東京都港湾局

問い合わせ先(東京港運河利用ルール検討会事務局)

東京都港湾局/港湾整備部計画課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第2庁舎26階 TEL: 03-5320-5613 FAX: 03-5388-1578

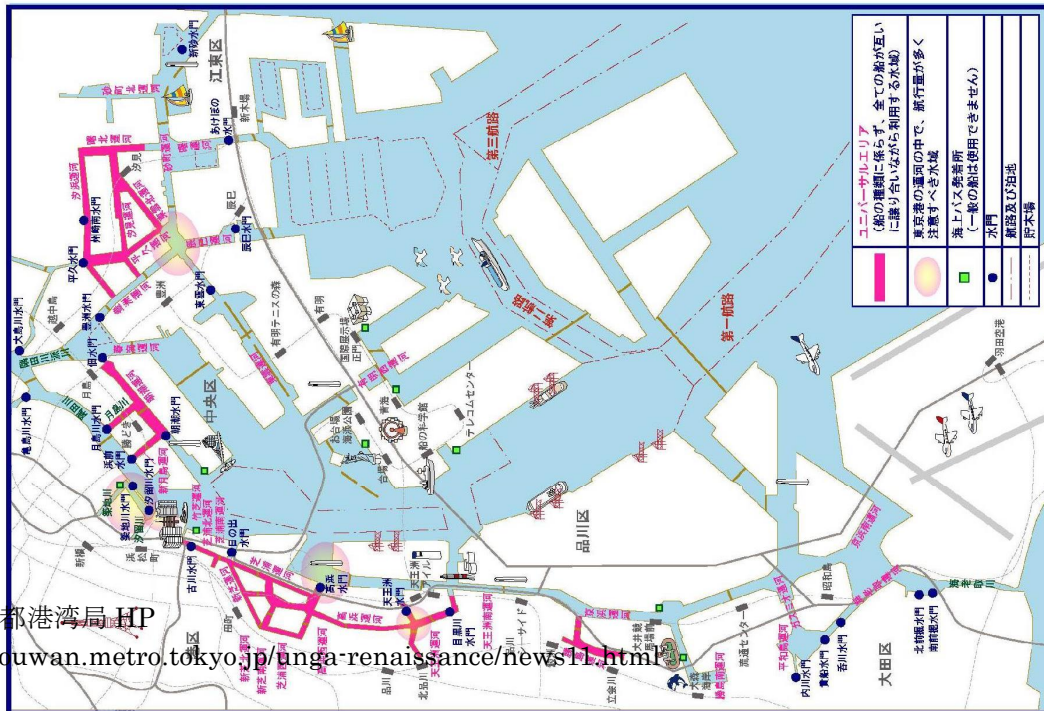
東京港の運河利用の ルール・マナー



より多くの人が、東京港の運河や水辺を安全かつ快適に
利用できるように、行政や水域利用者、地域住民などが協力して
「東京港の運河利用のルール・マナー」を作りました。
利用者のみならずそれぞれがルールを守り、自らの責任を自覚し、
運河や水辺を譲り合って利用してください。また、運河周辺で
生活される方々の環境に配慮し、マナーを守って航行してください。

1. ユニバーサルエリアを設けました

よき多海のの人々々が、東京港の運河や水迎を安全かつ快適に利用できる水域「ユニバーサルエリア」を新たに設けました。下図に示すユニバーサルエリアは様々な船舶が利用できる水域です。右記の船舶の種類ごとの利用・航行方法を守って、お互い注意し、譲り合いながら利用しましょう。



2. ユニバーサルエリアの利用にあたって

船舶操縦者免許の不要な船
(カヌー、ゴムボート、ミニボート*など)

ユニバーサルエリア内を利用しましょう

利用時間: 日の出から日没まで
撤入方法: エリア内に船を下ろせる公共さん橋はありません
動力船でエリア内に運ぶか、民間さん橋管理者にご相談ください

*ミニボート: 長さ3m未満・推進機関最大出力1.5kw未満の船

船舶操縦者免許の必要な船

(プレジャーボート、水上バイクなど)

ユニバーサルエリアを

航行する際には

必ず徐行してください

3. ユニバーサルエリアでの航行方法 ※船室内を除きライフジャケットを着用してください

非動力船を利用される方

(カヌー、ゴムボートなど)

- 安全のため、次の事項を守りましょう
- ◆ 右端を航行
- ◆ 交差点を横断する場合は動力船優先
- ◆ 航行中動力船を認識した場合は、右端に寄って、通過するまで待機
- ◆ 運河の中央部や交差点には停泊しない
- ◆ 水門付近は危険なので近づかない

十分な安全対策を講じましょう

- ◆ 2艇以上の航行
 - ◆ 動力船の伴走
 - ◆ 監視員の配置
- など

動力船を利用される方

(ミニボート、プレジャーボート、水上バイクなど)

- エリア周囲では騒音を極力抑えて航行しましょう
- 引き波を立てないように徐行しましょう
特に次のような場合には、注意しましょう
- ◆ さん橋で人が乗船・下船している場所及びその周辺
- ◆ 係留船の周辺
- ◆ 海上作業中の水域の周辺
- ◆ イベント開催場所の周辺
- ◆ 親水護岸や砂浜などのある海上公園の前面水域
- ◆ 他の船舶とすれ違う場合
- 非動力船を認識した場合は、危険を及ぼさない速度までさらに減速しましょう

水上バイクを利用される方は周囲の迷惑にならないよう、特に配慮をお願いします

- 次のような行為は、やめましょう
- ◆ 複数の艇で、運河幅又は航路幅いっぱいには広がっての航行
- ◆ 左側航行・高速航行・ジグザグ航行
- ◆ 他の船舶への異常な接近
- ◆ 必要以上に騒音を生じさせる航行
- 水門の出入り口や見通しの悪い場所、他の船とすれ違う際は、特に注意して航行しましょう

3. 活動に関する規制等

3-1 放置等禁止区域に関する規制（本文 P35）

事例 1（埼玉県）

埼玉県船舶の放置防止に関する条例

埼玉県船舶の放置防止に関する条例

河川等の公共水域において放置された船舶等に対する指導・警告・移動等の措置について規定する条例を制定しました。同条例は一部の規定を除き、平成 20 年 5 月 1 日から施行されます（一部の規定は公布日から施行）。

- [1 条例の概要](#)
- [2 条例](#)
- [3 施行規則](#)
- [4 放置防止区域](#)
- [5 手続きの流れ](#)
- [6 条例周知用チラシ](#)

1 条例の概要

1. 目的

船舶の放置を防止することにより、

- ・河川などの公共水域における景観の維持、静穏の保持等良好な生活環境の保全に資する。

- ・災害時の避難、救助、物資の運搬等公共水域の公益的機能の維持を図る。

など、県民が安心して安全に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

2. 船舶の放置防止区域の指定

知事は、公共水域のうち、船舶の放置を要因とする生活環境の悪化や、災害時において船舶による避難、物資の輸送等救助活動に係る体制を確保することが必要であると認められる区域などの区域を放置防止区域として指定することができる。

3. 放置の禁止

何人も、みだりに放置防止区域内において船舶の放置をし、及び権原なく係留保管場所として使用したり棧橋等を設置してはならない。

4. 指導及び警告、公表

- (1) 知事は、放置防止区域内に放置されている船舶又は権原なく設置された棧橋等の所有者等に対し指導することができ、指導に従わなかったものには警告するものとする。

- (2) 知事は、警告を受けた者が、当該警告を受けた日から起算して 5 年以内に再度警告を受けたときは、その旨を公表できる。

5. 船舶等の移動・撤去

知事は、所有者等が警告に従わない場合、又は確認調査を行っても所有者等が確認できない場合においては、船舶を移動し、又は棧橋等を撤去することができる。

6. 移動・撤去した船舶等に対する措置等

- (1) 知事は、船舶を移動し、又は棧橋等を撤去したときは、所有者等に返還するまでの間、保管しなければならない。保管の期間は、6 か月とする。

- (2) 知事は、6 か月を経過しても、所有者等に返還できない場合は、法令の規定に従って船舶又は棧橋等を処理する。

- (3) 船舶の移動や棧橋等の撤去・保管等に要した費用は所有者等の負担とする。

2 条例

[埼玉県法規集データベースへ](#)

「埼玉県船舶の放置防止に関する条例」で検索してください。

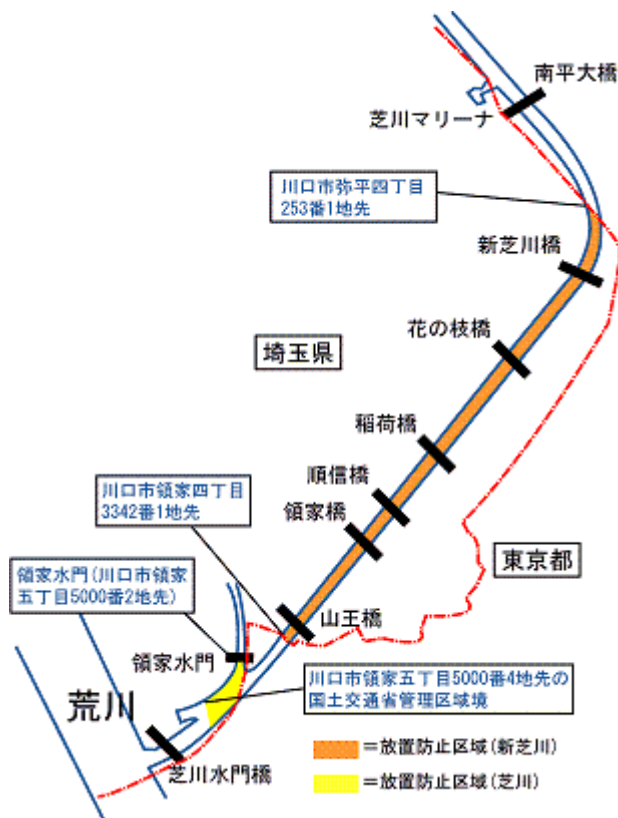
3 施行規則

[埼玉県法規集データベースへ](#)

「埼玉県船舶の放置防止に関する条例施行規則」で検索してください。(平成20年4月1日施行)

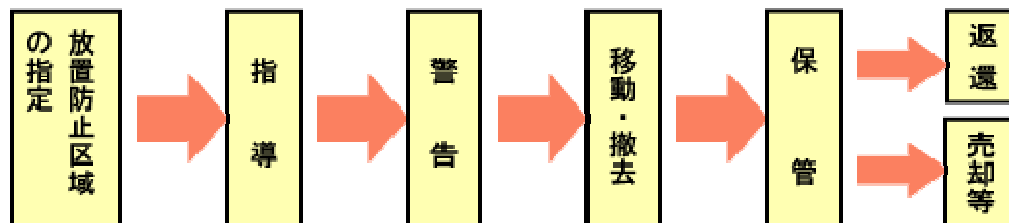
4 放置防止区域

条例第6条第1項の規定に基づき、平成20年4月4日に新芝川の一部と芝川の一部を放置防止区域に指定しました。



5 手続きの流れ

- 1 放置防止区域内に放置された船舶等に対し、移動または撤去の指導・警告をします。
- 2 警告に従わない場合は、放置船舶等を移動または撤去し、保管します。
- 3 返還申請に基づき、所有者等に船舶等を返還します。保管期限を過ぎても返還できない場合、当該船舶等を売却等します。



6 条例周知用チラシ

[周知用チラシ\(表\)](#)[その他のファイル/314KB]

[周知用チラシ\(裏\)](#)[その他のファイル/197KB]

このページに関するお問い合わせ先

[県土整備部 水辺再生課](#)

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 第2庁舎 3階南
管理担当

Tel : 048-830-5133

(出典) 埼玉県 HP
<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/jourei.html#tetuduki>

3-2 暫定係留施設の概要（本文 P36）

事例 1（宮崎県）

宮崎県 港湾におけるプレジャーボート対策



港湾におけるプレジャーボート対策

プレジャーボート(主にスポーツやレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート等の船舶。漁船、国や地方公共団体に属する船舶などは除きます。)の適正な係留のために、港湾施設を利用した係留について使用許可を行います。

○ 導入までの経緯

(1) 目的

港湾におけるプレジャーボートの放置艇問題を解消し、港湾の適正な利用を図るために港湾施設を利用したプレジャーボートの係留について使用許可を行います。

(2) 背景

近年の余暇時間の増加や海洋性レクリエーションの普及に伴い、港湾・漁港・河川の公共用水域等におけるプレジャーボートの数が増加しました。

本県におけるプレジャーボート数は平成 22 年の調査によると、約 3,700 隻あり、これらのプレジャーボートは水域の中でも港湾・漁港及び河口部周辺等に偏在的に係留されており、係留施設を巡るトラブルの発生や、安全な船舶の航行、漁業活動、周辺環境等に様々な問題を引き起こしています。

このため、国は港湾法を改正し、港湾管理者が適正な措置を行える制度(放置等禁止区域の設定、監督処分規定の整備)が新設され、各県により対策が実施されています。

※ 放置等禁止区域とは

港湾法(昭和 25 年 5 月 31 日法律第 218 号)第 37 条の 3 第 1 項により、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置することを禁止する区域のことです。

この区域指定により、社会問題となっているプレジャーボートの放置や投棄に関する規制を強化し、いわゆる放置艇問題に対し港湾管理者が適正な措置を行うことを可能とするものです。

(3) 県の方針

平成 19 年 3 月に策定した「宮崎県プレジャーボート対策基本方針」に基づき、係留場所の確保と規制措置を両輪とした対策を推進します。

1. 遊休化している既存の係留施設や防波堤の裏等をプレジャーボート用の係留施設として利用します。
2. プレジャーボート用の係留施設の利用は許可制とし、使用料を徴収します。
3. 係留許可を受けたプレジャーボート用の係留施設以外の場所には係留できません。
4. 対策は各港湾ごと及び一定の水域ごとに、所有者団体や関係機関による利用者等調整会議を設置して、合意形成を図りながら実施します。

(4) 宮崎県港湾管理条例の改正

県では、プレジャーボートが係留施設を利用する場合の使用料を設定するため、「宮崎県港湾管理条例(昭和 38 年 8 月 1 日宮崎県条例第 18 号)」の改正を行い、平成 23 年 7 月 1 日から施行することとしました。使用料については、「プレジャーボートの長さ 1 メートル 1 年につき 6,000 円以内」とし、実際に係留する場所の利便性等を考慮して、段階的に減額(最大 3,600 円)設定します。

○ 実施時期等

(1) 内海港(平成 23 年 7 月 1 日)

内海港における利用者等調整会議において、適正利用計画が決定し、平成 23 年 7 月 1 日から施設の使用許可を開始しています。

詳しくはこちらをご覧ください。

- [内海港におけるプレジャーボート対策](#)

(2) 油津港・外浦港・大島港(平成 23 年 8 月 1 日)

日南・南郷地域における利用者等調整会議において、適正利用計画が決定し、油津港、外浦港及び大島港について、平成 23 年 8 月 1 日から施設の使用許可を開始しています。

詳しくはこちらをご覧ください。

- [油津港・外浦港・大島港におけるプレジャーボート対策](#)

(3) 古江港(平成 24 年 4 月 1 日)

古江港・北浦漁港プレジャーボート利用者等調整会議において、適正利用計画が決定し、古江港について、平成 24 年 4 月 1 日から施設の使用許可を開始しています。

詳しくはこちらをご覧ください。

- [古江港におけるプレジャーボート対策](#)

(4) 細島港(平成 24 年 10 月 1 日)

細島港プレジャーボート利用者等調整会議において、適正利用計画が決定し、細島港について、平成 24 年 10 月 1 日から施設の使用許可を開始しています。

詳しくはこちらをご覧ください。

- [細島港におけるプレジャーボート対策](#)

(5) 宮崎港・福島港・大納港・黒井港・熊野江港(平成 25 年 4 月 1 日)

宮崎港(宮崎市)、福島港、大納港、黒井港(いずれも串間市)及び熊野江港(延岡市)において、プレジャーボート利用者等調整会議で適正利用計画が決定し、平成 25 年 4 月 1 日から施設の使用許可を開始します。

詳しくはこちらをご覧ください。

- [宮崎港、福島港、大納港、黒井港及び熊野江港におけるプレジャーボート対策](#)

(6) 平岩港(平成 25 年 11 月 1 日)

平岩港(日向市)において、プレジャーボート利用者等調整会議で適正利用計画が決定し、平成 25 年 11 月 1 日から施設の使用許可を開始します。

詳しくはこちらをご覧ください。

- [平岩港におけるプレジャーボート対策](#)

(7) 手続き等

利用者の方は、[係留施設\(プレジャーボート係留用施設\)使用許可申請書\(Word ファイル:34KB\)](#)を提出してください。使用許可を受けられた方は、[許可証\(Excel ファイル:42KB\)](#)を船体に貼り付けてください。

なお、許可にあたっては、使用料の納付(上記(4)参照)が必要となります。

(8) その他の港湾について

その他の港湾についても、説明会を実施したり、また、利用者等調整会議を設置して適正配置計画策定に向け協議中であり、合意形成の図られた港湾から順次係留許可を行っていく予定にしていますので、ご理解とご協力をお願いします。

(9) 漁港における対策について

漁港においても使用許可を行っています。



下記をご参考ください。

- (1) [門川漁港、市木漁港、宮之浦漁港、都井漁港及び福島高松漁港\(平成 25 年 4 月～\)](#)
- (2) [島野浦漁港及び南浦漁港\(須美江、安井、神戸地区\)\(平成 25 年 2 月～\)](#)
- (3) [北浦漁港\(平成 24 年 4 月～\)](#)
- (4) [油津港湾事務所管内\(鶯巣漁港、富士漁港、宮浦\(鶴戸\)漁港、鶴戸漁港、鶴戸漁港\(大浦地区\)、油津漁港、大堂津漁港、目井津漁港、夫婦浦漁港\)\(平成 23 年 8 月～\)](#)
- (5) [青島漁港及び野島漁港\(平成 23 年 7 月～\)](#)
- (6) [川南漁港\(平成 23 年 6 月～\)](#)
- (7) [都農漁港\(平成 22 年 8 月～\)](#)
- (8) [南浦漁港\(放置等禁止区域の指定のみ平成 21 年 7 月～\)](#)

詳しいことは

農政水産部 漁村振興課

電話 : 0985-32-4478

FAX : 0985-26-7310

E-mail : gyoson-shinko@pref.miyazaki.lg.jp

までお問い合わせください。

このページの内容についてのお問い合わせは

県土整備部 港湾課 港政担当

電話 : 0985-26-7188

FAX : 0985-32-4459

E-mail : kowan@pref.miyazaki.lg.jp

(出典) 宮崎県 HP

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/doboku/kowan/pb/page00074.htm>

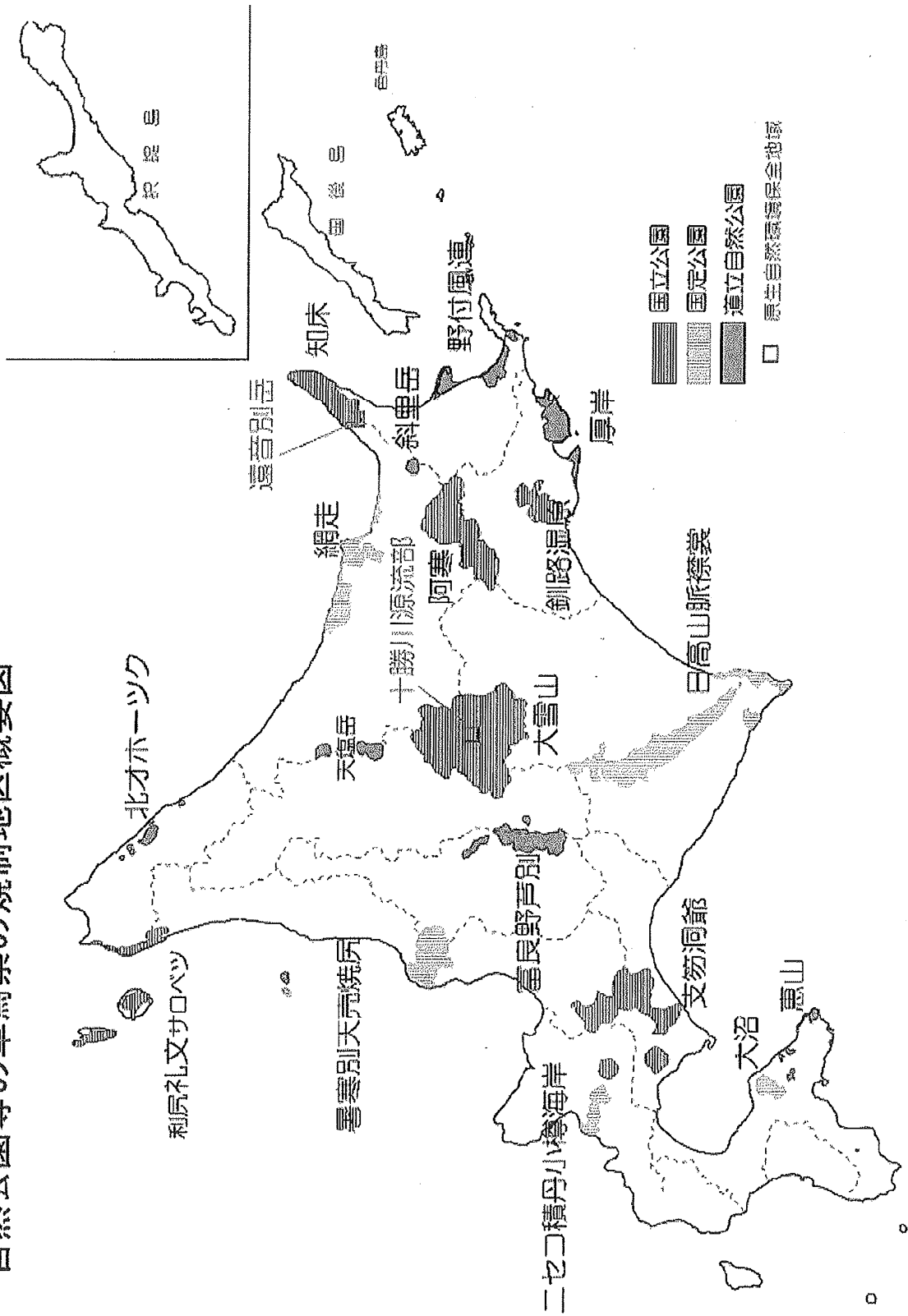
4. 自治体等へのアンケート調査の結果（回答者提供参考資料）

4-1 自治体アンケート調査結果

番号	団体名	種別	条例の有無	乗入れ規制地区の有無 (※自然環境保全のみ)
①	北海道	自然環境保全	条例あり	規制地区あり
②	宮城県	河川管理	条例あり	—
③	館山市	生活環境保全	条例なし	—
④	岐阜県	河川管理	条例あり	—
⑤	静岡県	河川管理	条例あり	—
⑥	大阪府	河川管理	条例あり	—

①北海道資料（自然環境保全） 条例あり乗入れ規制地区あり

自然公園等の車馬禁の規制地区概要図



車馬等乗入れ規制区域指定一覧表

北海道環境生活部環境局自然環境課 H24.5.1現在

公園名	地区名	指定年月日	面積 (ha)	地区の概要	規制されている主な湖沼 河川	
国 定 公 園	暑寒別 天売焼尻	昭3.12.25 (昭17.1.14変更)	38,520	・ハイマツ等の高山植生分布地 ・森林性鳥類の生息、繁殖地		
	大沼	昭3.12.25	3,945	・クマガラ等の森林性鳥類の生息、繁殖地 ・シラタマノキ等の高山植物分布地		
	網走	游沸湖小清水	昭4.3.6	1,515	・草原性鳥類及び渡り鳥の生息、繁殖、中継地	游沸湖
		海岸			・ハマナス等の群落による海岸草原植生及び湖畔草原植生分布地	
		止別斜里海岸	昭4.3.6	163	・草原性鳥類の生息、繁殖地 ・海岸草原に分布するハマナス等の群落地	
		三里浜ワッカ原生花園	昭4.3.6	1,340	・草原性鳥類の生息、繁殖地 ・ハマナス等の群落による海岸草原植生分布地	
	ニセコ 小樽海岸	ニセコ連絡	昭6.9.20	3,773	・ハイマツ等の寒帯、亜高山植生分布地	大沼 長沼 神仙沼 コックリ湖
	日高山原標葉	(乗入れ規制地区指定なし。ただし、特別保護地区あり。)				
	小計	4公園	6地区	49,256		
	道 立 自 然 公 園	厚岸	尻羽岬	昭4.2.12	755	・海岸段丘上に広がるハマフワロ、ヒオオギアヤメ等の海岸草原植生分布地
厚岸・浜中海岸			昭4.2.12	1,764	・海岸線と海岸段丘上に広がるエゾスカシユリ、センダイハギ等の海岸草原植生分布地	
火散布沼・藻散布沼			昭4.2.12	255	・オオハクチョウ、ガンカモ類等の渡り鳥の飛来地 ・周辺の湿原に分布するタンチョウの営巣地	火散布沼(一部)、藻散布沼
霧多布湿原			昭4.2.12 (昭8.6.18変更)	2,175	・広大な湿原と蛇行河川による北方的水平景観地 ・エゾカンゾウ、クシロハナシノブ、ワタスゲ等の群落地 ・タンチョウの営巣地及び草原性鳥類の繁殖地	達志瀬川、湿原内の湖沼 河川
霧多布半島			昭4.2.12	213	・海食崖の発達した海岸線と海岸段丘上に広がるハマフワロ、エゾカンゾウ等の海岸草原植生分布地	
野付風速		野付岬	昭4.2.12	1,795	・砂嘴上に広がるエゾカンゾウ、センダイハギ等の海浜植生及び アッケシソウ、シバナ等の塩湿地植生分布地 ・タンチョウやオジロワンの営巣、繁殖地	
		森園帯	昭4.2.12	937	・砂嘴上に広がるハマフワロ、エゾカンゾウ等の海浜植生及び アッケシソウ、シバナ等の塩湿地植生分布地	
北オホーツク		クッチャロ湖	昭4.2.12	2,620	・コハクチョウ、ガンカモ類等の渡り鳥の中継地 ・ラムサール条約の登録湿地	クッチャロ湖(大沼・小沼)、ボン沼
		ベニヤ原生花園 (特別地域全域)	昭4.2.12	267	・海岸砂丘上に広がるエゾカンゾウ等の海浜植生及びツルコケモモ、ガンコウラン等の塩湿地植生分布地	
富良野芦別		芦別夕張富良野 金山	昭13.3.16	23,469	・ユウバリコザクラ等の高山植物分布地 ・氷河期の遺存種のナキウサギや天然記念物のクマガラ等の生息地	
斜里岳	斜里岳 (特別地域全域)	昭14.2.15 (昭20.9.5変更)	2,979	・ハイマツ群落や70種類以上もの高山植物生育地 ・ヒグマ等の野生動物やアカゲラなどの森林性鳥類の生育地		
恵山	横津岳	昭19.5.18	1,568	・横津岳及び袴腰岳稜沿いのハイマツ等の高山植生分布地 ・ワタスゲ、ヒオウギアヤメなどの湿原植生分布地		
小計	6公園	12地区	38,797			

○河川法施行令第16条の2第3項による通航方法の指定について

〔昭和47年4月14日
告示第339号〕

北上川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の2第3項の水域及び通航方法を次のように指定し、昭和47年4月14日から施行する。

1 水域

水系名	河川名	水	域
北上川	迫川	左岸 栗原郡花山村沢北の前37の2地先の標柱1号	} から
		右岸 栗原郡花山村本沢山下51の3地先の標柱2号	
		左岸 栗原郡一迫町字川口北山48地先の標柱4号	} まで
		右岸 栗原郡一迫町字川口北合道1の7地先の標柱3号	

2 通航方法

水系名	舟又はいかだの別	航路	運行時間	速度
北上川	舟	標柱1号、2号と赤標柱の見通し線で囲まれた水域	日の出から日没まで	2ノット以下

〔昭和47年4月25日
告示第368号〕

名取川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の2第3項の水域及び通航方法を次のように指定し、昭和47年4月25日から施行する。

1 水域

水系名	河川名	水	域
名取川	大倉川	左岸 宮城郡宮城町大倉字上原6地先の標柱1号	} から
		右岸 宮城郡宮城町大倉字原田21の1地先の標柱2号	
		左岸 宮城郡宮城町大倉字高棚21の2地先の標柱4号	} まで
		右岸 宮城郡宮城町大倉字高畑33の2地先の標柱3号	

2 通航方法

水系名	舟又はいかだの別	航路	運行時間	速度
名取川	舟	標柱1号、2号と赤標柱の見通し線で囲まれた水域	日の出から日没まで	2ノット以下

○ 河川法施行令第16条の2第3項に規定する
水域及び通航方法の指定

〔平成13年7月10日〕
告示第394号

〔沿革〕平成18年 4月 1日告示第276号

一級河川木曾川水系長良川において、水上オートバイの通航に伴う河川管理上の秩序ある河川使用の調整、河川環境の保全等を図り、もって適正な河川管理を推進するため、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の2第3項に規定する水域及びその通航方法を次のとおり指定する。

なお、別図は岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県岐阜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

一 水域及びその通航方法

水域名	水域	通航方法
水上オートバイ通航禁止区域	左岸 岐阜県岐阜市日野北7丁目1番10地先 右岸 同 県同 市長良大字古津宇池の尻30番3地先 から 左岸 同 県同 市日野7丁目3775番2地先 右岸 同 県同 市長良大字古津宇池の尻97番1地先 までの区域であって別図中イの部分	水上オートバイは、人命救助を行う場合その他やむを得ない事由のある場合を除いて、通航してはならない。
水上オートバイ通航方法制限区域	左岸 岐阜県岐阜市日野北7丁目1番10地先 右岸 同 県同 市長良大字古津宇池の尻30番3地先 から 左岸 同 県同 市日野7丁目3775番2地先 右岸 同 県同 市長良大字古津宇池の尻97番1地先 までの区域であって別図中ロの部分（左岸側20メートル幅の区域）	水上オートバイは減速（河川、周囲の状況等にかんがみ、他の河川使用者に著しい支障が生じない通航速度をいう。）して通航することとし、蛇行、急発進、回転、船首部の持ち上げ等の不規則な通航を行ってはならない。

備考

1 水上オートバイ通航禁止区域及び水上オートバイ通航方法制限区域の現地における標識は、次のとおりとする。

イ 水上オートバイ通航禁止区域の標識



ロ 水上オートバイ通航方法制限区域の標識



- 2 本標識には、必要に応じて補助標識を付けるものとする。
 - 3 本標識の寸法は、河川等の形状、視認可能性等を踏まえ知事が別に定めるものとする。
 - 4 本標識のわく及び斜めの帯を紅色とし、文字、数字、記号及び図形を黒色とし、地を白色とする。
- 2 適用期間
- 1 における水域及び通航方法の指定は、平成13年は7月20日から10月31日まで、平成14年以降は毎年5月1日から10月31日までの間適用する。
- 3 その他
- この告示について、水面利用又は河川環境の状況等を適切に反映できるよう、適宜その内容につき検討を加え、必要があると認められるときは、学識経験を有する者、関係市町村、水面利用者、住民等の意見を聴くものとする。

水上オートバイの規制について

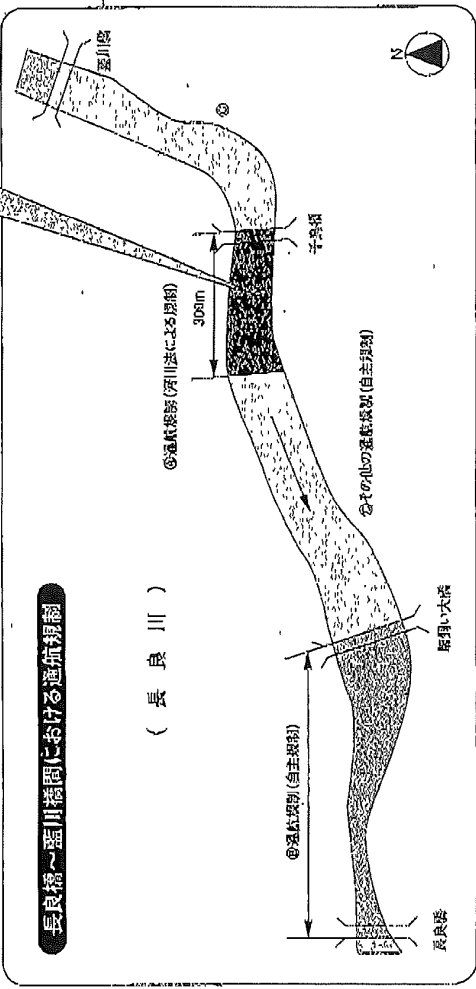
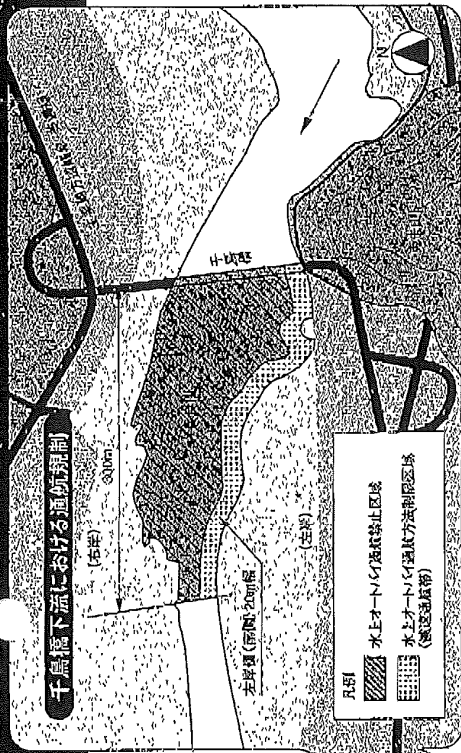
近年、アウトドアブームの普及により、県内の河川を取りまき環境は多様な変化を見せています。河川の水面利用においては、水上オートバイの通航によって他の河川利用者、例えば水泳、水遊び、キャンプ、バーベキューなどの利用者と著しい近接・混在がみられる地区があります。

特に、問題が見られる岐阜市内の長良川において、昨年河川利用委懇談会を実施したところ、千鳥橋下流付近で、特に水遊び、バーベキュー等の河川利用者と水上オートバイ利用者との間に著しい近接・混在が見られ、危険な状況であることが確認されました。

また、国土交通省木曽川上流工事事務所と県では、長良橋から上流の藍川橋の間における水上オートバイの問題について「長良川水上オートバイ等通航対策協議会」を設け、通航方法を検討しました。

その結果、より安全で快適な河川利用のため、水上オートバイの通航ルールを次のとおり定めましたので、ルールを守り、みんなの長良川として楽しく利用しましょう。

なお、千鳥橋下流における通航規制は、河川法により平成13年7月20日から適用となります。



水上オートバイの通航ルール

- ① 通航規制 (河川法による規制)
 - 区 間: 千鳥橋から下流300m
 - 規制内容: 5月1日から10月31日まで終日通航禁止
 - ただし、左岸側(南側)20m幅は緊急通航等違反した場合は、河川法の規定により罰せられます。
- ② 通航規制 (自主規制)
 - 区 間: 長良橋から越前い大橋まで
 - 規制内容: 年間を通じて終日通航禁止
- ③ その他の通航規制(自主規制)
 - 区 間: 長良橋から藍川橋までの上記以外の区間
 - 規制内容: 年間を通じて、午後5時から翌日の午前1時まで通航禁止

川を利用している他の人の邪魔をしないこと

漁業関係者の邪魔をしないこと

ゴミは持ち帰る(河川を汚さないこと)

安全通行心がけすること

〈問い合わせ先〉 長良川水上オートバイ等通航対策協議会 国土交通省木曽川上流工事事務所 ☎058-251-1321 岐阜県河川課 ☎058-272-1111

⑤静岡県資料（河川管理）条例あり

○静岡県河川管理条例（抜粋）

平成14年12月25日

条例第66号

（通航の制限）

第3条 2級河川の河川区域のうち河川が損傷し、河川工事若しくは河川管理施設の操作に支障が生じ、若しくは他の河川の使用に著しい支障が生じないようにするため、舟若しくはいかだの通航を制限する必要があると認めて規則で定める水域を通航する舟又はいかだ（規則で定めるものに限る。）は、知事が指定した方法により通航させなければならない。ただし、河川の管理又は人命の救助等のため通航する場合その他知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により通航の方法を指定するときは、その旨を県公報で公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

○静岡県河川管理規則（抜粋）

平成14年12月25日

規則第62号

（届出の対象船舶）

第2条 条例第2条の規則で定める舟又はいかだは、総トン数20トン未満の船舶(機関を用いて推進するものに限る。)とする。

（制限水域）

第4条 条例第3条第1項の規則で定める水域は、別表第1に掲げる水域とする。

（制限の対象船舶）

第5条 条例第3条第1項の規則で定める舟又はいかだは、第2条に規定する船舶(漁船法(昭和25年法律第178号)第10条第1項の規定に基づき登録を受けた漁船を除く。)のうち操舵輪により操作するものとする。

別表第1(第4条関係)

（一部改正〔平成17年規則53号・19年11号〕）

水系名	河川名	水域番号	水域
都田川	都田川	1	浜名湖内のうち湖西市新所字東岡17番地の1と浜松市西区館山寺町2232番地の1とを結んだ線以南の水域
都田川	都田川	2	浜名湖内のうち1の水域以北の水域で岸から200メートル以内の水域及び細江湖(7月から9月の土曜日及び日曜日にあつては、浜松市北区細江町気賀字向山10836番地の2と同区細江町気賀字伊奈4378番地の1とを結んだ線以北の水域及び当該水域以南の水域で岸から200メートル以内の水域に限る。)

都田川	釣橋川	3	浜名湖内のうち猪鼻湖(7月から9月の土曜日及び日曜日にあつては、浜松市北区三ヶ日町下尾奈字楠ヶ寄2235番地の7と同区三ヶ日町大崎字神田251番地とを結んだ線以北の水域及び当該水域以南の水域で岸から200メートル以内の水域に限る。)
都田川	今川	4	浜名湖内のうち岸から200メートル以内の水域

静岡県河川管理条例第3条第2項に基づき知事が指定する通航方法

平成14年12月27日

告示第1072号

静岡県河川管理条例（平成14年静岡県条例第66号）第3条第2項の規定に基づき、制限水域内における通航の方法を次のように指定し、平成15年1月1日から施行する。

なお、2級河川都田川におけるモーターボート等の制限水域及び通航の方法（昭和48年静岡県告示720号）は、平成14年12月31日限り廃止する。

静岡県河川管理規則（平成14年静岡県規則第62号）第5条に規定する制限対象船舶が通航することができる時間は、日出時から日没時までの時間とする。

制限水域内を制限対象船舶が通航する場合には、漁業者その他の河川使用者の使用に支障を与えてはならない。

⑥大阪府資料（河川管理） 条例なし

－ 基本的な注意事項 －

河川内では
右側通航

航走波の抑制を!

「特定船舶優先区域」では
大型動力船が優先
互いに徐行を!

迷惑運転 **禁止**
危険運転

汽笛類（ホイッスル等）や
灯火の携帯

係留場所なし
大阪湾の潮位に注意

これらの注意事項のほかに、水域ごとに規制がかけられています。詳しくは裏面の地図を確認してください。

ルール見直し案に関するご意見をお寄せください!

大阪府・大阪市では、河川水上交通の安全と振興のために、よりよいルール作りを検討しています。ぜひご意見をお寄せください。いただいたご意見は、今後のルールの検討において参考にさせていただきます。

ご意見はこちらまで


大阪府都市整備部河川室
(「河川水上交通の安全と振興に関する協議会」事務局)
E-Mail : kasen-g23@sbox.pref.osaka.lg.jp / FAX : 06-6949-3129

ルールに関するお問い合わせは

✕ 大阪市(東横堀川・道頓堀川)
 ✕ 大阪府(大阪市管理以外の河川)

建設局下水道河川部 TEL:06(6615)6833 都市整備部河川室 TEL:06(6941)0351

このリーフレットは20,000部作成し、一部あたりの単価は3.2円です。



大阪市内河川をみんなて安全に使うために
<河川水上航行ルールを見直しています>

○ 河川水上航行ルールについて ○

- ✓ 大阪市内河川には、河川内の通航方法や制限事項などを定めた「河川水上航行ルール」があります。
- ✓ 近年、水上の利用が活発になったことに伴い、ルールを現状にあわせて見直しています。
- ✓ ルールの見直し案のポイントについて解説しますので、ぜひ皆さんのご意見をお寄せください。

大阪府 ✕ 大阪市

河川水上交通の安全と振興に関する協議会

河川水上航行ルール見直し案

✓ 「特定船舶優先区域」では、船舶の優先順位を設定します。

地図上の ■ で囲まれた区域は「特定船舶優先区域」です。下表の順位の低い船種が回避に努めるものとします。

順位	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
船種	作業船	動力船 (土砂運搬船)	動力船 (旅客船等)	手漕ぎ・ 足漕ぎボート	モーターボート

特に狭い水域に限り、回避能力の低い船種を優先するものです。それ以外の水域では、原則として非動力船が優先します。

✓ 現場の標識に従いましょう!



標識は橋梁や水面に設置されています

名称	標識	意味
追越し禁止		他の船舶を追い越してはいけません
行き会い注意		他の船舶と行き会う時には、特に注意しましょう
通航制限区域		護岸から5メートル以内は通航してはいけません
船幅制限(5m)		船幅が5メートルを超える船舶は通航してはいけません
回転禁止		船舶を回転させてはいけません
行き会い・追越し禁止		河道の切欠部以外ですれ違ってはいけません



追越し禁止区域
行き会い注意区域
特定船舶優先区域

通航制限区域
護岸から5メートル以内は通航禁止

特別航行区域
船幅制限(5メートル)

行き会い・追越し禁止

✓ 事前に航行計画を立てましょう!

- ⚠ 大阪市内河川には係留場所がありません。
- ⚠ 橋梁が低い場合、大阪湾の潮位によっては出入りができません。潮位が高いときに橋梁の下を通過するのは大変危険です。

事前に大阪湾の潮位と橋梁の桁下高を確認し、安全に通過できるよう、航行計画を立てておきましょう。

— 代表的な桁下高の低い橋梁 —

河川名	橋梁名	桁下高
木津川	昭和橋	T. P. +2. 269m
土佐堀川	淀屋橋	T. P. +2. 374m
堂島川	堂島大橋	T. P. +2. 439m
堂島川	大江橋	T. P. +2. 494m

インターネットで大阪湾の潮位をチェック!
気象庁 大阪 潮位

(必ず「橋高表示」の潮位表で確認ください)

※「道頓堀川水門」「東横堀川水門」を通航するためには、事前に申込が必要です。
連絡先: 大阪市建設局東横堀川水門 TEL:06-6203-9268/FAX:06-6203-9027

4-2 一般社団法人日本マリン事業協会賛助会員アンケート調査結果

番号	都道府県	団体名	条例の有無
①	千葉県	東拓建設(株)金谷マリーナ	条例あり
②	大阪府	オーシャンマリン(株)	条例あり
③	山口県	(株)ササキコーポレーション	条例あり

船釣りをする遊漁者の皆さんへ

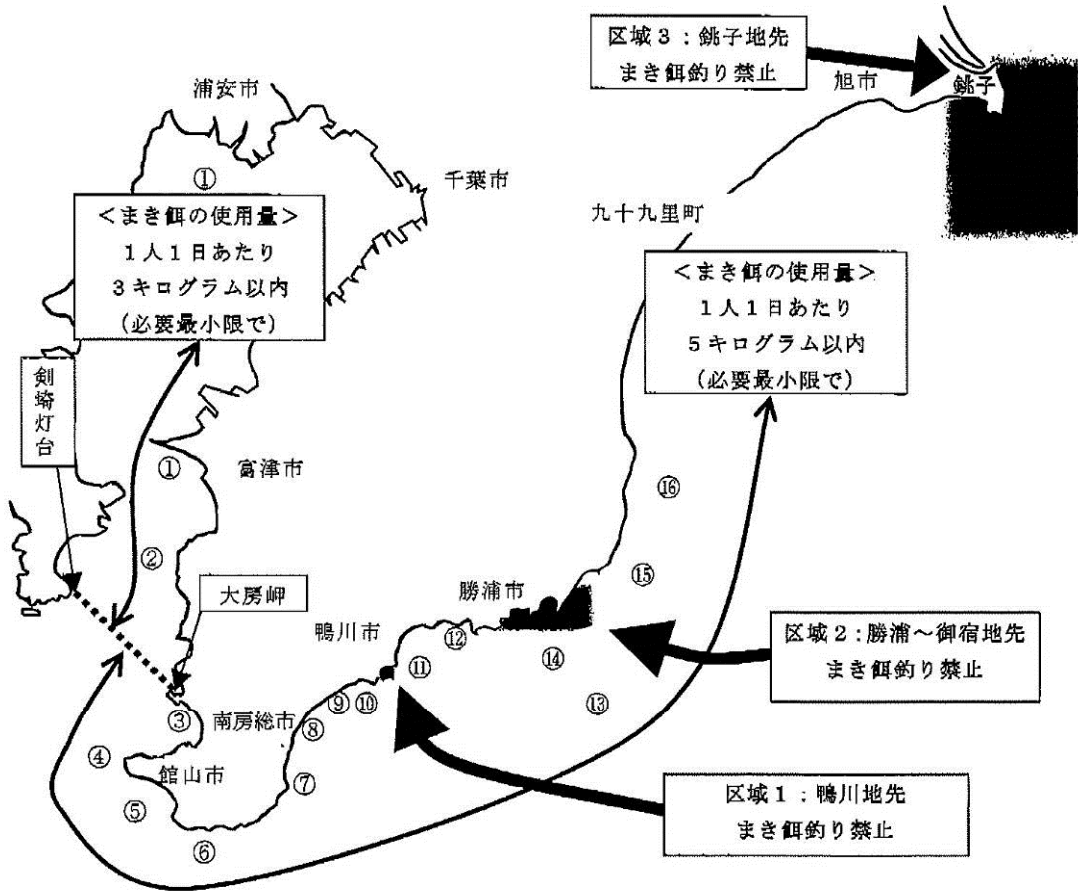
千葉県では、遊漁者のまき餌釣りについて、「千葉海区漁業調整委員会指示」と「千葉県海面利用協議会推奨ルール」の2つのルールで漁場の秩序維持を図っています。

<千葉海区漁業調整委員会指示>

区域1、2及び3では、船舶を使用する遊漁のまき餌釣りは禁止されています。

<千葉県海面利用協議会推奨ルール>

①から⑯の地区では、遊漁をする際の具体的なルールがあります。（裏面）



- ❗ **安全のために、救命胴衣を着て、乗船しましょう。**
- ❗ **漁業者の網に、切れた釣り針等がからまり、漁業者のけがや網の破損被害が発生しています。残ったまき餌や釣り糸、針は各自持ち帰り、海をきれいに保ちましょう。**

「千葉県海面における遊漁のまき餌釣りルールについて」のホームページ
<http://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/makiesa.html>

千葉県海面利用協議会推奨ルール一覧表

地区名	内 容	地区名	内 容
① 浦安～富津 (内 湾)	1 遊漁船業者は、のり漁業者の操業に妨げとなるのり養殖施設並びに施設付近に利用者を案内しないこと。 2 大佐和、天羽地区では、タイ釣りにはまき餌を使用しない。	⑧ 和田 (南房総市)	1 遊漁の操業に際し、漁業者の固まりより一定の間隔を空け、漁業者の操業を妨害するような操業をしてはならない。 2 遊漁を営む時間は次のとおりとする。 (1) 出港時間 夜明け (2) 入港時間 13時(漁播終了) ただし、アジ釣り、ホイカ釣りに限り午後の遊漁を営むことができる。 3 休業日は漁業者と同じく漁協の規定(第3土曜日、祭、正月及び地元祭等)に従うものとする。
② 天羽 (富津市)	西根※を中心とする半径 0.5 マイルの海域では、オキアミ、アマコマセ、ミンチを使用するまき餌釣りは禁止する。 ※西根の緯度経度 (日本測地系) 北緯 35° 10.668' 東経 139° 46.800' (世界測地系) 北緯 35° 10.866' 東経 139° 46.607'	⑨ 江見 (鴨川市)	1 遊漁船のまき餌は6時～12時までの時間規制をする。 2 遊漁船のイワシ生き餌釣りは、全面禁止とする。
③ 船形 (館山市)	1 休業日は、毎月基本的に第1土曜日、正月、お盆及び地元の祭礼とする。 2 利用者が次の体長の魚類を採捕した場合、必ず再放流させること。 (1) 全長20センチメートル以下のマダイ (2) 全長30センチメートル以下のヒラメ	⑩ 吉浦・天面 (鴨川市)	遊漁船の生き餌釣りは、全面禁止とする。
④ 西岬 (館山市)	1 休業日は、毎月基本的に第4水曜日及び正月・お盆・お祭とすること。 2 ヒラメを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年4月30日までとする。なお、毎年継続してヒラメ稚魚を放流している場所は禁漁とすること。 3 利用者が次の体長の魚類を採捕した場合は、必ず再放流をさせること。 (1) 全長20センチメートル以下のマダイ (2) 全長30センチメートル以下のヒラメ 4 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内におけるマダイ釣りにおいては、周年オキアミコマセ釣りは禁止する。 ア 漁業権基点南48号(館山市坂田と同市洲崎との境界線石) イ 漁業権基点南48号から354度1,500メートルの点 ウ 漁業権基点南49号から299度2,200メートルの点 エ 漁業権基点南50号から254度2,000メートルの点 オ 漁業権基点南50号(館山市洲崎と向市西川名との境界線石)	⑪ 太海 (鴨川市)	遊漁船は、5月1日～9月30日まで、イワシ生き餌釣りは、禁止とする。
⑤ 相浜・布良 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第4水曜日とする。 2 ヒラメを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年4月30日までとする。 3 1月から6月末まで、沖アミ禁止。 4 利用者が次の体長の魚類を採捕した場合は、再放流とする。 マダイ 全長20センチメートル以下 ヒラメ 全長30センチメートル以下	⑫ 小湊 (鴨川市)	次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内における船舶(駆動力船を含む)によるまき餌釣りは禁止。 ア 漁業権基点南73号(旧天津小湊町と勝浦市との境界線石) イ 北緯35° 06.27'、東経140° 12.784'の点 ウ 北緯35° 06.218'、東経140° 12.534'の点 エ 北緯35° 06.207'、東経140° 12.049'の点 オ 北緯35° 06.651'、東経140° 11.106'の点 カ 漁業権基点南72号の3(旧天津小湊町内浦宇寄前1番地の第3標柱) (注) 緯度、経度は世界測地系
⑥ 白浜 (南房総市)	1 釣り船は、第2水曜日と第4水曜日を定休日とする。 2 コマセ離はしまでとする。	⑬ 沿岸小型漁船 (鴨川市～御宿町)	キンメダイ及び大高根への遊漁船の入漁禁止。 ただし、大陸側以浅でのキンメダイ以外を目的とする釣りは除く。
⑦ 千倉 (南房総市)	1 休業日は、毎月第2・第4の水曜日及び元旦とすること。 2 操業時間は、日の出から日没までとすること。 3 ヒラメ及びアコウグイを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年5月31日までとする。 4 利用者が次の大きさの魚類を採捕した場合、必ず再放流させること。 (1) 全長20センチメートル以下のマダイ (2) 全長22センチメートル以下のキンメダイ (3) 全長30センチメートル以下のヒラメ	⑭ 新勝浦 (勝浦市)	新勝浦市漁業協同組合川尻支所地先海面のまき餌禁止区域におけるルアー釣船の操業は午前8時からとする。
		⑮ 御宿岩和田 (御宿町)	遊漁船の真潮根操業については、操業時間を8時30分から11時30分とする。
		⑯ 夷隅東部 (いすみ市)	1 遊漁を営む日の出入港時間は原則として次のとおりとする。 (1) 出港時間 午前4時 (2) 入港時間 午前12時 ただし、午後の遊漁は午後8時までに入港するものとする。 2 休業日は、毎月第1月曜日と第3月曜日とする。 3 イサキについては、4月1日～9月30日。午前5時～午前11時まで(午後は禁止)。 イサキに限りアミのコマセを使用可。イワシ、サンマのミンチ、オキアミのまき餌は、漁業、遊漁とも禁止。 操業海域の制限は共同漁業権の範囲内。 4 ヒラメは10月1日～4月30日。操業時間は午前5時30分～午前12時まで(10月から11月末日)、午前6時～午前12時まで(12月から4月末日)。午後は禁止。操業海域の制限、禁漁区がある。 5 フグは、10月1日から4月30日。午前12時まで(午後は禁止)。尾数制限あり。 6 イガ、キンメダイは勝浦地区(千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合)の規則に従う。(休漁日は異なる)

【お問い合わせ先】 千葉県農林水産部水産局水産課漁業調整班 (TEL043-223-3042) 銚子水産事務所 (TEL0479-22-8397)

館山水産事務所 (TEL0470-22-5761) 勝浦水産事務所 (TEL0470-73-0108) 千葉海区漁業調整委員会 (TEL043-223-3745)

②オーシャンマリン（株）資料条例あり



事故防止のため、航行は避けましょう。
 航行エリア内での水レジャーの高速走行はやめましょう。
 (航行エリア内5ノット=時速10km以下)
 水中に隠れた暗岩に注意しましょう。
 岸辺の釣り糸の迷惑にならないように、また釣り糸に十分注意しましょう。

二色の浜公園 海浜緑地
 周辺航行ロケルルール

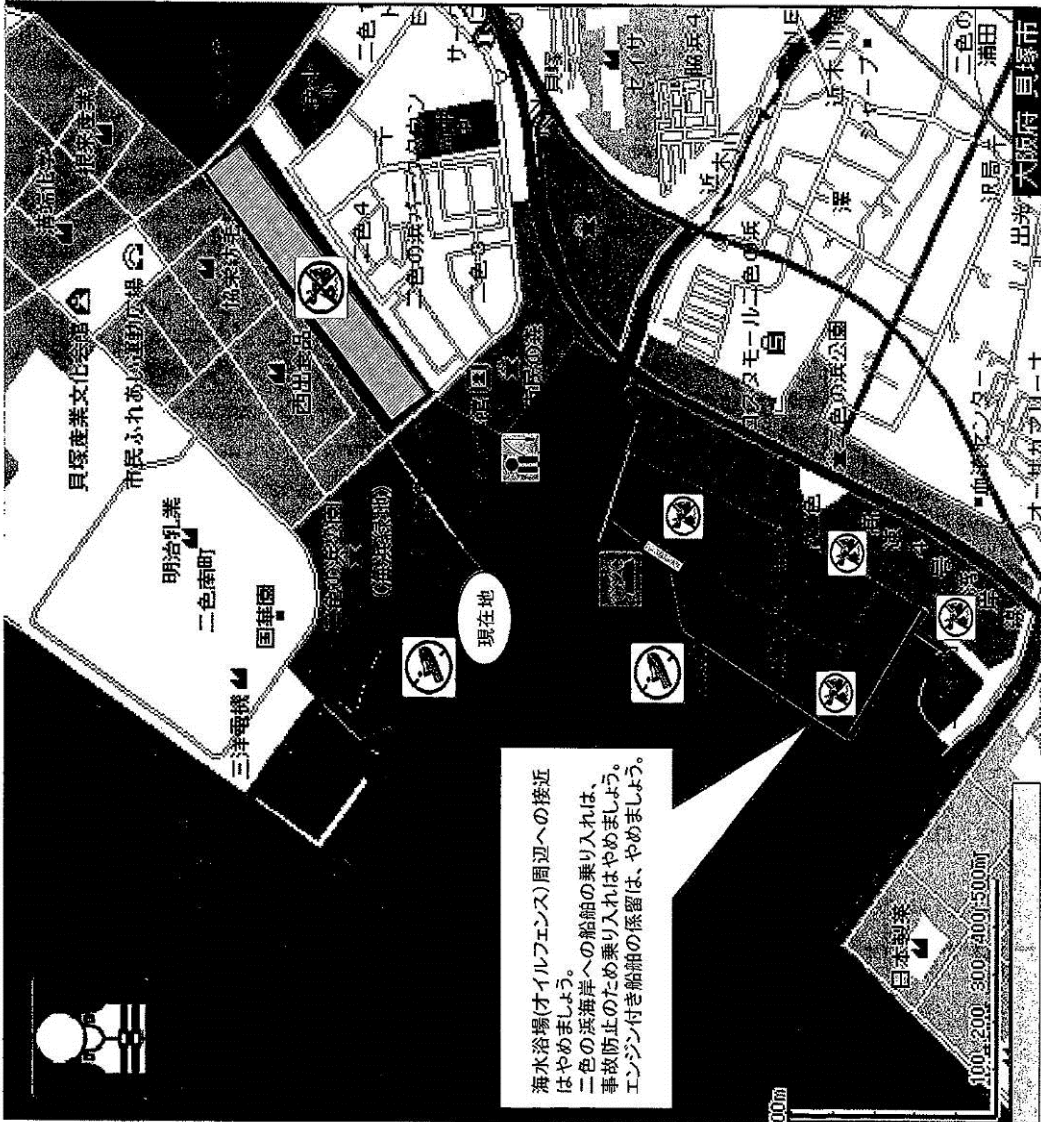
海浜緑地 湾内でのスキューバセット、
 パナポート等の引っ張り用具の利用は
 周囲の安全に十分注意しましょう。

水路の走行は、地域住民の皆様に
 迷惑になりますので走行しないで下さい。

法律で定められた遵守事項

- ・酒酔い操縦の禁止
- ・ライフジャケットの着用
- ・免許の自己操縦
 (小型船舶免許所有者以外操縦禁止)
- ・危険操縦の禁止
- ・危険区域への進入、遊泳者の付近での暴走行為

財団法人 マリンスポーツ財団
 二色の浜公園管理連合会
 大阪府南港区和歌山事務所
 大阪府岸和田市海上保安署
 海上保安庁大阪水上警察署



海水浴場(オイルフェンス)周辺への接近
 はやめましょう。
 二色の浜海岸への船舶の乗り入れは、
 事故防止のため乗り入れはやめましょう。
 エンジン付き船舶の係留は、やめましょう。

③ (株) ササキコーポレーション資料条例なし

○小型船舶等による危険な行為の規制に関する条例

平成21年7月14日

山口県条例第36号

(目的)

第1条 この条例は、小型船舶等の操縦について必要な規制を行うことにより、県民の生命及び身体の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「小型船舶等」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第2条第4項に規定する小型船舶（スポーツ又はレクリエーションの用に供するものに限る。）及びこれによりけん引されるものをいう。

2 この条例において「遊泳者等」とは、遊泳者又はろかいのみをもって運転する舟に乗っている者をいう。

(危険な行為の禁止)

第3条 何人も、人命救助その他の正当な理由がないのに、遊泳者等の付近において、小型船舶等を急転回させ、縫航させ、衝突その他の危険を生じさせるおそれのある速力で航行させ、その他遊泳者等に危険を覚えさせるような方法で操縦してはならない。

(罰則)

第4条 前条の規定に違反した者は、50万円以下の罰金又は科料に処する。

小型船舶等による危険な行為の規制に関する条例

平成21年9月1日施行

目 的

水上オートバイなどの小型船舶が、海水浴場の遊泳者等の付近で危険な行為（急転回、縫航（蛇行）など）を行っている事案が発生しているため、これらの行為を防止して、県民の生命・身体を守ることを目的としています。

対象となる場所

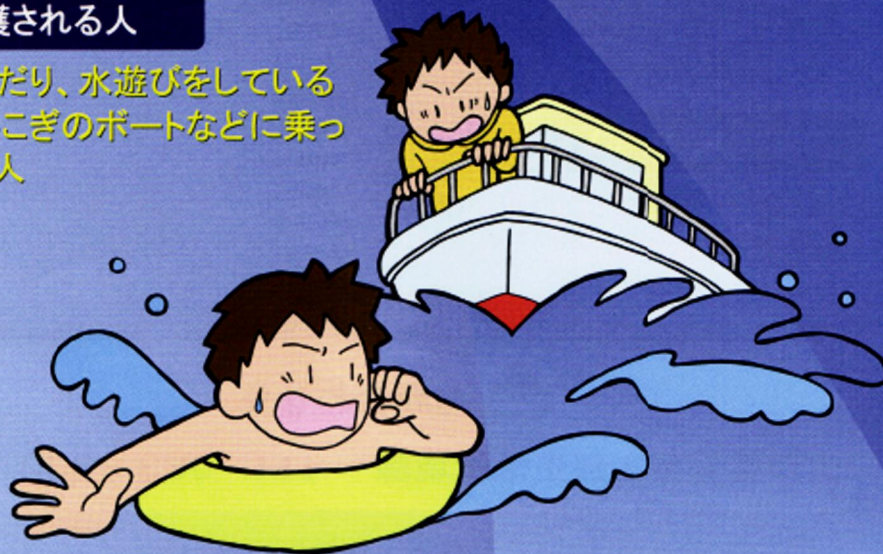
海水浴場などの海のほか、河川や湖沼などを含む

対象となる乗り物等

水上オートバイやモーターボート、ヨット（推進機関を有しない5トン未満のものを除く）などの小型船舶及びこれらにけん引される水上スキーなど

保護される人

泳いだり、水遊びをしている人や手こぎのボートなどに乗っている人



禁 止 行 為

遊泳者等の付近において



急転回

急に進行方向を大きく変える

縫 航

遊泳者等の間を縫うようにして蛇行する

疾 走

異常なスピードで航行する

その他

急停止や、水上オートバイを横倒しにする等

など、遊泳者等に危険を覚えさせるような方法で操縦してはいけません。

罰 則

禁止行為をした人は、50万円以下の罰金又は科料に処せられます。

お 願 い

水上オートバイなどを利用される方は、遊泳者等がいる場所では無謀な航行はせず、安全な操縦に心がけて下さい。



お問い合わせ先

山口県警察本部生活環境課 TEL 083-933-0110